安平町総合計画

基本計画



平成19年3月

北海道安平町

目 次

第	1	章		生泪	1	【視	の	ま	5	づ	<	り																
	第	1	節	鬼	大	j あ	ふ	れ	る	ま	ち	づ	<	り		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		1		豊カ	な	自	然	環	境	0	保	全	と	活	用		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		2	,	快通	訂さ	生	活	環	境	0	形	成		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		3		うる	ま	416	0	あ	る	ま	ち	づ	<	り	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
		4		道路	Ż •	交	通	網	0	整	備		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
		5		情報	通	信	基	盤	0	整	備		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	第	2	節	梦	心	ゕを	大	切	に	す	る	ま	ち	づ	<	ŋ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
		1		地垣	₹<	`る	み	で	の	子	育	7	支	援	の	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
		2		保促	ŧ •	医	療	体	制	0	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	37
		3	:	福祉	体	ː制	の	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
		4		消队	j •	救	急	体	制	0	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
		5		防災	٠ ځ	玉	民	保	護	対	策	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	61
		6		防犯	<u>.</u>	交	通	安	全	対	策	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	66
第	2	章		恵ま	: *	た	立	地	条	件	を	活	か	し	た	ま	ち	づ	<	り								
	第	1	節	カ	支	ίð	ふ	れ	る	ま	ち	づ	<	り		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	72
		1		農材	常	きの	振	興		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	72
		2		工業	ŧσ)振	興		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	80
		3		商業	ŧσ)振	興		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	84
		4	;	観光	ćσ)振	興		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	88
		5		新た	1	地	域	産	業	0	創	出		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	93
		6		地垣	工	ニネ	ルル	ギ	_	対	策		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	97
	第	2	節	Ė	L貨	な	住	宅	の	確	保		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	100
		1		安征	f T	良	質	な	住	宅	確	保		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	100
		2		定住	E仮	建	0	た	め	0	情	報	提	供	体	制	0	確	<u>\\ \</u>		•	•	•	•	•	•	•	103
第	3	章	;	豊カ	な	こ	ح	ろ	を	育	む	学	X	の	ま	ち	ブ	<	り									
	第	1	節	_	-人	V	と	り	の	個	性	や	口	能	性	を	伸	ば	す	ま	ち	ブ	<	り		•	•	106
		1	,	個人	、を	: 尊	重	す	る	成	熟	し	た	ま	ち	ブ	<	り		•	•	•	•	•	•	•	•	106
		2		就学	的	う教	育	•	学	校	教	育	の	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	110
	第	2	節	4	∄ð	たが	(1)	の	あ	る	ま	ち	づ	<	り		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	118
		1		生涯	[学	智	0	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	118

第4章	主	住民と	行政と	この協	働に	によ	る	ま	ち	ブ	<	り											
第1	節	信頼	される	るまち	づく	つ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	129
1	L	コミュ	ニティ	ィの活	性们	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	129
2	2	住民参	加によ	よるま	ちこ	うく	ŋ.	体	制	0	確	<u>\</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	134
第2	2 節	効率	的・タ	为果的	な行	財	政	の	し	<	み	づ	<	り		•	•	•	•	•	•	•	140
1	[:	行財政	改革の	り推進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	140
2	2	広域行	政の推	推進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	148

第1章 生活重視のまちづくり

- 第1節 魅力あふれるまちづくり
 - 1 豊かな自然環境の保全と活用

現状と課題

(土地利用計画に基づいた自然環境の保全)

- 安平町における土地利用については、自然環境の保全と開発整備のバランスをとっていくことが重要であり、合併時に策定された「まちづくり計画」における「将来土地利用方針」を基本に、安平町総合計画「基本構想」の中において方向性が整理されていますが、個別法に基づく土地利用計画については、それぞれ早来地区においては、平成16年度から35年度までの「都市計画市町村マスタープラン」が策定され、追分地区においても、国土利用計画に基づく市町村計画が平成12年度から21年度までの計画期間として策定されています。
- これら計画(都市計画・国土利用計画)については、合併後も現行のまま引き継ぐことになっていますが、今後、国土利用計画の終了(平成22年3月)を受け、安平町全体を範囲とした土地利用計画の見直しが必要となってくるとともに、都市計画においても、今後、都市計画区域及び用途地域指定をどうしていくのかなど、関係機関や議会、都市計画審議会等における慎重な審議が必要となってきます。
- 環境に係る「基本理念」や町・事業者の「責務」を明記した「安平町環境基本条例」 については、本条例を基本とした個別計画の策定とともに、全町的な環境保全対策を 講じていく必要があります。
- 一方、町内における民間企業においても、「<u>ISOシリーズ(注)</u>」の認証を取得している事業者があるなど、住民の環境対策における関心の高まりもあり、こうした動きが今後も広まっていくと思われます。また、地域住民により組織された環境問題対策協議会や監視連絡員「さわやか環境マスター」による、公害防止活動・生活環境保全に係る監視活動などが行なわれるなど、地域による環境保護の取り組みが広がりつつあります。
- 自然保護などに係る課題としては、地域における環境美化に対する意識の向上を図りながら、森林保全につながる「緑化事業」、「河川浄化事業」を住民とともに行っていくといった仕組みづくりとともに、豊かな自然環境の保全が、定住化や観光行政につながる大きな要因にもなっていることから、景観に配慮した標識看板設置や悪臭を含めた公害対策、さらには、適正な土地取引と開発行為の促進が必要となっています。
- (注) I S O シリーズ: I S O は国際標準化機構の略で、世界共通の規格・基準を制定してる民間組織。 I S O シリーズは、製品・サービスの品質向上や地球環境への安全な取組みを実施するめに制定され た国際標準規格です。

(自然環境の活用によるまちづくりの推進)

- 自然が町の貴重な財産であることから、これら自然環境の保護とともに、豊かな自 然環境を活用した「イメージ戦略」を含めた施策の展開により、定住促進や観光促進 に結び付けていかなければなりません。
- 具体的には、町を流れる安平川上流部一体の森林保全が本町の水資源を守るためにも重要となることから、植林等により森林のダム機能を復元させる「<u>グリーンダム構想(注)</u>」の実現に向けた課題解決や、ふるさとの川である「安平川」の環境浄化活動に対する取り組みを通した意識啓発が重要と思われます。
- また、瑞穂ダムを中心とした「花公園づくり」の取り組みについては、安平地区が中心となった住民活動としてスタートしたことから、こうした活動の普及拡大を支援するとともに、グリーンダムとの機能分担による連携を推進していく必要があります。
- 一方、幼少年期の子ども達に対しては、地域の自然環境を活かした体験活動を通し、「豊かな心」と「生きる力」を育んでいくとともに、町民に対しては、安平町の自然の豊かさが実感できるような取り組みを行っていく必要があると思われます。

基本方針

- ■「安平町環境基本条例に基づく豊かな自然環境の保全と活用」
 - 町土は現在及び将来における住民のための限られた資源であり、生活及び生産活動の共通基盤であることを再認識し、市街地を取り巻く森林、農地、河川など自然環境と相互に調和した「有効かつ効率的」な土地利用を促進します。
 - 本町の貴重な財産である自然を保護するため、「安平町環境基本条例」の基本理念の具現化を目指した緑化や森林整備等の「個別計画」を策定し、町内環境の実態に即した対策を講じていくとともに、「さわやか環境マスター」などとの連携による、ごみの不法投棄や公害のない快適な生活環境を目指していきます。
 - 安平町民共通の資源である「安平川」の親水空間整備とともに、森林によって水 を貯える「グリーンダム構想」の基本理念の具現化に向けた関連事業の展開により、 安平町の豊かな自然環境を活用したまちづくりを目指していきます。

計画地である安平川とその周辺の丘陵地は、市街地からやや離れているものの、ふるさとらしさが残る里山にある。本構想は、そうした地域環境を積極的に活かして、グリーンダムとしての森づくりや自然復元の場、或いは様々な交流や環境学習の場をめざして、長期にわたり取り組んでいく事業と位置づけるもの。さらに、安平川については、追分、早来両地区の共通資源であることから、合併による一つのシンボル事業として位置づけ、人々が交流し一体感をもちながら豊かなふるさと環境をつくる場にしていくという考え方による構想。

⁽注) グリーンダム構想:樹木(森林)により保水力を高め、「森林ダム」とする考え方。グリーンダムとは、従来型のダム すなわち直接土木構造物に水を溜めるという考え方から、緑 [=森林] によって水を貯えるという考え方に基づく もの。

施策の体系

- ■「豊かな自然環境の保全と活用」
 - □土地利用計画に基づいた自然環境の保全
 - ◆基本構想に基づく「土地利用」の推進
 - ◆都市計画マスタープラン等の見直し
 - ◆環境基本条例の推進による自然環境の保全
 - ◆緑化事業の推進
 - ◆河川浄化活動の推進
 - ◆生活環境の整備と公害対策の推進
 - □自然環境の活用によるまちづくりの推進
 - ◆グリーンダム整備事業の推進
 - ◆安平川周辺の親水空間整備の推進
 - ◆瑞穂ダム周辺整備の推進
 - ◆森林資源を活用したソフト事業の展開

主要施策

- (1) 土地利用計画に基づいた自然環境の保全
 - ① 土地利用方針の推進
 - ◆基本構想に基づく「土地利用」の推進(重点化施策)

本町の自然保護と将来都市構造(7つの拠点軸)を支える土地利用については、安平町総合計画「基本構想」に基づく、「森林・農地・住宅地・商業地・工業地」といった、5つの土地利用区分の方針に基づき推進していきます。

- ② 都市計画マスタープラン等の見直し
 - ◆都市計画マスタープランの見直し

平成13年度から3カ年かけて策定した「市町村マスタープラン」や「都市計画区域マスタープラン(整備・開発及び保全の方針)」については、「<u>都市計画法第6条(注)</u>」に基づく5年に1度の基礎調査及び、都市計画審議会等の結果を受け、実情に即した変更手続きを進めていきます。

◆国土利用計画の見直し

国土利用計画については、平成21年度までの計画(平成12年度策定:旧追分町計画)が合併後においても有効となっていますが、次期計画変更の際には、早来地区を含めた見直しが必要となることから、次期計画策定(平成22年度策定)に向けた準備を進めていきます。

(注) 都市計画法第6条: 都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うもの。

③ 環境基本条例の推進による自然環境の保全

◆環境基本条例の推進

本町の貴重な財産である自然環境を保全するため、環境基本条例の基本理念の 具現化を目指した「実践指針」と「行動計画」を策定し、町内の現況に即した具 体的な対策を講じていきます。

◆環境基本条例に基づく個別対策の推進(重点化施策)

環境基本条例に基づく公害対策や環境保護などついては、事業者の責務となっているものの罰則規定がないことから、これら責務の周知徹底、さらには、監視連絡員「さわやか環境マスター」との連携により、住民からの苦情に迅速に対応した行政指導を行っていきます。

一方、空き地の「環境不良」などにより、町からの改善勧告に従わない所有者 に対しては、「空き地の環境保全に関する条例」に基づく改善措置を講ずるなど、 健康で安全な住民生活を守っていきます。

④ 緑化事業の推進

◆緑化基本計画の策定

緑豊かで清潔な生活環境の形成を図るため、町内の緑化の推進と保全に係る基本方針を定めた「安平町緑の基本計画」を策定し、「環境基本条例」の理念に沿った町民植樹や「緑化推進宣言(仮称)」を実施するなど、住民に対する環境保全意識の普及啓発及び、住民との協働による緑化事業を推進していきます。

◆森林等保全地域の指定

水資源の確保には、森林の有する保水力の向上が不可欠であることから、安平 川上流部やトキサラマップ川を中心とした、長期的な展望に立った「町有林管理 事業」を推進していくとともに、土砂採取跡地の緑化促進を含めた、森林保護と その運動を促進させていくため、「森林等保全地域の指定」に向けた検討を進めて いきます。

⑤ 河川浄化活動の推進

◆河川浄化活動等の支援(重点化施策)

河川等の水辺環境については、安平川等におけるこれまで行われてきた「清掃」「水質浄化」「魚・魚卵の放流」などの様々な活動を支援しつつ、安平川源流部など水源地域の保全を含めた、総合的な河川環境の維持・改善に努めていきます。

また、ふるさとの川「安平川」を昔の清流に戻す活動のひとつとして、民間組織が中心となって実施してきた安平川の魚道設置については、町の立場としても関係機関に対し強く要望していきます。

⑥ 各種環境対策による自然環境の保全

◆景観整備の推進【再掲】

町内の公共施設や公園などを案内する看板類については、観光客にもわかりやすく、そして自然環境(景観)に配慮した統一看板(標識・見どころ情報・自然紹介)などの整備を進めていきます。

また、老朽化した標識や看板などについては町のイメージ低下にもつながることから、看板類の修繕及び町内の環境美化の取り組みを推進していきます。

◆生活環境の整備と公害対策の推進

地域における大気・水質・騒音などの公害については、地域内にとどまらず近隣市町村にも及ぶこと、さらに住宅地における「悪臭」等の苦情も寄せられていることから、行政による監視体制の強化と水質検査結果に基づいた改善を促すなど、細やかな行政指導を徹底していきます。

また、<u>ダイオキシン(注)</u>の発生要因のひとつとされる野焼きや、小型焼却炉からのばい煙、さらには水源地における不法投棄などに対しては、「さわやか環境マスター」と行政との連携により公害の防止に努めていきます。

(2) 自然環境の活用によるまちづくりの推進

① グリーンダム整備事業の推進【再掲】

◆グリーンダム整備事業の推進(重点化施策)

安平川は町民共通の資源であり、「グリーンダム」すなわち緑(=森林)によって水を貯えるという町全体のシンボル事業として、森づくりや自然復元の場、交流や環境学習の場を目指し、そして安平町民が互いに交流し、一体感を持ちながら豊かなふるさとをつくるため、「グリーンダム構想」に基づく「グリーンダム整備計画」を策定していきます。

◆グリーンダム構想(計画)に基づいた各種事業の展開

グリーンダム構想を具現化するため、住民参加による植林活動や生物保護区の設定(ビオトープ(注)の創出・ホタルの里)、林産体験(きのこ栽培・木材加工体験・カヌーづくり)、心を癒す森づくり(フットパス(注)・カヌー乗り場・森林セラピー(注)・都市住民との交流)など、長い年月をかけて森林をつくりあげていく過程において、自然を活用した各種事業を展開していきます。

⁽注) ダイオキシン:強い毒性とほかの物質に変化しにくい性質を持っていることから環境への影響が危惧されています。

⁽注) ビオトープ: 生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。失われる自然にあって人工的に空間 を作りだし植物や魚、昆虫を生存させ、心の癒し、教育活動の場所としての機能を持つ。

⁽注) フットパス:英国が発祥の牧場や野原を歩きながら、風景や人、動物、植物との遭遇を楽しむための道のこと。

⁽注) 森林セラピー: 森林セラピーとは、森の自然が彩なす風景や香り、音色や肌触りなど、森の命や力を感ずることによって、私たちの心身に元気を取り戻させようとするもの。

② 安平川及び瑞穂ダム周辺整備による自然環境の活用

◆安平川周辺の親水空間整備の推進

ふるさとの川「安平川」については、公共下水道の普及により、徐々に水質浄化が進んでいることから、今後、住民などの活動をより活発化させていくとともに、学校や社会教育との連携による自然体験学習ができる「親水空間」の整備を要望していきます。

また、安平川と同じく「支安平川・二タッポロ川・トキサラマップ川」などの 親水化を含めた検討を行っていきます。

◆瑞穂ダム周辺整備の推進(重点化施策)【再掲】

瑞穂ダム周辺においては、「どろんこまつり」の開催や「花公園づくり」など、地域住民が中心となった「自然環境を活かした取り組み」が実施されていることから、こうした活動を支援するとともに、森林の保全と水資源を守る「グリーンダム整備事業」との機能連携を目指していきます。

③ 森林資源の有効活用

◆森林資源を活用したソフト事業の展開

自然保護の育成と意識の醸成を図るため、植林事業、河川環境の保全事業、町内植物の標本作成事業など、これまで各町内団体が取り組んできた自然保護に関する様々なソフト事業をさらに発展させていくとともに、教育委員会との連携による自然環境を活かした「各種体験事業」などの実施を目指していきます。

◆保健保安林の有効活用

「鹿公園周辺」や「環境保全小規模作業所(通称:どんぐりハウス)周辺」の保健保安林については、地域住民のみならず、町外から訪れる人々が豊かな自然を実感することができる貴重な場所であることから、今後とも自然環境の保全とその有効活用に努めていきます。

第1章 生活重視のまちづくり

- 第1節 魅力あふれるまちづくり
 - 2 快適な生活環境の形成

現状と課題

(簡易水道)

- 本町の水道施設は、建設から30年を経過した施設もあり、計画的な整備更新を実施 し、良質で安定した給水を図っていかなければなりません。
- 簡易水道統合計画を平成 21 年度までに策定し、各簡易水道を統合して上水道事業 に移行する予定となっていることから、水道料金も併せて段階的に統一していく必要 があります。
- 未給水地域については、水道未普及地域解消計画に基づき未給水地域の解消に努めていかなければなりません。農村地域の飲雑用水道は、施設の計画的な改修又は町水道への切り替え等を総合的に判断した上で、適切な給水に努めていく必要があります。
- 水資源の確保は、森林の有する保水力の向上が不可欠であることから、現在の水源をいかに維持していくかが重要であるとともに、将来にわたり安定した給水を図っていくための水源確保が大きな課題となっています。

(下水道)

- 〇 本町の下水道事業については、平成14年に追分市街地の一部、平成16年に早来市街地の一部が供用開始となりましたが、これまでと同様に、公共下水道計画に基づいた計画的な整備と、下水道使用料の格差是正を目指していく必要があります。
- 清潔で快適な生活を維持し、移住定住化を促進していくためにも、下水道事業をさらに進めていく必要がありますが、設置費と使用料などの経済的な負担や、独居のお年寄りが入院などの理由により不在となっているなど、様々な理由による排水設備未着手住宅もあり、今後とも普及率の拡大が大きな課題となっています。
- 公共下水道の供用開始に伴い、町民の整備意識を高めるためにも、多くの方々が利用する公共施設について、安心して快適に利用・活動してもらうために、供用開始となった地区から随時接続工事を実施していくことが求められています。
- 公共下水道計画の区域外となっている農村地区などの生活排水処理対策として、個別排水処理施設(合併処理浄化槽)整備に向けた取り組みが課題となっておりますが、整備事業を推進していくためには、対象住民の合意が必要であることから、住民の意向を踏まえながら、普及及び整備促進に向けて進めていくことが重要となっています。

○ 公共下水道事業の進展と、下水道処理区域外の合併処理浄化槽の普及推進により、 し尿の収集・処理を行っている胆振東部日高西部衛生組合の縮小と合理化の対策が必 要となっています。

(ごみ対策)

○ 本町におけるごみ処理は、安平町と厚真町で構成する安平・厚真行政事務組合と苫 小牧市との広域処理で行っています。可燃ごみ・不燃ごみについては、苫小牧市の処 分場で処理され、資源ごみ(紙パック・ペットボトル・ビン)は、(財)日本容器包装 リサイクル協会に再商品化の処理を委託しています。

缶については、安平・厚真行政事務組合で再資源化の処理を行い、生ごみは町内の 民間処理業者に委託し、「たい肥化」されています。

- 行政事務組合で使用されていた焼却施設については、国のダイオキシン対策や広域 化の推進により、現在は使用されておりませんが、施設の経年による劣化が進み、倒 壊の危険もあることから、解体などの対応が課題となっています。
- ごみの減量化については、全町的な環境問題と組み合わせた対策が必要であり、家庭ごみの有料化の検討に加え、住民が自主的に行っているリサイクル活動との連携や、ごみ分別の啓蒙によるごみ減量化を推進していかなければなりません。

(墓地等の整備)

○ 現在の墓地区画については、今後 10 年の間に不足することが想定されることから、 新たな造成に向けた調査が必要となります。

また、墓地までを結ぶ道路や墓地内の駐車場などの整備、さらには墓地周辺の植樹による環境整備など、計画的な整備をしていかなければなりません。

○ 本町の火葬場については、早来地区では昭和58年に建設され、老朽化などにより平成16年に火葬炉を改修、追分地区では平成9年の建設により、火葬炉2基・動物炉1基を備え、両地区とも無煙装置を備えた近代的な施設となっており、一定の事業完了を見たところです。

(ぬくもりの湯等の利用促進)

○ 近年の民営公衆浴場の廃業に伴い、公衆浴場の役割も担う温浴施設である「ぬくもりの湯」の利用促進が課題となっています。

また、町内唯一の温泉である「鶴の湯温泉」の有効的な活用方法等の検討が必要となっています。

基本方針

- ■「安全な水の安定供給体制と衛生的な生活環境の確立」
 - 快適で魅力ある住宅地を形成するため、さらには、緊急時に命を守るライフライン の一つとして、未給水地域の解消や、老朽化してくる水道施設を維持していくため、 現有施設の整備・改修を進めるとともに、水道料金の格差是正を進めていきます。
 - また、水資源の確保を目的とした森林の保護と育成を図るとともに、将来にわたって、安全で良質な水を安定して供給できるよう、新たな水源確保に向けて検討していきます。
 - 今後についても、公共下水道の整備を計画的に進めることにより、清潔で快適な生活環境の整備を目指すとともに、供用開始区域における公共施設の下水道接続事業の計画的な整備に努めていきます。

さらには、公共下水道事業計画区域外における、個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の推進を図り、農村地域等の環境改善に努めていきます。

○ ごみの広域処理化事業の継続により、衛生的な生活環境を維持していくとともに、 安平・厚真行政事務組合と連携を図りながら、廃止焼却施設の解体とペットボトルや 紙パック等の資源ごみを一時保管するためのストックヤード(注)の施設整備を図っ ていきます。

また、ごみ減量化に向けた取り組みの一つとして「家庭ごみの有料化」を検討していくとともに、自主的なリサイクル活動の支援やごみの分別収集の周知徹底を強化していきます。

○ 植樹や緑化などにより、自然と調和した安らぎのある墓地周辺の計画的な環境整備 を進めていくとともに、「ぬくもりの湯」の利用促進や「鶴の湯温泉」の有効的な活用 方法等について検討していきます。

施策の体系

- ■「快適な生活環境の形成」
 - □水道施設の整備
 - ◆未給水地域における水道施設整備事業の推進
- (注) ストックヤード: 町内から回収された資源ごみについて、分別確認作業を行い広域連携している処分場へ 運搬するまでの間、資源ごみを一時保管しておく場所のことであり、広域連携している処分場のスペース確保及びリサイクル体制の推進を図るための施設のこと。

- ◆水源の保全及び確保
- ◆飲雑用水道施設整備の促進
- ◆老朽施設の更新及び健全財政の維持
- □下水道施設の整備・普及
 - ◆公共下水道及び特定環境保全公共下水道整備
 - ◆公営住宅、公共施設等下水道接続事業の推進
 - ◆合併処理浄化槽の普及
 - ◆し尿処理組織の見直し
- 口ごみ対策の充実
 - ◆一般廃棄物の広域処理体制の充実
 - ◆ごみの減量化対策の充実とごみの有料化の検討
 - ◆リサイクル体制の確立と各種リサイクル事業に対する支援
- □墓地等の環境整備
 - ◆墓地等の環境整備の促進
- □「ぬくもりの湯」等の利用促進
 - ◆「ぬくもりの湯」の利用促進及び「鶴の湯温泉」の有効活用

主要施策

- (1) 水道施設の整備
 - ① 未給水地域における水道施設整備事業の推進
 - ◆未給水地域における施設整備事業

未給水地域が一部あることから、受益者負担など未給水地域住民の理解や意向を確認し、「水道未普及地域解消計画」に基づき、未給水地域の解消に努めていきます。

② 水源の保全及び確保

◆森林保護の育成

水資源の確保には、森林の有する保水力の向上が不可欠であることから、安平 川やトキサラマップ川上流部を中心とした町有林管理事業を推進していくととも に、土砂採取跡地の緑化促進を含めた森林保護の促進を図り、水資源確保と併せ て安平町の豊かな自然環境の保護と育成に努めます。

◆水源の確保

本町では、既存水利権が不足しているため、将来における水需要に対応してい くためにも、「瑞穂ダムの多目的利用」の検討をはじめ、苫小牧東部地域の工業用 水の確保など、新たな水源確保に向けて、今後も国や道へ要望していきます。

◆節水対策の推進

貴重な水資源のロスを未然に防ぐため、広報紙や「水道週間」を通じて、水の大切さ、水源確保の大切さを啓発し、水資源の節約運動など水の有効利用を促進していきます。

③ 飲雑用水道施設整備の促進

◆飲雑用水道施設整備の促進【再掲】

農村地域の飲雑用水道については、施設の老朽化が進み、追分地区では道営事業を活用した施設整備を検討します。早来地区では施設の老朽化に加え、水源である地下水汚染が徐々に進んでいることから、町水道への切り替えも視野に住民と協議し、安全・安心な水の供給に努めます。

④ 老朽施設の更新及び健全財政の維持

◆老朽施設の更新

水道施設については、給水を開始してから既に30年以上が経過した施設もあり、水道管をはじめ水道施設の老朽化が進んでいることから、健全な財政運営と整合性をとりながら、計画的に改修更新を進めていきます。

◆健全財政の維持及び水道料金の格差是正

今後、水道施設の老朽化による維持補修経費の増大や、給水区域の拡大などの費用が見込まれるため、簡易水道施設整備計画の早期策定や水道料金の徴収率の向上を図るなど、健全な財政運営に努めていきます。

さらに、町内に三つある簡易水道を統合するため、簡易水道統合計画を平成 21 年度までに策定し、上水道事業に移行することから、公営企業会計としての財政 バランスを保つ適正な統一水道料金体系を住民の理解のもと確立していきます。

(2) 下水道施設の整備・普及

① 公共下水道及び特定環境保全公共下水道整備

◆公共下水道計画に基づく事業の促進(重点化施策)

清潔で快適な生活を実現するため、さらには移住定住化を促進していくためにも、現在進めている公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の計画的な整備に努めていくとともに、浄化センターの維持管理の包括的民間委託などによるコスト縮減を目指します。

◆下水道事業の周知と相談体制の確立

下水道の整備を計画的に実施していくためには、受益者分担金・負担金や排水設備工事費などの負担に加え、高齢化や住宅の老朽化などの要因により、排水設備が未着手になるといった問題も生じていることから、イベントや広報紙などを活用し、排水設備工事費や助成制度の周知PRを強化していきます。

さらに、高齢者の世帯においては、住宅の老朽化と今後の生活状況などを考えた場合、住宅を手放し公営住宅や町内の福祉施設に移りたいという希望者もいることから、公営住宅や福祉担当を含めた連携とともに、様々な問題に応えるための相談体制を確立していきます。

◆下水道使用料の格差是正

公共下水道の整備が進むにつれて、下水道施設の維持管理経費の増大が予想されることから、受益者分担金・負担金や下水道使用料の徴収率の向上を図るなど、 健全な財政運営に努めるとともに、両地区で下水道使用料に差異があることから、 住民の理解のもと収支バランスに考慮した適正な料金体系を目指します。

② 公営住宅、公共施設等下水道接続事業の推進

◆公営住宅の下水道接続事業の推進

公営住宅の下水道接続事業については、公営住宅の維持補修や建替・解体整備などを見極めながら、今後策定する「安平町住宅総合計画(仮称)」の中で、公営住宅の下水道接続事業についても盛り込み、計画的な整備に努めます。

◆公共施設などの下水道接続事業の推進

安心して快適に利用・活動・学習してもらうため、さらには、町民の整備意識 を高めるためにも、学校をはじめ多くの方々が利用する公共施設について、供用 開始となった地区から、計画的に公共施設の下水道接続事業による整備を目指し ます。

③ 合併処理浄化槽の普及

◆合併処理浄化槽の普及(重点化施策)

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の保全及 び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道事業計画の区域外における生活排水処 理対策として、個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の整備を推進していきます。

整備事業を推進していくためには、対象住民の合意が必要なことから、住民の意向を踏まえた上で、現状の把握と各ケースのコスト面など補助メニューの試算や分析作業を行い、町としての方針や整備計画を定め、負担割合など整備事業について住民の理解のもと、個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の普及及び整備促進を目指します。

④ し尿処理組織の見直し

◆し尿処理組織の見直し

公共下水道事業や合併処理浄化槽設置整備事業が進むことにより、胆振東部日 高西部衛生組合で実施している「し尿処理対策」については、今後より一層、利 用者の減少が進むことから、組合組織の整理縮小と合理化に向けた検討を進めるよう働きかけをしていきます。

(3) ごみ対策の充実

① 一般廃棄物の広域処理体制の充実

◆広域的ごみ処理体制の充実

安平・厚真行政事務組合で実施している広域処理体制を継続していくとともに、 生ごみ以外の大部分のごみ処分をお願いしている苫小牧市との処理体制を連携強 化していきます。

また、最終処分埋立地の増設などについては、住民に対する情報提供を図りながら、広域的な枠組みによる検討を進めていきます。

◆廃止焼却施設の解体整備事業

平成15年12月にダイオキシン飛散防止の応急措置として、廃止した焼却施設の煙突部の密閉工事を行っておりますが、煙突の倒壊によりダイオキシンが飛散し、環境への影響などが懸念されることから、できるだけ早い時期に焼却施設を解体して、ペットボトル・紙パック等の資源物を一時保管するためのストックヤードを整備し、苫小牧市の資源化センターへの運搬の効率化を図ります。

② ごみの減量化対策の充実とごみの有料化の検討

◆ごみの分別の徹底と減量化の推進

ごみの減量化を推進するためには、まず家庭ごみの分別を徹底してもらう必要があることから、各自治会、町内会等と連携しながら分別のルールについての啓蒙活動を強化していきます。

また、リサイクル品目の拡充、イベント開催時に合わせたフリーマーケット等のリサイクル活動を促進するなど、住民団体が自主的に行っている活動との連携による全町運動への展開を目指します。

◆家庭ごみの有料化の検討

本町から排出されるごみのほとんどが家庭ごみであることから、ごみ処理経費の削減とごみ減量化を進めるために、情報公開や町民の理解と積極的な参画、資源化率の向上を目指すためのリサイクル体制を図りながら、安平・厚真行政事務組合と連携し、家庭ごみの有料化について検討していきます。

◆ごみの不法投棄対策

平成13年4月に家電リサイクル法が施行され、排出者のリサイクル料金の負担発生に伴い不法投棄が増加していることから、監視連絡員「さわやか環境マスター」との連携により、生活環境保全に係る監視活動をより一層推進していきます。

③ リサイクル体制の確立と各種リサイクル事業に対する支援

◆リサイクル体制の確立 (重点化施策)

環境基本条例に基づく「環境問題取組実践指針(仮称)」を策定するなど、町民や事業所などそれぞれの立場で、実際に行動を起こせるリサイクル運動などの実践への理解を求めるとともに、ごみを「減らす」「再び使う」「再資源化」を進める3R運動(注)をはじめとしたリサイクルに対する意識啓発に努めていきます。

◆リサイクル事業に対する支援

家庭から出る生ごみの減量化とリサイクルを推進するため、自治会、町内会等で生ごみの「たい肥化」に取り組むなど、ごみの減量化につながる活動に対して、 支援していきます。

(4) 墓地等の環境整備

① 墓地等の環境整備の推進

◆墓地の区画造成

現在の墓地区画については、年間約15から20区画程度の利用希望があることから、町有敷地内での新たな区画造成に向けた調査を実施していきます。

◆墓地周辺の環境整備

墓地に向かう道路や墓地内の駐車場など、未整備な墓地もあることから、計画的に整備を図っていくとともに、植樹や緑化などにより墓地周辺の環境に配慮した整備を促進していきます。

(5) 「ぬくもりの湯」等の利用促進

- ① 「ぬくもりの湯」等の利用促進
 - ◆「ぬくもりの湯」の利用促進及び「鶴の湯温泉」の有効活用

温浴施設である「ぬくもりの湯」については、スキー場などの公共施設や民間施設とタイアップした共通利用券の発行など、利用者のニーズに沿ったサービス提供に努めながら、今後も町内外からの利用促進を図っていきます。

また、町内唯一の温泉であり貴重な資源・財産である「鶴の湯温泉」について、有効的な活用方法等の調査研究を進めていきます。

⁽注) 3 R運動: Reduce (リデュース:減らす)、Reuse (リユース:再び使う)、Recycle (リサイクル:再資源化)の頭文字をとった言葉。

リデュース (ごみの発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (ごみの再生利用) の優先順位で 廃棄物を処理するのがよいという考え方を示している。

第1章 生活重視のまちづくり

- 第1節 魅力あふれるまちづくり
 - 3 うるおいのあるまちづくりの推進

現状と課題

(公園・緑地の整備)

○ 本町には、日本最古の保健保安林を有する「鹿公園」や、都市計画公園の「ときわ 公園」など町を代表する公園のほか、「街区公園」、「近隣公園」さらには、近年の定住 化や公営住宅の再編などから、新たな公住に隣接した児童遊園地の整備が進められて きました。

今後新たに公園を設置する場合には、人々が安らげる広場として、そして、小さく ても良いから身近で景観に配慮した憩いの場、地域の実情に即した小公園(公衆トイレ設置含む)などを検討していく必要があります。

- 一方、これまで整備が進められてきた「鹿公園」や「ときわ公園」については、今後、町内外の人々がリフレッシュでき、そして、子どもたちが安心して遊べる遊具の整備が望まれています。また、過去に行ったアンケート調査では少数だったものの、 大が引綱をつけないで遊べる公園「ドッグラン(注)」の整備を望む声もあることから、「趣味や健康」などの新たなニーズに対応した広場等の整備についても検討していく必要があります。
- このように、町内の公園については様々な整備を望む声が寄せられていますが、その維持管理には大きな費用がかかるのも事実であり、これからの成熟した社会では行政との連携から一歩進んだ、公園の維持管理を含め住民の「参加・協働」による公園づくりが必要と思われます。

安平町においても全ての住民が安らげる地域づくりのために、どのような仕組みにより公園に設置された遊具などの安全確認や改修をしていくのが良いか、住民とともに考えていかなければなりません。

○ 市街地における街路樹や植樹帯については、商店の自主的な活動として定着してきておりますが、その他農村地区の並木の維持管理や、各自治会・町内会を中心に行っている花壇整備についても、公園の管理と同様、地域住民の力による維持管理システムが重要となっています。

⁽注) ドッグラン: 犬が引き綱をつけないで自由に遊べ、思いっきり全力疾走できる、柵に囲まれた犬のための公園です。他人に迷惑をかけることなく、犬同士が遊べます。飼い主同士の交流も楽しめ、しつけそのほかについての情報交換の場としても便利な施設。

一方、市街地を除く地域の「緑地化」については、砂利採取、黒土・火山灰の採取、 農用地の効率的な利用を図るための農地造成などにより本町の森林は減少し、自然破 壊や景観上の問題となっていることから、環境基本条例の具体的な実践が必要と思わ れます。

(美しい地域景観の形成)

- 町内の景観づくりについては、町及び社会福祉協議会が中心となり自治会・町内会・ 商工会などが協力参加している「花いっぱい運動」や、道路の協働作業として取り組 んだ「ビューティーサポート R 234」、そして、冬季間、自宅前などで彩られる「イル ミネーション」など、町民や団体等において様々な飾花運動が実施され、町民のみな らず、そこを通りかかる人々の目を楽しませる取り組みが活発に行われています。
- また、瑞穂ダム周辺において実施された「花公園づくり」については、安平地区の 地域住民が中心となり実施されており、こうした地域美化活動が活発に行われること、 さらには、町内他地域への波及効果や観光地としての展開などが期待されています。
- 町内の公共施設や公園などを案内する看板類については、観光客にもわかりやすく、 そして景観に配慮した看板(標識)設置が必要であり、統一した景観形成を図るため にも「景観条例」の制定を含めた検討とともに、老朽化した看板などについては危険 性とともに町のイメージ低下につながることから定期的な修繕が必要と思われます。

基本方針

- ■「景観に配慮したうるおいのあるまちづくりの推進」
 - 「鹿公園」及び「ときわ公園」を中心とした周辺地域の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、市街地の街路樹や農村地域の並木の整備、四季をとおした草花の飾花や「イルミネーション活動」の普及などによる町全域の景観整備を推進します。
 - 町民ニーズと地域特性に対応した公園や憩いの広場を計画的に整備していくとと もに、子どもたちが安心して遊ぶことができる遊具を適正に配置し、その維持管理 については地域の協働によるなど、地域に親しまれる公園整備に努めます。
 - 町全体の自然環境と調和した景観形成を図るため、環境基本条例の具体的な実践 に向けた基準となる「景観条例」の制定とともに、市街地景観の誘導を含めた統一 景観の基準づくり(サイン計画)を進めていきます。

施策の体系

- ■「うるおいのあるまちづくりの推進」
 - □公園・緑地の整備
 - ◆既存公園の魅力向上

- ◆鹿公園・ときわ公園の整備充実
- ◆小公園(ポケットパーク)の整備
- ◆早来駅前公園の整備
- □美しい地域景観の形成
 - ◆地域緑化、飾花事業の推進
 - ◆統一した景観基準の作成
 - ◆景観に配慮した彩り事業の促進

主要施策

- (1) 公園・緑地の整備
 - ① 既存公園の魅力向上
 - ◆町内の各種公園等の魅力向上(重点化施策)

町内にある児童遊園地等遊具の計画的な補修や、「防球ネット」の設置など、子どもたちが安心して遊ぶことができる公園づくりを目指していきます。さらに、サッカー練習など多目的に使用されている「はだしの広場」については、実情に即した芝生補修を行っていくとともに、補助制度を活用した公衆トイレの設置を検討していきます。

◆協働による公園の維持管理

町内にある各種公園や広場については、建設は勿論のことその維持管理には大きな経費を伴うことから、町が責任を持って行う規模の遊具補修とともに、限られた予算を有効に活用するためにも、<u>アダプトプログラム(注)</u>など、地域住民や企業の協力による公園の維持管理手法の導入を目指します。

また、児童遊園地等に設置している遊具において、老朽化の状況や安全情報の提供・一部補修などを目的とした「遊具パトロール」の組織化と活動に対する支援を行っていきます。

② 鹿公園・ときわ公園の整備充実

◆鹿公園の機能充実(重点化施策)

鹿公園については、近年、隣接する土地の一体的な整備(遊歩道等)を進めて きましたが、今後、オートキャンプや、パークゴルフなど、来訪者のニーズにあっ た公園機能の充実化を進めていきます。

また、これまで子どもを持つ親から強い要望が寄せられてきた「アスレチック 遊具」の計画的な整備を進めるとともに、ドッグランなどの新しいニーズの検討 を実施しながら、鹿公園と安平山スキー場周辺一体の利用促進を目指していきます。

⁽注) アダプトプログラム: 里親制度のこと。地方自治体が道路や公園、ビーチなどの清掃活動を地元住民に任 せる制度。地元住民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたもの。

◆ときわ公園の整備促進

スポーツ施設と一体となった「ときわ公園」については、鹿公園同様、子どもたちが安全に遊ぶことができる遊具の計画的な整備を進めていくとともに、追分地域で定着しつつある「深呼吸スポットの設置」による健康ウォーキング事業を「ときわ公園」周辺で実施するなど、公園の有効活用と町民の健康増進を図っていきます。

③ 小公園 (ポケットパーク) の整備

◆小公園(ポケットパーク)の整備

市街地において、小さくても身近で安らげる「小公園(ポケットパーク)」を整備していくとともに、地区会館の改修(下水道工事等)に合わせるなど、できる限り経費をかけずに、外からの使用も可能となるトイレ(公衆トイレ)の整備を検討していきます。

④ 早来駅前公園の整備

◆早来駅前公園の整備(重点化施策)【再掲】

国道の4車線化による「早来駅前」のバイパス工事が完了したことから、予ねてから懸案となっていた、早来駅前公園の整備については、駅横に併設されている「物産館」の利用促進を含め、人と情報が交流する「<u>まちの駅(注)</u>」として整備すると同時に、町が提唱する「<u>クラスターステーション(注)</u>」として指定していきます。

(2) 美しい地域景観の形成

① 地域緑化、飾花事業の推進

◆地域緑化事業の推進

道道・町道に植樹された「ヤマボウシ」や「エゾヤマザクラ」などの育成管理に努めるとともに、未来に引き継ぐ「緑の財産」として、「町民植樹・記念樹・里山づくり」などの緑化運動を推進していきます。

◆農村地域の緑化促進

これまで行ってきた農村地域の並木育成管理の継続と、土砂採取跡地の緑化や遊休地への植林誘導による町内緑化を促進していくとともに、「グリーンダム構

⁽注) まちの駅:「まちの駅」とは、地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する空間施設です。また、まちづくりの拠点となり、まちとまちをつなぐ役割を持つものです。人と人をつなぐ場であることから、ヒューマンステーションと呼ぶことができる。

⁽注) クラスターステーション: クラスター (cluster) とは、英語で房を意味する。ここでは、安平町内の 公共施設や観光施設、レストラン・公園などをぶどうの粒に見立て、町全体を観光地として機能さ せる考え方をいう。

想」や瑞穂ダム周辺の「花公園づくり」などを含めた、具体的な緑化事業の実施 に向け、農村地域の環境整備計画となる「田園環境整備マスタープラン」を策定 していきます。

◆飾花事業の推進(重点化施策)

沿道の景観と環境保全整備により景観創出に結び付けていく北海道の取り組み (シーニックバイウエイ) の指定を視野に入れた事業展開を目指し、これまで地域住民や企業などの協力により実施してきた「花いっぱい運動」や「ビューティーサポートR 234」、瑞穂ダム周辺の「花公園づくり」など、住民が主体となった地域美化活動をさらに活発化させていくとともに、町内の4つの駅を彩る「ステーションプランター(駅花プランター設置事業)」などの新たな「飾花事業」を行っていきます。

② 統一景観の形成

◆統一した景観基準の作成(重点化施策)

これまで統一した計画を持たない状況で進めてきた景観整備については、合併を契機に町全体の自然環境と歴史文化を活かした景観形成を図っていく必要があるため、「景観条例」の制定とともに、「道路・公共施設・表示・標識」などの公的サイン及び、市街地景観の誘導を含めた統一景観の基準づくり(サイン計画)を進めていきます。

◆統一景観の形成【再掲】

町内の公共施設や公園などを案内する看板類については、外国からの観光客にもわかりやすい「統一景観基準」に基づいた案内看板などの整備を進めていくとともに、統一感のある景観については町のイメージアップにもつながることから、国道 234 号線「安平町の入り口」及び市街地の景観整備を推進していきます。

◆景観に配慮した彩り事業の促進

安平町には、地域の歴史・文化を受け継ぐ歴史的建造物や、人々の心を和ます 豊かな自然景観があることから、これらの財産を保護・保全していくとともに、 市街地や街並景観と連携した、「イルミネーション活動」を推進していきます。

また、生涯学習事業の一環として実施している「アイスキャンドル事業」など、まちの魅力を演出する「景観に配慮した彩り事業」を支援していくとともに、牛乳の消費拡大の取り組みと連携した「牛乳パック」を活用したキャンドルづくりなどのように、新たな発想による事業連携を検討していきます。

第1章 生活重視のまちづくり 第1節 魅力あふれるまちづくり 4 道路・交通網の整備

現状と課題

(道路の整備)

- 本町の道路網の骨格を形成している国道 234 号は、苫小牧市から岩見沢市方面へ南 北に通っており、この国道を補完する形で東西軸を形成している道道については、周 辺の市町村とを結ぶ重要路線であり、千歳鵡川線、早来千歳線、豊川遠浅停車場線、 北進平取線、瑞穂安平停車場線、上幌内早来停車場線、舞鶴追分線、川端追分線、追 分停車場線の 9 路線となっています。
- 早来市街地のバイパス切り替えに伴う工事が行われたことから、新たな市街地の骨格が形成され、接続する道路の整備も計画的に実施されてきました。一方、安平・遠浅市街地における国道の拡幅や、追分地域のバイパス拡幅などが長期的な課題となっておりますが、国の財政事情と交通実態などから事業実施の時期が見通せない状況です。
- 町はこれまで、住民の要求に応える形で都市計画道路を含め多くの町道を整備してきましたが、財政的な制約もあり未だに整備が遅れている道路が数多く残っているのが現状となっています。しかし、道路は町民の生活や産業活動を支えるとともに、災害に際しても避難や防災活動において重要な役割を果たすことから、国道・道道の整備と一体となった町道の整備や地域住民の生活実態に即した計画的な道路整備を進めていく必要があります。
- こうした道路の整備に加え、相当年数を経過した橋梁については、建設した時期が 昭和 40 年代以降に集中していることから、修繕が必要となる時期も重なることが予 想されます。また、橋の耐用年数を延ばすためには多額の費用を要することから、こ れら課題に対処するための「適確な施設の診断作業」と「財政的な備え」が必要となっ ています。
- 道路環境の整備については、これまで行政中心により行われてきましたが、「道路愛護」や「環境美化」をさらに進めていくためにも、「ビューティーサポートR 234」のような、行政と住民との協働による地域活動をさらに発展させていく必要があります。

また、交通安全対策を基本にした町道の補修とともに、街角ベンチや花壇設置を含めた歩道の整備など、町民の健康増進につながる「ウォーキング運動」に配慮した歩道整備が求められています。

- 国道を含めた町の案内標示については、町の施設や観光地の整備が進むにつれ、町内施設の情報を広く自動車を利用する人などに周知することが必要となっていることから、景観や外国人にも配慮した道路標示・案内看板などの設置が望まれています。
- 本町における除雪体制については、民間委託と直営の併用方式を採用し、迅速かつ 効率的に対応することを目指していますが、今後とも除雪経費の節減に努めていく必 要があることから、出動基準の見直しや地域におけるその時々の降雪状況を適確に判 断できる体制を整備していく必要があります。
- 一方、除雪に対する住民からの苦情については、除雪の基本的な実施方針を知らないことに起因する内容も多いことから、主要幹線道路や通学路を意識した除雪経路を設定し除雪を行っていることなど、除雪運行に係る「除雪基準」や「除雪の優先順位」などのPRなどを行いながら、住民の理解と協力を求めていく必要があります。

(公共交通の利便性向上)

- 安平町は南北に連担する4つの市街地で構成され、各市街地は国道234号及びJR 室蘭本線並びに石勝線で結ばれていますが、町の骨格を形成する交通体系を確立する ためには、広域交通の骨格となる主要幹線道路と鉄道が連携した「駅前交通結節点の 整備」とともに、公共交通の利用促進を図るため「駅舎のバリアフリー(注)化」や「駅 駐車場の整備」などが重要となっています。
- また、JR交通については、高齢化の進展から益々その需用が高まることが予想されるとともに、安平町が進める「定住化」を促進させるためにも大きな要素となっています。しかし、札幌都市圏を通勤・通学圏にするには利用しづらいダイヤになっていることから、札幌方面へのアクセス向上が大きな課題と言えます。
- 町民バス(循環・巡回)を含めたバス交通については、学生や高齢者の日常生活に とって重要な交通機関であり、交通利便性を向上させていくため、運行回数の増加や 低床バスの導入などが今後の課題となります。
- 一方、循環バスの運行については、スタートして間もないこともあり、運行ダイヤ の見直しやサービス内容に対する不満の声も聞かれることから、こうした問題に対し、 利用実態と財政面を含めた運行体制の見直しを行うとともに、画一的でない利用者の 立場に立ったサービス内容の見直しが必要と思われます。

⁽注) バリアフリー: 住宅に段差や仕切りがなく移動しやすくしたりしたもの。

基本方針

- ■「地域住民の生活実態に即した道路・交通網の整備」
 - 国道・道道の整備と一体となった、地域住民の生活実態に即した計画的な町道(車道・歩道)及び橋梁の整備・改修に努めるとともに、行政と住民との協働による道路環境美化活動を推進していきます。
 - 地域生活の利便性に大きな影響を与える「鉄道」については、札幌圏へのアクセス向上に向けた運動とともに、駅前交通結節点及びその周辺整備を推進していきます。また、町内のバス交通については、「町民バス(循環・巡回)」の利用促進に向けた運行ダイヤの見直しなどを行っていきます。

施策の体系

- ■「道路・交通網の整備」
 - □道路の整備
 - ◆国道、道道の整備促進
 - ◆町道など生活道路の計画的な整備促進
 - ◆橋梁施設の補修推進
 - ◆駅前広場の整備推進(追分駅前・早来駅前)
 - ◆生活実態に即した除雪体制の確立
 - □公共交通の利便性向上
 - ◆鉄道利便性の向上
 - ◆町外バス路線の維持と利便性の向上
 - ◆町民バス(循環・巡回)の充実

主要施策

- (1) 道路の整備
 - ① 国道、道道の整備促進
 - ◆国道の整備促進

早来市街地で進められてきた国道 234 号の拡幅事業の完了を受け、遠浅地区・安平地区・追分地区における拡幅 4 車線化事業の促進に向けた要望を継続していくとともに、完成までの間における交差点付近の渋滞防止と交通安全対策として「右折レーン」などの設置を強く要望していきます。

◆道道の整備促進

安平町を通る道道については、歩道の設置を含めた道路改良事業を要望していくとともに、駅前(追分・早来)における交通結節点の整備を関係機関との調整により促進していきます。

特に、道道豊川遠浅停車場線については、日高方面と国道 234 号とをつなぐ主

要路線で、沿道には全国有数の軽種馬牧場及び三冠馬ディープインパクトを繋養 (けいよう) する社台スタリオンステーションがあり、競馬関係者や来訪者が増加していること、さらには、観光をはじめ胆振・日高圏域の地域間交流の促進を図るためにも本路線の車道及び歩道の再整備が必要なことから、千歳方面とを結ぶ 町道遠浅酪農1号線及び2号線の道道認定の採択と一体となった要望を行っていきます。

② 町道など生活道路の計画的な整備促進

◆都市計画道路の整備促進(重点化施策)

計画決定されている都市計画道路については、災害時における避難路、救急車両の通行、緊急物資の運搬路の機能も有していることから、町の骨格となる国道・ 道道の整備と一体となった道路交通網の整備を促進していきます。

◆生活道路の整備促進

道路の整備にあたっては、限られた財源を有効に使うため、道路の整備効果を費用便益で捉えた整備効果の高い路線や、過疎計画に基づく財政負担の軽減を図った未改良道路整備など、費用対効果を勘案した「道路整備計画」に基づき順次整備を行っていきます。

◆農道の整備促進

農機具の移動や農産物の出荷時に効果を発揮する農道の整備については、地域における利用度や事業費コスト、将来的な活用なども総合的に評価しながら、実情に即した農道整備を進めていきます。

◆歩道空間等の整備

近年整備してきた道道や町道に係る「歩道空間」については、公園や街路樹、 花壇などと同様、維持管理を行政と住民(企業)が契約する「アダプトプログラム」の導入を推進していきます。

また、今後整備する「歩道の整備」については、これまで以上に「歩く」こと を町民に普及させていくためにも、保健師や健康事業担当者、実際に日頃から歩 いている人などの意見を参考にしながら、「歩行者が楽しく」、そして「歩きたく なる歩道」の環境整備に努めます。

③ 橋梁施設の補修推進

◆橋梁施設の補修

町道として管理している橋梁については、その半数近い橋が昭和 40 年代からから昭和 50 年代までに架設されたものであり、老朽化が進んでいることから、利用者の安全と円滑な交通を確保した計画的な橋梁の補修に努めていきます。

◆橋梁施設補修を目的とした基金の創設

多数の橋梁整備・補修を長期間に渡り安定して実施していくためには、多額の 経費を要する工事の財源対策が課題となることから、橋梁補修等を目的とした「基 金の創設」などを検討していきます。

④ 駅前広場の整備促進

◆追分駅前広場の整備促進(重点化施策)【再掲】

道道舞鶴追分線及び追分駅前停車場線の拡幅事業と一体的な整備を進めてきた「追分駅前広場(ロータリー化)整備事業」については、駅前交通の安全対策上からも重要であることから、町が行う「追分駅前公共駐車場整備事業」と合わせた事業促進を要望していきます。

◆早来駅前広場の整備促進【再掲】

国道 234 号バイパスが J R 早来駅前を通過していることから、鉄道と自動車交通の連携とともに、利用しやすく、安全で効率的な駅前交通結節点の整備を促進していきます。また、早来駅周辺においては、物産館の利用促進を含めた「まちの駅」としての駅前広場整備を目指していきます。

⑤ 生活実態に即した除雪体制の確立

◆除雪管理体制の強化

冬の安全な交通環境(車道・歩道)を確保する主要幹線道路や通勤・通学歩道の除雪については、住民生活に直結することから、積雪・地吹雪・融雪などの状況に応じた迅速な除雪を目指していくとともに、様々な状況に対応可能な体制づくりに努めていきます。

◆除雪基準の周知徹底

各種行政経費の削減を進めるなか、住民が求める除雪と町が実施する除雪基準が一部では乖離していることから、除雪の優先順位や除雪出動基準を周知するなど、住民の除雪に対する理解をさらに深めていきます。

◆除雪機械の整備活用

町がこれまで導入してきた「グレーダー(除雪・路面整正車両)」や「小型除雪ロータリー」については、適正な管理のもと出来る限り長い使用に努めるとともに、機械の夏場利用などを含め、最大限活用することにより住民サービスの向上を図っていきます。

また、これまで実施してきた民間委託と直営の併用方式については除雪機械類の関係もあり当面継続しながらも、最小限の経費で効果を上げるよう努めていきます。

◆住民による除雪体制の確立(重点化施策)【再掲】

現在行っている町の除雪体制では、高齢者などが希望する除雪内容に応えることが難しいものの、除雪経費の新たな増額も困難なことから、その現状の緩和と住民ニーズに応える「除雪支援制度」の充実化に努めていきます。

(2) 公共交通の利便性向上

① 鉄道利便性の向上

◆ J R 列車の利便性向上

交通の利便性については、本町で進めてきた定住化の必須要件(立地特性)となっていることから、JR列車の増便や時間帯の変更などの「ダイヤ改正等」を関係機関に要請していきます。特に、安平・早来・遠浅駅のダイヤ構成は、札幌都市圏を通勤圏にするには利用しにくいダイヤになっていることから、札幌方面へのアクセス向上等を重点的に要請します。

◆公共交通機関との連携

本町における交通の要であるJRの利用促進を図るため駅舎のバリアフリー化を要望していくとともに、町としてもこれまで最大限、追分駅周辺の住環境整備を実施してきたことから、町の定住促進団地「ラ・ラ・タウン」側からの乗降が可能となる「JR追分駅西側乗降口」の設置を強く要望していきます。

② 町外バス路線の維持と利便性の向上

◆町外バス路線の維持と利便性の向上

近隣の町(厚真町・苫小牧市・千歳・札幌圏)とをつなぐ、町民の貴重な足として地域を支えてきたバス路線については、近年のマイカー利用者の増加傾向はあるものの、高齢者など自分での運転ができない世代には必要不可欠な交通機関であることから、赤字となっている本バス路線の維持・確保に向けた取り組みを進めていきます。

③ 町民バス (循環・巡回) の充実

◆町内バス路線の見直し (重点化施策)

合併後実施した町内循環バスについては、町民の利便性の向上を図るため、追 分地区、早来地区を巡回する「巡回バス」との接続、さらには、巡回対象地域の 見直しを使用実態に即した形で行っていきます。

◆循環バスのサービス向上

循環バスのサービス向上を図るため、希望する場所での「降車対応」など、乗降場所、乗車中人員、天候、路面状況などを総合的に運転手が判断し対応するといった、柔軟な改善策の実現に向けた検討を進めていきます。

今後、高齢化により自動車の運転が出来なくなる方が増加することが見込まれることから、公共交通に対する住民ニーズの把握や町内交通環境の実態調査を行い、公共交通の課題や問題点の洗い出しや将来の公共交通のあるべき姿について検討し、さらに一歩進んだ「安平町公共交通システム」の確立を目指します。

第1章 生活重視のまちづくり

- 第1節 魅力あふれるまちづくり
 - 5 情報通信基盤の整備

現状と課題

- 地域情報化の取り組みについては、近年、町内において民間の<u>ブロードバンド(注)</u> サービス(ADSL)が開始されるなど、地域のインターネット環境が少しずつ整備 されたことから、今後さらに、町ホームページによる住民向け情報サービスの充実と、 その利用促進に向けた対策が必要となっています。
- その一方で、インターネットを使用するにあたってブロードバンドサービスの未提供地区(安平・遠浅・富岡及び農村地区)も数多く残っていますが、民間によるブロードバンドサービスの提供については、回線利用者数などの問題があることから、行政としてこれらの問題解決に取り組んでいく必要があります。
- 近年においては情報化の進展が激しく、今後とも情報化の変化に対応した対策が必要となることから、インターネットの利用による電子窓口業務の対応や、情報サービスの提供をさらに進めていくと同時に、地域の情報環境や世代間における「<u>情報格差</u>(注)」の解消を進めていく必要があります。

基本方針

- ■「情報通信基盤の整備による住民サービスの向上」
 - 「安平町地域情報化計画」に基づく情報通信基盤整備を進め、情報の地域格差が少ない暮らしやすい「情報化先進地」を目指すとともに、これら情報通信環境を活用し、その時代に即した情報提供の充実化を推進していきます。
 - 住民や地域企業などが利用しやすい「町内情報ネットワーク」の構築により、町ホームページによる様々な地域情報の提供はもとより、公共施設や図書の利用検索・申し込みなどが自宅からできるような、快適な情報環境を目指していきます。

施策の体系

- ■「情報通信基盤の整備」
 - □情報通信基盤の整備充実
 - ◆地域情報通信基盤整備事業の推進
 - ◆光ファイバー網の整備
- (注) ブロードバンド:ブロードバンドは別名で「広帯域」と呼ばれ、高速通信回線の普及により実現される次世代のコンピュータネットワーク、つまり大容量のデータを活用したインターネットサービスです。
- (注) 情報格差: コンピュータから情報を入手したり発信する手段を持つ者と持たない者との差や、ブロードバンドサービスを利用できる地区かどうかの差。デジタル・デバイドとも表記される。

□情報提供の充実と利用促進

- ◆安平町ホームページの充実
- ◆情報サービスの利用の促進

主要施策

(1) 情報通信基盤の整備

① 情報通信基盤の整備

◆地域情報通信基盤整備事業の推進(重点化施策)

学校や地域に点在する公共施設における情報化の遅れと、地域間における情報格差の解消を図るため、安平町地域情報化計画に基づく「地域情報通信基盤整備事業」を実施していきます。

また、本事業により今後実現が可能と思われる「選挙開票結果速報システム」、「学校授業インターネット活用システム」、「校舎周辺防犯システム」、「図書ネットワークシステム」など、様々な情報提供と情報環境の整備に向けた検討を進めていきます。

◆光ファイバー網の整備(重点化施策)

安平・遠浅・富岡地区などブロードバンドの環境が遅れている地域を解消するため、地域イントラネットの整備により利用が可能となる光ファイバー網の一部を、住民及び民間企業に開放するなど、「FWA(無線LAN)(注)」を活用したブロードバンド環境の整備を目指していきます。

② 情報提供の充実と利用の促進

◆安平町ホームページの充実

合併を契機として新たに開設した「安平町の公式ホームページ」については、町の最新情報やお知らせ、さらには、町の計画書や議会中継(生放送・録画)など多くの情報を提供していますが、今後とも、住民からのニーズに応える「わかりやすく」そして「利用しやすい」ホームページづくりに努めていきます。

また、情報の共有化のために実施している様々な「情報公開」を促進するとと もに、今後導入する「<u>パブリックコメント(注)</u>」など、新たな町ホームページを 通した町民との情報交換・情報交流を進めていきます。

⁽注) FWA (無線LAN): FWAとは (Fixed Wireless Access) の頭文字を取ったもので無線による加入者データ通信サービス方式の一つです。無線LANとは、無線通信でデータの送受信をするLANのこと。特に、Ethernet 規格の一部である「IEEE 802.11b」規格のことを指す場合が多い。

⁽注) パブリックコメント: 行政が政策や制度等を決定する際に、公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

◆情報サービスの利用促進

地域イントラネットの整備など、住民のみならず地域企業に開放した利用しや すい「町内情報ネットワーク」の構築により、公共施設や図書の利用検索・申し 込みなどが自宅からできるような、快適な情報環境を構築していきます。

また、ネットワークを活用した民間企業との連携による「地域産業の創出」や「雇用情報の相互提供」など、様々な情報サービスの利用促進を目指していきます。

第1章 生活重視のまちづくり

- 第2節 安心を大切にするまちづくり
 - 1 地域ぐるみでの子育て支援の充実

現状と課題

(保育サービス)

- 国内における急激な少子高齢化や、就労形態の変化、核家族化が進む中、安心して 子どもを産み育てることができる環境づくりが急務となっておりますが、本町におい てもこれらの対策を講じて行くことが求められており、移住及び定住化を今後さらに 押し進めていくためには、欠かす事の出来ない重要な課題と思われます。
- 住民ニーズの多様化や母親の就労機会の増加などから、一時保育や延長保育、休日保育、給食サービスを望む声が多くなってきており、さらには、へき地保育所間で給食サービスや保育料等の格差があり、本町では今後「次世代育成支援行動計画(仮称)」を策定するなど、幼保一元化も視野に入れながら、へき地保育所の運営体制を含めた地域全体による子育て支援策の再構築が求められています。
- 本町における保育所については、民間の保育所1カ所と、へき地保育所5カ所(季節保育を含む)がありますが、へき地保育所施設の老朽化の問題もあり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためにも、保育所施設の改修を進めていく必要があります。
- 早来地区における放課後児童保育所の老朽化対策として、施設改修が必要であることから、へき地保育所の改修と合わせた児童館の併設を視野に入れた統合的な整備が必要であるとともに、今後は、地域全体を考慮した上で受け入れ対象者の見直しを含め保育体制の再編などが課題となってくると思われます。

(母子福祉事業)

- 妊産婦の健康づくりのため実施している「パパママ教室」については、初妊婦をはじめ夫の参加による仲間づくりとしての場や、夫の協力体制を作る上で重要となっていますが、対象者の参加率が低いことや、男性の育児参加を促すための参加機会の増加に向けた工夫が必要と思われます。
- 妊産婦や乳幼児の健康づくりについては、転入者をはじめ核家族化や地域社会の連携の希薄化などから、育児不安を抱える養育者が増加しており、家族や養育者が孤立化しない体制づくりが重要となっています。
- 早期療育事業については、子どもの健やかな発達と安心して子育てができることを

目指し、発達が心配な子どもや気がかりな子どもを早期に発見し、子どもの必要性に 応じて身近な場において療育を受けられる体制が必要であるため、早期発見と正しい 援助方法を用いた早期療育が求められています。

○ 社会問題ともなっている幼児虐待をはじめ、子育ての中では様々な迷い・悩み・戸惑いなどの課題を持つ養育者に対する子育て支援として、養育者自身の悩みを受け止める場や育児不安を解消する場、親子同士で集える交流の場を充実させていく必要があり、子育て支援センターなどの活動との連携を図り、地域との関わりを持った子育てが行えるよう育児支援機能の充実が求められています。

(地域ぐるみでの子育て支援)

- 仕事と育児の両立や社会参加などを支援するため、子どもを預かるなどの<u>子育でサポーター(注)</u>の人材育成や子育で支援センターをはじめとする子育で支援に関する各種団体などとの連携や子育でサービスのネットワークづくりなど、地域ぐるみでの子育で支援が重要となっています。
- 幼児や児童が、地域の中で安全に遊ぶことができる「広場・公園」などの遊び場を 提供するため、関係住民からの要望も多い<u>幼児でも利用できる遊具(注)</u>の設置や住 民と地域との協働による遊具の維持管理を含めた児童遊園の環境整備を推進していく 必要があります。

基本方針

- ■「保育環境の整備などによる子育て支援の充実」
 - 一時保育や休日保育など多様化する住民ニーズに対応できる保育環境の充実化を 推進し、それらを含めた子育て支援サービスを提供するための保育施設の整備、改 修に努めるとともに、保育料の負担軽減など「多子軽減対策」の充実や保育体制の 再編などについて検討していきます。
 - 安心して子どもを産み育てられるまちづくりを目指し、早期療育や児童虐待を含めた育児不安を解消できる支援相談機能や親子同士での交流の場を提供するなど子育て支援サービスの充実を図ります。
 - 地域をあげた子育て支援体制を確立するため、地域や住民間で子育てを支えあう しくみの導入についての検討や、各種団体との連携強化を推進します。

3歳児未満が利用する場合は、常時保護者等とともに利用することが前提となっている遊具のこと。

⁽注) 子育てサポーター: 父母等の依頼に応じ、子どもを一時預かったり送迎したりして育児援助を行うこと。

⁽注) 幼児でも利用できる遊具:3歳児から6歳児までの小学校入学前の幼児については、保護者が同伴していることが前提。

施策の体系

- ■「地域ぐるみでの子育て支援の充実」
 - 口保育サービスの充実
 - ◆多様な保育サービスの充実
 - ◆保育所や児童館などの整備・改修
 - ◆少子化対策の充実
 - □母子福祉事業の充実
 - ◆各種母子保健事業の充実
 - ◆早期療育事業の充実
 - ◆子育て教室や子育て相談の拡充
 - □地域ぐるみでの子育て支援体制の確立
 - ◆各種団体と連携した子育て支援サービス
 - ◆児童遊園などの活用、整備促進

主要施策

- (1) 保育サービスの充実
 - ① 多様な保育サービスの充実
 - ◆多様な保育サービスの充実

子育てをしながら安心して働くことができる環境づくりを推進するため、「一時保育」や「延長保育」の実施とともに、給食サービスや休日保育など多様な保育サービスの提供に向けた検討を進めていきます。

◆へき地保育事業の見直し

へき地保育事業については、国の補助事業を活用しながら、農繁期における農村地域(追分地区)及び早来地区において保育事業を行っておりますが、農村地域及び安平地区における保育対象児童の減少化が課題となっていることから、受け入れ対象者の見直しを含め地域全体を考慮しながら保育体制の再編や町立保育園間の保育料の見直しなど、保育事業の健全運営及び保育サービスの充実を図るための検討を行っていきます。

◆学童保育機能の充実

放課後における児童対策については、ぬくもりセンター内に設置している追分児童館や早来放課後児童保育所などを活用した「学童保育機能」の充実に努めていくとともに、学校を活用した放課後児童クラブの開設などを含め、教育委員会との連携による放課後児童対策事業の再構築を進めていきます。

- ② 保育所や児童館などの整備・改修
 - ◆へき地保育園の整備

充実した子育で支援サービスを提供するなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためにも、町内における保育所施設の整備改修を進めていきます。特に、早来保育園については、統合的な児童活動や子育で支援事業の総合的な中心施設を目指していきます。

◆児童館の整備

就労形態の変化や、学校における完全週5日制の定着により、児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し情操を豊かにすることや保護者が安心して預けられる場として、全町的な児童館の整備に努めます。

特に、現在老朽化している放課後児童保育所の施設改修が必要であることから、 へき地保育園の改修と合わせた児童館の併設を視野に入れた統合的な整備に努め ます。

③ 少子化対策の充実

◆少子化対策の充実

就労形態の変化などから、仕事と子育ての両立に伴う肉体的・精神的負担や、 経済的負担を軽減するため、出生祝金制度の継続やニーズにあったサービスを提供することにより、家庭や子育てに希望を持つことができる環境整備を目指していきます。

◆子育て負担の軽減

急激な少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指すために、保育園や幼稚園での多子軽減対策など、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めていきます。

(2) 母子福祉事業の充実

① 各種母子保健事業の充実

◆妊産婦の健康づくり

妊産婦とその夫を対象とした「パパママ教室」については、経産婦の参加率が特に低いことから、託児サービスの継続や参加者である経産婦からの経験談を交えながら初妊婦との交流を図っていくとともに、夫や働く妊婦が参加しやすいように1クール3回のうち1回の夜間教室を引き続き実施して、参加率の向上を目指すことに努めます。

また、母子手帳の交付時を妊娠中の保健指導や情報提供の機会として活かすことや、「パパママ教室」の未受講者や喫煙などによる<u>ハイリスク者(注)</u>に対する妊産婦訪問を徹底していきます。

◆母子の健康づくり

妊産婦や乳幼児の健康を保持・増進するために、乳児相談においては引き続き離乳食の実習を取り入れ、乳幼児健診においても引き続き地元医療機関との協力のもとで実施していきます。

また、虐待予防に関しては、新生児訪問、乳児健診での洗い出し、未受診者への支援を、産婦人科、保健所、医療療育支援体制との連携で取り組んでいきます。

◆ブックスタート事業【再掲】

乳幼児健診を機会に、肌のぬくもりを感じながら親子が絵本を通じてことばと 心を通わす「<u>ブックスタート事業(注)</u>」を充実させることにより、乳幼児を抱き、 一緒に絵本を読むことで子どもの発育に好影響を与えることや親子・夫婦での会 話機会を増やし、家族の絆を深めるよう努めます。

◆行動計画による子育て支援

児童福祉施策を展開する上で基本となる、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を策定することにより、子育ての意義についての理解と地域全体による「子育て支援策」の再構築を図り、子どもたちや子育てを支える環境について、「みんなで考え、みんなで応援する」取り組みに努めます。

② 早期療育事業の充実

◆早期療育事業の推進

学校、保育園、幼稚園などとの連絡連携を図ることにより、早期療育事業間での情報共有と、一貫した支援体制の確立を目指すとともに、関係者をはじめとする地域全体の理解と研修機会の提供を図り、さらには、指導者の資質向上に努めます。

◆相談体制の充実

乳児相談・乳児健診などにより、心身の発達面での異常や不安を持つ家庭の早期的な状況把握に努めるとともに、個別訪問による指導や発達相談などの支援を充実させていきます。

③ 子育て教室や子育て相談の拡充

◆子育て教室及び子育て講座の拡充(重点化施策)

親子同士での交流の場を提供することにより、子ども同士がふれあう機会を増 やしたり、育児不安の解消や子育てを通じた仲間づくりができるための、子育て

⁽注) ブックスタート事業: 赤ちゃんとその親が一緒に絵本などを読むことにより、親子関係や乳幼児教育に役立てようとする運動。

教室の充実を目指すとともに、「親子の広場」の開催日数の増加やプレイルームの 開放事業に努めます。

さらには、子育で支援センターや子育で教室との連携を図り、保育園・幼稚園 及び小中学生との交流授業を取り入れ、子どもの自立性や社会性を育てることに 努めるとともに、妊娠期・児童就学前期や討論形式など、多様な手法やテーマ性 を持った「子育で講座」の充実を目指します。

◆男性の子育て参加の促進

母子だけでなく、父親が育児や子育てに参加するためにも、父と子で参加できる講座やイベントづくりなど、父と子が一緒に過ごせる機会の増加に努めるとともに、父親同士が手を組み、子育てについて活動できる場をもてるネットワークづくりを目指していきます。

◆子育てストレスの解消支援

社会的問題でもある「児童虐待」をはじめ、子育てに対する「不安」や「負担」などのストレスを溜めないために、集会所をはじめとする公共施設の開放事業や 民間を含めたプレイルーム、親子同士での集う場などの情報提供に努めます。

◆子育て相談の充実(重点化施策)

育児不安や虐待のおそれのある家庭に対して、継続した訪問指導を行うことに 努めるとともに、電話相談を行うコールセンターなどの相談窓口の設置やホーム ページを活用した子育てに関する支援相談や情報提供の充実化を図り、気軽に相 談できる体制づくりに努めます。

(3) 地域ぐるみでの子育て支援体制の確立

① 各種団体と連携した子育て支援サービス

◆地域全体による子育て支援

子育て支援センターを中心に、子育て支援に関する各種団体や小中高学校などの関係機関と連携した地域全体による子育て支援ネットワークづくりに努めます。

◆子育て支援の充実

読み聞かせグループの充実や子育てサポーターの新たな人材育成だけでなく、中高生におけるユナイテッド・チルドレン(注)の設立の促進など、子どもたちの地域活動を推進する環境づくりを目指します。

⁽注) **ユナイテッド・チルドレン**:中高校生が主体となってイベントやボランティアを通じてマチづくり活動を 行う団体で、浜松青年会議所の取り組みをきっかけに、現在全国に波及し始めている。

◆住民との交流促進

少子化に伴い、乳幼児と触れ合う機会が少なくなっているため、保育施設の清掃管理をシルバー人材センターへ委託するなど、高齢者と児童の世代間交流や将来、親になったときの予備知識や予備体験として、授業をはじめとする様々な場面において乳幼児と触れ合う機会の充実に努めます。

② 児童遊園などの活用、整備促進

◆児童遊園などの活用、整備促進

保護者や子育て関係者を交えて、幼児でも利用できる遊具の設置を検討するとともに、冬場の公園の活用については、安全対策の問題を考慮しながら、子育て支援団体や自治会、町内会等の地域の協力による「雪の滑り台」や「そりコース」などの設置を検討していきます。

◆遊具の監視体制の確立

子どもたちが、地域の中で安心安全に遊ぶことができるよう、設置遊具の老朽 化などを監視するための住民と地域との協働による「遊具パトロール」の組織化と、 活動に対する支援を実施していきます。

第1章 生活重視のまちづくり 第2節 安心を大切にするまちづくり 2 保健・医療体制の充実

現状と課題

(健康づくり対策)

- 生活習慣病などの予防のために実施している「健康診査」については、費用負担の 適正化により自己負担を導入しており、各種健診(検診)を含めた受診率低下が課題 となっていることや、子宮ガンをはじめとするガン検診については、早期発見のため の検診利用と、自己検診の普及が重要となっています。
- 生涯を通した健康管理などについては、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が必要とされているため、国民健康づくり運動(健康日本 21)(注)などによる一次予防(注)の普及促進をしていくために、健康増進法(平成 15 年 5 月)の施行による、保健事業と健康増進を一体的に推進するためのプランづくりを進めるとともに、健診事業結果の活用による一貫した健康管理に取り組んでいく必要があります。
- 町民の健康管理情報については、「健康管理システム」により、基本健康診査の結果 を管理し、個人情報の徹底化と事務の省力化に努めていますが、受診状況の統計的な 情報提供など、啓発体制の充実が求められています。
- 運動を取り入れた健康増進対策については、健康づくり教室などの開催により、基本健康診査などの事後管理を徹底してきていますが、今後はこれらの事後指導とともに、テーマを持たせながら、誰でも、どこでも、いつでも気軽にできる運動の普及と実践などによる健康増進を図っていく必要があります。
- これからの健康づくりについては、保健や介護分野による事業展開が必要であり、 スポーツを取り入れるなど社会体育との連携を強化した計画策定や事業実施が求められていることから、これらの施策を横断的に調整・実施できる体制の充実が課題となっています。
- (注) 国民健康づくり運動(健康日本 21): 2000 年に厚生労働省により始められた運動。早期発見、早期治療という二次予防でなく、疾病の発生を防ぐ一次予防に重点対策を置き、食生活・栄養、身体活動・運動、休養・心の健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がんの九つの分野について、2010 年を目途とする具体的な数値目標を設定し、目的達成のため、自己管理能力の向上、専門家等による支援と定期管理、保健所等による情報管理と普及啓発の推進の三つを柱とする対策を行っている。
- (注) 一次予防: 健常者を対象に行う生活習慣病の発症予防。生活習慣病の危険因子を除去するとともに、積極的に健康増進を考慮すること。二次予防は早期発見や早期治療。三次予防は病気の治癒や合併症の予防など。

(感染症予防対策)

- 感染症の予防のために実施している「予防接種」については、個別接種により実施 していますが、特別な事情のある児については、町外のかかりつけ医での接種も可能 としています。
- 感染予防については、新たな感染症の出現や○ 157 やノロウィルスなどの既存感染症の再興が見られるなど、予防対策の充実が求められていることから、これらの未然防止や予備知識と発生に対する情報提供の必要があります。

(地域医療対策)

- 本町の医療機関については、病院1ヵ所、診療所5ヵ所、歯科診療所4ヵ所があり、 地域の第一次医療を担っています。医療ニーズの多様化・高度化により、「産婦人科・ 眼科」などの専門医療機関の開設が望まれていますが、本町の人口規模では専門医療 機関単独の開設は難しい課題となっています。
- 歯科保健対策については、パパママ教室、乳児健康相談、学童歯磨き教室での歯科 衛生士による指導や、幼児健診での指導、フッ化物塗布事業を地元歯科医療機関の協 力により実施しています。また、中高年齢者に対する健康教育や節目年齢時などの歯 科検診などの充実を図っていく必要があります。
- 広域医療については、これまでと同様に札幌市・苫小牧市・千歳市などの近隣医療機関と地元医療機関との連携が必要であるとともに、「<u>お薬手帳(注)</u>」の活用による薬の重複支給の解消も課題となっています。
- 生死に直結する救急医療については、第1次から第3次までの「保健医療福祉圏」 と「<u>救急医療体制(注)</u>」に区分され、胆振東部消防組合安平支署においても、これら に沿った救急体制と情報網などの整備が進められています。

基本方針

- ■「地域に密着した保健活動及び健康づくりの推進、地域医療体制の確立」
 - 健康増進法の基本方針にもとづいた「健康あびら 21」の策定により、生活習慣病などの健康に対する関心と理解を深め、自己管理意識を高めることによる各種健診 (検診)の受診率増加に努めるとともに、各保健施設を拠点とする、地域に密着した 保健活動の充実を図っていきます。
- (注) お薬手帳:今まで服用したり使ったりしたお薬の名前や飲む量、そして過去に経験した副作用などを継続的に記録するための手帳。
- (注) 救急医療体制: 救急患者の症状に応じて、一次救急医療、二次救急医療、三次救急医療を行いますが、この医療体制を総称して救急医療体制といいます。

- さらには、人間本来の「歩く」をキーワードとした、体力づくりと健康づくり事業を充実していくとともに、保健事業、介護予防事業、社会体育(生涯学習)事業の連携による、新たな事業展開を目指していきます。
- 広域的・専門的医療体制の充実と、医療機関相互の機能分担を推進するとともに、薬の重複を解消するための「お薬手帳」と「<u>かかりつけ薬局(注)</u>」の普及に努めていきます。
- また、近隣医療機関と地元医療機関との連携による広域医療体制を充実させてい くとともに、住民への救急医療に関する知識の普及や、情報網の整備による救急医 療体制の強化に努めます。

施策の体系

- ■「保健・医療体制の充実」
 - □保健事業の充実
 - ◆北海道後期高齢者医療広域連合への加盟による高齢者医療対策の充実
 - ◆健康の自己管理意識の啓発
 - ◆健康づくり活動と生きがいづくり活動の推進
 - ◆フィールド医学(予防医学)の調査・研究
 - ◆生活習慣病予防対策の充実
 - ◆各種検診、予防接種、健康相談、訪問指導等の充実
 - ◆感染予防対策の推進
 - □地域医療体制の充実
 - ◆地域医療体制の確立・維持確保
 - ◆広域医療ネットワークの強化
 - ◆休日、夜間を含む救急医療ネットワークの強化
 - ◆身近なかかりつけ医の確保

主要施策

- (1) 保健事業の充実
 - ① 北海道後期高齢者医療広域連合への加盟による高齢者医療対策の充実
 - ◆北海道後期高齢者医療広域連合への加盟による高齢者医療対策の充実(重点化施策)

国の医療制度改革により、「高齢者の医療の確保に関する法律」が成立し、75歳以上の後期高齢者等を対象とする新たな高齢者医療制度が創設されることに伴い、平成19年3月に北海道後期高齢者医療広域連合へ加盟しておりますが、今後も高齢者医療対策の充実に努めていきます。

(注) かかりつけ薬局:かかりつけ医と同様に、薬局についても、薬の使い方や疑問に答え、よき相談相手になってもらえる薬局のこと。どこの医療機関で処方せんをもらった場合でも、必ずそこに持っていき、薬をもらうように決めた薬局のこと。

② 健康の自己管理意識の啓発

◆健康の自己管理意識の啓発

生涯を通した住民の健康意識や自己管理意識を高めるため、健康調査や支援プログラムを設定するなど、健康増進事業の拡充推進や健康に関する知識の普及啓発に努めるとともに、自らの健康管理のために必要な事項を記載できる「健康手帳」の配布事業を全町的に取り組んでいきます。

◆健康管理情報等の提供

住民の健康管理については、健康管理システムによる基本健康診査結果データの活用により、個人情報管理の徹底化と事務の省力化に努めるとともに、受診状況などの統計的な情報の提供や、個別指導の充実など、健康に対する自己管理意識を高めることに役立てます。

③ 健康づくり活動と生きがいづくり活動の推進

◆健康あびら21の策定

早期発見・早期治療という二次予防ではなく、疾病の発生を防ぐ一次予防に重点対策を置いた「健康あびら 21」を策定し、健康づくりや疾病予防を積極的に推進していきます。

◆社会体育との連携による健康づくりの推進

「歩く」ことをテーマとするウォーキング事業などの推進と整備充実に努めるなど、気軽に楽しく継続できる「健康いきいきライフ事業(仮称)」を、産学官の連携により展開していくとともに、町民すべての健康増進を図っていくために、保健・福祉・社会体育の連携による推進体制の整備と、スポーツを取り入れるなど新たな事業創出に努めます。

④ フィールド医学(予防医学)の調査・研究

◆フィールド医学(予防医学)の調査・研究

病気にならない体力づくりや病気の進行を遅らせるフィールド医学(予防医学) (注)については、今後重要性を増すものと考え、町民が元気に暮らせるまちづくりを目指すために、医大などとの連携による全町民を対象とした健診や予防医学教室事業を視野に入れながら、予防医学の調査研究を行っていきます。

これに対し、病気になったら治すというのは「治療医学」である。

⁽注)フィールド医学(予防医学):狭義では、食生活・運動・生活習慣などを正し、病気にならない身体を作ること。広義では、病気の進展を抑え遅らせることや再発を防止することも含めて「予防医学」という。

⑤ 生活習慣病予防対策の充実

◆健康増進法に基づく地域計画の策定

健康増進法に基づき、保健事業と健康増進を一体的に推進するために、北海道などの上位計画との整合を図った「健康あびら 21」の策定とともに、町民が生活習慣病をはじめとする健康に対する関心と理解を深めることを目指します。

◆食生活の改善指導

最近では、肥満が原因となり他の疾病を引き起こす<u>メタボリックシンドローム</u>(注)が問題視されておりますが、食品をバランスよく摂取するにはどうしたら理想的か、理解しやすく図式化された食品ピラミッド(注)などを活用し、学校教育での指導など食生活に対する学齢期からの認識をはじめ食生活の改善指導に努めます。

⑥ 各種検診、予防接種、健康相談、訪問指導等の充実

◆各種検診受診率の向上

各種検診については、その重要性を啓発・啓蒙し、受診後の精密検査対象者への訪問など、検診後の健康相談の充実を図るとともに、前立腺がんや乳がん検診における対象年齢の引き下げ、脳ドッグなどの検診メニューの充実化、乳幼児を抱える受診者のための託児サービスの継続により、各種健診(検診)の受診率向上を目指します。

◆乳幼児・児童生徒の健康づくり

子どもの成長確認や、「幼児虐待」などの早期発見、育児相談の面からも、「乳幼児健診」や栄養指導・歯科指導の充実に加え、5歳児健診での発達の課題確認や、ゲーム・テレビの普及に伴う視力検査をはじめとする精密検査の受診奨励、小中学校での乳幼児健診の記録などの有効活用による一貫した健康管理及び思春期における保健対策の充実に努めます。

◆予防接種事業の推進

予防接種事業については、その必要性、重要性などについて住民に啓発していくとともに、乳幼児期、学齢期、成人期までの一貫した予防接種事業の推進に努めていきます。

心疾患対策として、脂肪と砂糖の摂り方に焦点を当てた1日に食べるとよい食品の組み合わせと量を示したもので、直感的に理解しやすいように図式化されたもの。

⁽注) メタボリックシンドローム:内臓脂肪型肥満(内臓脂肪・腹部肥満)によって高血圧、高脂血症、糖尿病など様々な病気が引き起こされやすくなった状態をメタボリックシンドロームといいます。

⁽注) 食品ピラミッド:1992年にアメリカが発表した食事指針の中で示しているもの。

⑦ 感染予防対策の推進

◆感染予防対策の推進

〇-157 やノロウィルスなどの食中毒の流行や、家畜が原因となるBSE(牛海綿状脳症)、新型肺炎(SARS:サーズ)、鳥インフルエンザ、狂犬病などの感染症の問題については、国内のみならず世界規模の広がりと対策が必要な時代となっていることや、国際線の乗り入れを行っている新千歳空港が隣接していることからも、これらの未然防止のために、担当課や各関係機関との連携により正確な情報収集による指導と知識の普及啓蒙に努めていきます。

(2) 地域医療体制の充実

① 地域医療体制の確立・維持確保

◆地域医療体制の確立・維持確保

健康増進法の基本方針に基づいた「健康あびら 21」を策定し、町内及び広域的・専門的医療体制の整備と、医療機関相互の機能分担による地域医療の充実に努めるとともに、町内医療機関との連携と支援により、定期的な専門医療機会の維持確保に努めていきます。

◆歯科医療の充実

歯科検診については、乳幼児から高齢者まで一貫した健診及び節目年齢における健診を充実させていくとともに、生涯にわたり健康な歯で楽しく食事ができる「口腔保健教育」を、町内の歯科医療施設と連携しながら推進していきます。

② 広域医療ネットワークの強化

◆広域医療体制の充実

広域医療については、各医療機関の機能分担と町内病院との相互の連携強化を 図るとともに、町内病院が窓口病院として果たす役割が大きいことから、診療科 目の増設や近隣総合病院との連携が密となる体制に努めていきます。

③ 休日、夜間を含む救急医療ネットワークの強化

◆救急医療体制の充実

本町における救急医療については、第1次・2次・3次救急医療体制及び、救 急医療システムの整備充実に努めます。また、胆振東部消防組合安平支署の設備 及び人的体制の充実による救急体制と情報網の整備に努めます。

④ 身近なかかりつけ医の確保

◆かかりつけ医の確保

日頃の診察の他にも、家族を含めた健康相談や指導、高度医療が必要な場合の 医療機関の紹介や病歴などの情報提供など、多岐にわたり自身や家族の健康管理 や気軽に相談できる「かかりつけ医」の普及と確保に努めていきます。

◆お薬手帳等の活用と普及

薬の重複支給の解消に効果がある「お薬手帳」については、まだ普及されておらず認知度も低いことから、幼児から高齢者まで幅広く活用されるように、利用方法を含めたPRを強化していきます。また、薬の使用方法や効能を正しく理解するためにも、「かかりつけ薬局」の普及に努めていきます。

第1章 生活重視のまちづくり

- 第2節 安心を大切にするまちづくり
 - 3 福祉体制の充実

現状と課題

(地域福祉体制の構築)

○ 加速する少子高齢化、核家族化、地域住民のつながりの希薄化、さらには景気低迷 の長期化など福祉を取り巻く環境の変化の中、住民同士の相互扶助、そして行政によ る福祉サービスの一体化が今後の地域福祉に求められております。

このような中、「地域福祉総合計画(仮称)」の策定により、機械的かつ金銭的な行政サービスから心のこもった「ぬくもりのあるサービス」への転換を目指した住民福祉施策を総合的に進めるとともに、計画策定時・策定後における住民参加と住民主体による地域福祉推進の基盤づくりを念頭においた計画策定が重要となっております。

- 地域福祉を推進していくため、高齢者や障害者などの活動機会の場を確保するため、 ニーズにあった地域福祉施設などを充実していく必要があります。
- 高齢化と多様化する福祉ニーズに対応するため、福祉サービスによる支援体制の必要性はもちろんのこと、それらを一方的に給付するのではなく、地域住民の理解と協力による「地域での支え合い」が重要となってきており、福祉を支える人材の育成や地域での相互扶助体制づくりなどが大きな課題であります。
- 本町における保健・福祉・介護施策の総合的推進を図るため、ぬくもりセンターの 建設により各分野を一箇所に集約し、一体的な地域福祉体制を整備していますが、今 後も少子高齢化や健康への関心の高まりなどにより、保健・医療・介護・福祉サービ スに対する住民ニーズの多様化・高度化に対応するため、保健・医療・福祉間の連携 強化を図る必要があります。

(母子・寡婦・父子福祉)

- 近年、離婚率の上昇などにより、母子・寡婦・父子家庭が増加していますが、母子・ 寡婦・父子家庭は、経済的・精神的にも不安定な状況におかれていることが多く、こ れら個々の家庭における生活実態にあった、行政や地域による支援が必要と思われま す。
- 生活の安定と自立を目指すには、育児と仕事の両立が必要なことから、経済的な問題や子育てを中心とした不安を解消するため、母子家庭などを対象とした経済的な支援策や就業の場の確保の充実、さらには母子・父子家庭に対する子育て支援サービスが重要となっています。

○ 母子・寡婦・父子福祉施策を推進していくためには、今後、策定を進める「地域福祉総合計画(仮称)」をはじめとする各種計画の中で、母子・寡婦・父子福祉施策との連携・調整が必要となってきます。

(障害者福祉)

- 障害福祉対策については、しょうがいを持つ方がしょうがいを持たない人と同等に生活し、活動できる社会を目指す「<u>ノーマライゼーション(注)</u>」の理念と、全ての生活段階における「<u>リハビリテーション(注)</u>体制」の充実のもと、「完全参加と平等」を目標に、今後も進めていくことが重要であります。
- 障害者福祉施策については、障害者自立支援法施行に伴い「措置からサービスの主体的選択へ」、「施設入所から在宅・自立生活支援へ」など、国の制度も大きく変革しており、今後、保健・医療・福祉の連携を強化して、しょうがいのある方の生活保障と自立支援を進めていく必要があり、地域福祉総合計画(仮称)と整合性を図りながら、新しい「障害者計画」を策定していかなければなりません。
- しょうがいのある方が安心して暮らし続けられる生活支援及び体制づくり、安心して外出できるための環境整備、さらには、しょうがいの状況による個別の対応が求められることから、関係機関や団体などとの連携による総合的な支援策が必要であります。
- しょうがいのある多くの方は、地域でのコミュニケーションや活動の場、さらには 将来、生活していく上で、収入や働く場について不安をもっていることから、地域で の活動支援体制や就業場所の確保が課題となっています。

(高齢者福祉)

- 高齢者福祉施設の整備や在宅福祉サービスの充実を進めておりますが、本格的な高齢化社会の突入により、だれもが健康で生きがいのある高齢期を送るためにも、明る く活力ある長寿社会の実現が課題となっております。
- 介護保険料の見直しと併せて、高齢者等の実態や介護予防対策、生活自立支援サービスの現状を把握し、利用者本位のサービスを提供できる体制の確保や地域の実情に応じた高齢者保健福祉計画と介護保険計画の策定見直しを行う必要があります。
- 寝たきりや認知症などで介護を必要とする高齢者の増加も見込まれ、その介護期間 の長期化や介護者の高齢化が進んでいることから、介護問題は老後の最大の不安要因

⁽注) ノーマライゼーション: 高齢者・障害者などは施設入所中心の施策展開がなされてきたが、健常者と共に生活していくことが 正常な社会であるという考え方。

⁽注) リハビリテーション: しょうがい者や事故・疾病で後遺症が残った者などを対象とし、身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助のこと。

となっています。

○ 高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるように支援することが重要となっているため、介護予防のための施設整備やメニューの充実など介護予防・生活支援事業の推進が求められています。

(社会保障体制)

- 国民健康保険は、誰もが健康で安心な生活を送るための医療保険制度の一つとして 発足しましたが、退職するサラリーマンや失業者などの増加、医療の多様化・高度化 などの要因もあり、医療費や老齢者医療への拠出金が増える構造となっていることか ら、国保制度の見直しや国保税の収納率向上、健康づくりの推進による適正な国保制 度の運営が課題となっています。
- 国民健康保険医療費の安定化を図るため、国保加入者への訪問指導の充実化、定期的な健康診査の受診や脳ドックの普及推進など、医療費分析による予防対策を強化していく必要があります。
- 国民年金事務については、各種手続き・納付書発布・保険料徴収などを社会保険事務所で行っており、簡易的な届出や国民年金の相談業務が中心でありますが、全国的に年金保険者の適用もれや、徴収率の低下などが問題となっていることから、国民年金制度に対する理解の促進など、身近な問題への対策が重要となっています。
- 社会福祉・社会保障などの向上増進に努め、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに自立を助長させるための公的扶助制度を実施しておりますが、意識の問題や保護水準の妥当性、不正受給などが問題となっていることから、公的扶助制度の周知徹底と適切な給付が課題であります。

(バリアフリー化)

- 障害者や高齢者に対応していくためにも、道路や公共施設などの整備にあたっては、 全ての人が利用しやすいように設計をするユニバーサル・デザイン(注)の観点によ るまちづくりを進めていく必要があります。
- 障害者や高齢者が安心かつ快適に外出できる環境整備が必要であり、町内における バリアフリーの現状を把握するとともに、交通手段をはじめ、移動交通対策を推進し ていく必要があります。

⁽注) **ユニバーサル・デザイン**:健常者、しょうがい者を含めて全ての人が利用しやすいように考慮された、製品・建物、環境などのデザインのこと。

基本方針

- ■「誰でも安心して暮らせる地域福祉の充実」
 - 地域生活の望ましい在り方など総合的な視点に立ち、住民参加による「地域福祉総合計画(仮称)」の策定を進めるとともに、福祉行政の一体的な推進により、社会福祉協議会や非営利活動を行う民間組織NPO等も含めた地域社会全体による「地域福祉の支え合い」を推進していきます。
 - 母子・寡婦・父子家庭の生活安定と自立を図るため、子育て支援サービス、医療 費助成や各種貸付制度などの情報提供に努めるとともに、今後、策定見直しをする 地域福祉総合計画(仮称)など各種計画の中で、計画的・横断的な取り組みを推進 していきます。
 - しょうがいのある方の生活ニーズに対応するための総合的なサービス提供と、地域で支えあう「地域共生のまちづくり」を推進するため、地域福祉総合計画(仮称)と整合性を図りながら、しょうがいのある方の生活保障と自立支援による障害者計画を策定します。
 - 健康で生きがいをもって生活できるよう、高齢者の生きがいづくり、健康づくり を積極的に支援するとともに、その豊かな知識や経験をまちづくりに役立ててもら う仕組みを目指します。

また、すべての高齢者を視野に入れ、「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」の策定見直しを行うとともに、ひとり暮らしなどの高齢者に対する日常生活援助や家族介護者への支援充実に努め、地域に根付いた高齢者福祉を推進していきます。

○ 各種健診事業と健康づくり事業の展開により国保財政の健全化に努めるとともに、 保健師の訪問指導による国保医療費の適正化を推進します。

また、国民年金制度の周知とともに、社会保険事務所との連携による情報提供を 進め、町民に対する年金相談業務の充実に努めます。

- さらには、公的扶助制度の周知徹底とともに、適切な給付を行うため、生活の維持が困難になった人に対して、問題解消に向けた相談・指導体制の充実に努めます。
- 障害者や高齢者が安心して外出できる環境整備など、日常的に生活できるよう、 交通手段・公共施設や商店街などの整備にあたっては、ユニバーサル・デザインの 観点からのまちづくりを推進していくとともに、主要施設における「<u>オストメイト</u> トイレ(注)」の設置をはじめ、公共施設のバリアフリー化の推進を目指します。

⁽注) オストメイトトイレ: 人工肛門や人工膀胱の方たちに対応した利用しやすいトイレ。

施策の体系

- ■「福祉体制の充実」
 - □地域福祉体制の構築
 - ◆地域福祉拠点の整備
 - ◆保健、医療、福祉間の連携強化
 - ◆地域の支えあい体制の構築とボランティア等の福祉を支える人材の育成・確保
 - ◆福祉のまちづくりの推進
 - □母子・寡婦・父子福祉の充実
 - ◆就業の場の確保と環境の整備
 - ◆相談体制の充実
 - □障害者福祉の充実
 - ◆ノーマライゼーションの普及
 - ◆リハビリテーション体制の充実
 - ◆オストメイトに対応した公共施設トイレの整備
 - ◆通院移送サービスの充実
 - ◆就業の場、活動の場の確保
 - □高齢者福祉の充実
 - ◆介護予防の充実と介護保険事業計画に基づく福祉サービスの充実
 - ◆高齢者福祉施設の整備
 - ◆緊急通報システムの整備
 - ◆介護保険制度の充実
 - ◆通院移送サービスの充実
 - ◆地域における活動、活躍の機会と場の確保
 - □社会保障体制の充実
 - ◆国民健康保険の的確な運営
 - ◆国民年金制度の周知と相談体制の確立
 - ◆公的扶助制度の周知徹底と適切な給付
 - □まちのバリアフリー化の推進
 - ◆道路、公共施設等のバリアフリー化の推進
 - ◆町民バスの運行

主要施策

- (1) 地域福祉体制の構築
 - ① 地域福祉拠点の整備
 - ◆福祉の家の整備

高齢者や障害者が、希望と能力に応じた創作作業などを通じて健康と生きがいの増進を図り、併せてボランティア団体や福祉団体などが社会的活動・教育文化及び社会福祉事業を助長できるような、「福祉の家(仮称)」の整備を目指します。

② 保健、医療、福祉間の連携強化

◆保健、医療、福祉間の連携強化(重点化施策)

町内の医療機関や介護事業所、行政、保健、福祉団体などが一堂に会する「地域ネットワーク会議」については、今後も保健・医療・福祉の横断的な連携のもと、地域福祉を支えるネットワーク構築のため研究討議するとともに、地域での身近な助け合いを実践できる「地域ネットワーク活動」の充実を目指します。

◆「地域福祉総合計画(仮称)」の策定と連携

本町における保健・福祉・医療・介護施策の総合的推進を図るため、有識者や福祉関係団体、一般町民の参加による「安平町地域総合検討推進会議(仮称)」を設置し、町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしができるような福祉のまちづくりを目指し、「地域福祉総合計画(仮称)」を策定していきます。

③ 地域の支えあい体制の構築とボランティア等の福祉を支える人材の育成・確保◆地域の支えあい体制

地域の支えあい体制を構築していくため、人材登録のシステムづくりを目指す とともに、自治会、町内会等で地域の支え合いを行うなど、一定の条件を満たす ことで活用できる「隣近所支えあい交付金(仮称)」を交付するなど、独自性を持 たせるシステムづくりに努めていきます。

◆人材の育成・確保のための支援

町民が福祉ボランティアなどの資格を取得するにあたって必要となる経費を、 地域社会福祉基金を活用し支援することで、福祉を支える人材の育成確保に努め るとともに、地域福祉に関する<u>有償ボランティア(注)</u>の実践に取り組んでいき ます。

④ 福祉のまちづくりの推進

◆福祉のまちづくり

しょうがいのある方やお年寄りなどをはじめ、すべての町民が日常生活等における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができるとともに、共に支え合い、自立した生活を送ることができるよう、福祉のまちづくりを推進します。

⁽注)有償ボランティア:「ボランティア」とは、一般的に「自発的な発意に基づいて、活動に対する金銭的な 見返りは求めずに、社会的な活動に参加する人」を指しますが、中には「有償ボランティア」と「無 償ボランティア」に区別されるケースがあります。どちらも労働力への対価は支払われませんが、ボラ ンティアにかかる経費について、どの程度支給を受けるかにより有償・無償の解釈は様々です。よって、 この安平町総合計画の中では「労働力への対価は支払わないがボランティアにかかる実費程度の経費 を弁償するもの」を「有償ボランティア」と定義いたします。

(2) 母子・寡婦・父子福祉の充実

① 就業の場の確保と環境の整備

◆就業の場の確保

町内には、工業団地などに企業が立地しており、比較的求人があることから、 関係部署や商工会などとの連携により、求人情報を提供していくとともに、町が 実施している総合的雇用対策の中で、母子家庭や寡婦の雇用の促進に努めていき ます。

◆各種支援制度などの情報提供

母子家庭における児童扶養手当制度をはじめ、生活の安定と自立の面から、母子・寡婦家庭を対象とした各種資金貸付制度や医療費助成制度などを利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供するとともに、関係職員に対する研修の実施などにより、母子家庭に対する経済面での支援体制の整備に努めます。

◆子育て支援などの環境整備

仕事と育児の両立が求められていることから、安心して仕事ができるためにも、 保育園や放課後児童保育所への優先入所をはじめ休日・夜間保育、一時保育など の子育て支援の充実や、公営住宅の優先入居の推進に努めるため、各関係部署や 託児サークルなどの各関係機関と連携を図っていきます。

② 相談体制の充実

◆相談体制の充実

生活の中で抱えている不安や悩みごとを解消するためには、それぞれの問題を解決するにふさわしい適切な相談が必要であり、また、必要な援助を適切に行うためには生活実態を把握しておくことが重要であることから、民生委員・児童委員等との連携による相談体制の確立を目指します。

また、父子家庭については、子育てを中心とした不安を抱える家庭も多く、子育て支援が重要となっており、「安平町母子寡婦会」とも協力しながら情報交換を行える体制を目指します。

◆母子寡婦団体に対する支援

安平町の母子及び寡婦世帯により組織する「安平町母子寡婦会」の活動については、母子寡婦世帯間の情報交換や交流はもとより、イベント等への出店による独自財源の確保など、積極的な会の運営を行っており、母子及び寡婦の福祉向上を図る上でも重要であるため、母子寡婦会活動を側面から支援していきます。

◆計画的な支援施策の推進

母子・寡婦・父子福祉施策を推進していくため、今後、策定見直しをする地域

福祉総合計画(仮称)・母子保健計画(仮称)・次世代育成支援行動計画(仮称) など各種計画の中で、母子・寡婦・父子福祉施策との連携・調整が必要であり、 横断的な連携及び計画的に、自立可能な支援施策を推進します。

(3) 障害者福祉の充実

① ノーマライゼーションの普及

◆障害者福祉推進体制の強化

障害者福祉を推進していくため、今後とも関係団体と行政の連携や地域福祉ネットワークを進めながら、ノーマライゼーションの観点に立ち、住民が地域の中で共に支え合い、しょうがいのある方が生活しやすい推進体制の強化に努めていきます。

◆障害者計画の策定

地域福祉総合計画(仮称)と整合性を図りながら、「地域共生のまちづくり」を 基本として、精神しょうがい分野に対する対応の明確化を図るなど、それぞれの しょうがいにあった支援体制を確立するため、当事者や関係者の声を聞きながら、 実行性のある計画づくりを目指します。

◆心のバリアフリーの普及

障害者や高齢者の自立と社会参加を進めるためにも、町民一人ひとりの正しい理解と意識の高揚が必要であり、しょうがい者問題を考えてもらう「障害者週間」の周知や広報紙・ガイドブックによる啓発活動に努めるとともに、ボランティア活動などを通して、しょうがいのある方との交流を促進します。

◆「しょうがい」のひらがな表記

「しょうがい」に対する理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現をより一層進めていくことを目的に、公用文・広報紙・会議資料などには、「しょうがい」のひらがな表記を実施していくとともに、全町的な普及促進に努めます。

② リハビリテーション体制の充実

◆リハビリテーション体制の充実

しょうがいの種類・程度や年代に応じ、日常生活におけるしょうがいの軽減や 回復治癒を図り、ライフステージに応じて、身体的・精神的・社会的に可能な限 り自立した生活が送れるよう、保健・医療・福祉をはじめ教育、住宅、雇用、生 活環境など広範囲にわたり連携して、治療や生活訓練などのリハビリテーション 体制の充実に努めます。

◆訪問リハビリテーションの推進(重点化施策)

自宅で日常生活訓練が必要なしょうがいのある方を中心に、生活の質の向上を 促すための指導・援助として、自宅での介助方法や家屋改修の指導をはじめ理学 療法士、作業療法士などの専門員が行う「訪問リハビリテーション」を推進していきます。

③ オストメイトに対応した公共施設トイレの整備

◆オストメイトトイレなど公共施設トイレの整備

人工肛門や人工膀胱を保有する方々が安心して外出できるためにも、主要施設にオストメイトトイレの設置を目指すとともに、しょうがい者や車椅子利用者だけでなく、高齢者・妊婦・子供連れなども利用できるスペースを確保した多目的トイレの普及整備に努めます。

④ 通院移送サービスの充実

◆通院移送サービスの充実

町民の交通の利便性を図るため、町民バス(循環・巡回)を運行しておりますが、しょうがいの種類や特性を考慮した上で、しょうがいのある方が在宅から医療機関まで安心して通院できるための移送サービスの充実に努めます。

⑤ 就業の場、活動の場の確保

◆就業の場の確保

しょうがいのある方が「就労による経済的自立」を実現できるよう、就労や職業生活についての相談体制の確立を図るとともに、公共職業安定所(ハローワーク)との連携により一般就労の場の確保に向けた取り組みや、身近な場所で働くことができる福祉的就労の場の確保を目指します。

◆活動の場の確保

しょうがいのある方が地域で活き活きとした生活ができるよう、社会参加・本 人活動・余暇活動のメニュー充実や、しょうがい者同士や地域の人と交流できる 機会創出の充実に努めるとともに、しょうがい者自ら実施する研修会やスポーツ 大会又は趣味創作活動に対して公共施設など活動の場を提供するなど、本人活動 の支援を目指します。

(4) 高齢者福祉の充実

① 介護予防の充実と介護保険事業計画に基づく福祉サービスの充実

◆既存施設を活用した介護予防

温水プールや町内にあるパークゴルフ場など既存施設を有効活用し、介護予防に重点を置いた「元気な高齢者を支援する」、「これ以上悪くならないようにする」などの運動活動を支援するため、温水プールやパークゴルフなどの効果的利用など、介護予防のメニュー充実化に努めます。

◆奨励スポーツなどによる介護予防(重点化施策)

健康で活き活きとした生活を送れるよう、高齢者でも参加できるスポーツや介護予防のための軽運動的な奨励スポーツを提唱するなど、生涯学習事業や健康づくり事業と連携して、介護予防教室での利用を含め、生きがい・健康づくりのきっかけとなる機会や場を提供することに努めます。

◆高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の見直し

介護保険の給付対象者だけでなく、全ての高齢者を視野に入れ、地域福祉総合計画(仮称)と整合性を図りつつ、高齢者の社会参加、生活実態、介護ニーズなどを踏まえて、介護予防対策や生活自立支援の推進を基本とした高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の一体的な策定見直しを進めていきます。

◆介護保険事業計画による福祉サービスの充実

施設介護から在宅介護への転換に伴い、民間企業や社会福祉協議会などでも在 宅サービスを行っておりますが、介護保険事業計画の策定見直しをすることで、 訪問入浴や訪問リハビリテーションを含めた福祉サービスの充実に努めます。

② 高齢者福祉施設の整備

◆高齢者福祉施設の整備支援とサービス内容の充実

本町で整備してきた高齢者福祉施設(ぽっぽ苑・はーと苑・グループホーム「さかえ」など)の活用とサービス内容の充実に努めるとともに、介護サービスなどの分野における民間事業者と歩調を合わせた、民間による施設整備の支援策を要望していきます。

◆デイ・サービスセンターの改修

利用者や家族が安心・満足して介護サービスを受けられることや、町内での通 所介護サービス事業の均一化を図ること、さらには、町民に介護予防運動機能向 上サービスを提供するためのスペース確保や整備などの環境作りを行うため、早 来デイ・サービスセンターの改修整備を進めていきます。

◆地域型ミニ特別養護老人ホームの調査研究

現在、町内には特別養護老人ホームは1施設のみであるため、入所型の老人福祉施設などで、床数の切り替えなどによる少数規模での地域型ミニ特養ホームの導入や在り方について、関係機関と連携協議しながら調査研究していきます。

◆特別養護老人ホームに対する支援

本町の特別養護老人ホーム「陽光苑」については、胆振管内における施設整備 定員枠の関係から30名となっていますが、近年の高齢化の進展による待機入所 者等の増加に対応した定員枠拡大の要望をはじめ、多様なニーズに対応できる介 護サービスを提供できるための支援を行っていきます。

③ 緊急通報システムの整備

◆緊急通報システムの整備

在宅高齢者、障害者等が安心して自立した生活ができるために、従来から実施している、緊急時の連絡及び相談に用いる緊急通報システムの整備促進に努めるとともに、早来・追分地区で通報体制に差異がある部分については、消防庁舎の整備改築などに併せて、変更統一できるよう検討していきます。

④ 介護保険制度の充実

◆在宅介護システムの充実

本町の高齢者や家族介護者が地域や住宅において、いきいきと生活できるよう、「保健・福祉・医療機関」の連携による介護システムの見直しを進めていくとともに、定住化施策や地域づくりと一体となった「総合的な在宅介護サービス施策」の展開を検討していきます。

◆介護保険料の見直し

平成 18 年度から平成 20 年度までの第三期介護保険料は、早来地区・追分地区でそれぞれ算定していますが、平成 20 年度の介護保険事業計画の策定時に見直しを行い、統一していきます。

◆介護保険制度の周知

住民が介護保険制度を正しく理解し利用できるよう、きめ細やかな広報活動を 実施していくとともに、住民・利用者に対する「給付と負担」の関係や、介護保 険財政についてのわかりやすい情報提供に努めていきます。

⑤ 通院移送サービスの充実

◆通院移送サービスの充実

町民の交通の利便性を図るため、町民バス(循環・巡回)を運行しておりますが、利用対象者を検討した上で、高齢者が在宅から医療機関まで安心して通院できるための移送サービスの充実に努めます。

⑥ 地域における活動、活躍の場の確保

◆既存施設を活用した活動の場の確保

都市と農村の広域的な交流もできる「みずほ館」を、自然や陶芸・パークゴルフ場を活かした介護予防の元気回復拠点とするなど、新たに施設を作るのではなく、既存施設の改修や活用により、最小限の経費で、高齢者などの活動の場や元気に集え楽しめる場を確保することを目指します。

◆地域における社会参加(重点化施策)

健康で生きがいをもって生活できるよう、高齢者が培ってきた知識・経験・技能を、「シルバー人材センター」をはじめ、町で体験できる体験事業や移住定住化事業、小中学校の学習機会などの中で活用するなど、まちづくりに役立ててもらう人材登録制度などの仕組みを目指します。

◆除雪支援制度の充実【再掲】

シルバー人材センターの活用や元気な高齢者などの人材登録制度の体制を確立させ、高齢者世帯や独居老人を対象とした、相互扶助の精神に立った「除雪支援制度」の充実や季節雇用労働者、自治会、町内会等の委託などについても検討していきます。

(5) 社会保障体制の充実

① 国民健康保険の的確な運営

◆国保財政の健全化

国民健康保険制度の健全化については、医療費の増大や国保税の収納率の低下 に歯止めをかけることが必要なことから、国保制度の見直しに向けた要望活動と ともに、重複受診や多受診世帯の適正化に努め、医療費の削減を進めていきます。

◆医療費の安定化

定期的な健康診査の受診奨励や脳ドッグ受診に対する助成事業、さらには住民の健康意識や自己管理能力を高めるため、健康調査や支援プログラムを設定し、健康増進事業の拡充推進をするなど、医療費の安定化と分析に努めます。

◆健康に関する相談・指導の充実化

健診内容の充実化、生活習慣病などの予防、健康増進対策が必要不可欠になっているため、国保業務に係る専任の保健師を配置するなど、健康に関する相談・ 指導体制を確立するとともに、健康づくり活動への参加を推進します。

② 国民年金制度の周知と相談体制の確立

◆国民年金制度の周知

国民年金制度に対する正しい理解を得るための周知普及に努めるとともに、被保険者の受給権確保や未加入者の解消、保険料徴収率低下対策などを含め、関係機関に国民年金制度の充実を要望していきます。

◆国民年金相談体制の確立

度重なる年金の制度改正や、将来的な年金受給の不安感など、国民年金制度に 対する理解の低下が進んでいることから、これらの不安解消とともに、国民年金 の届出や受給手続きに関する相談体制の充実に努めます。

③ 公的扶助制度の周知徹底と適切な給付

◆公的扶助制度の周知徹底

生活の維持が困難になった人に対して、最低限の生活保障と自立を支援するために実施している公的扶助制度を正しく理解してもらうため、制度の周知徹底に努めます。

◆適切な給付

公的扶助制度については、意識の問題や保護水準の妥当性、不正受給などが問題となっていることから、対象世帯の現状について調査把握し、適切な給付に努めるとともに、就労をはじめ問題解消に向けた相談・指導体制の充実を目指します。

◆各種医療費制度の周知徹底

乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害者を対象とした各種医療助成制度については、それぞれの対象者における保健福祉の増進を図るため、これら制度の周知による正確な適用に努めるとともに、子育て支援や移住・定住化促進の面からも、「乳幼児医療費」をはじめ各種助成内容の充実を検討していきます。

(6) まちのバリアフリー化の推進

① 道路、公共施設等のバリアフリー化の推進

◆ユニバーサル・デザインの観点による計画策定

地域福祉総合計画(仮称)をはじめ、町が分野ごとに策定する個別計画については、ユニバーサル・デザインの観点により策定し、すべての人が利用しやすい、まちづくりを進めていきます。

◆道路、公共施設等のバリアフリー化の推進

町内におけるバリアフリーの現状を把握するとともに、建物や歩道などの既設の公共施設においても、財政的な計画のもと、オストメイトトイレの設置をはじめ、車イス使用者用駐車場スペースの確保、段差解消スロープや手すりなどの改修事業を推進していきます。

◆住宅環境のバリアフリー化

現在、バリアフリー対応の公営住宅もありますが、ごく少数であるため、今後、 策定する「安平町住宅総合計画(仮称)」により建設する公営住宅については、障 害者や高齢者に配慮した車椅子などに対応した建設を目指すとともに、一般住宅 におけるバリアフリー住宅の普及啓発に努めていきます。

◆まち空間のバリアフリー化の推進(重点化施策)

住民が安心して外出できる環境を整備するため、障害者や高齢者の方々の意見を取り入れながら、町内の商店街や駅施設でのバリアフリー化の推進に努めるとともに、関係部署、商工会、事業所や各関係機関と連携して、横断的にまち空間のバリアフリー化を目指します。

◆防犯・防災対策の推進

災害時等に弱者の立場とならざるを得ない高齢者・障害者・乳幼児などに対する救援救助体制について、地域防災計画及び国民保護計画に盛り込むとともに、これらの方々が悪質な詐欺行為や凶悪犯罪などに巻き込まれないよう、関係機関や地域と連携した支援体制の充実に努めます。

◆情報バリアフリーの促進

しょうがいの特性から情報の入手は大きな課題であり、それぞれのしょうがいの特性に合った様々な手段を検討し、しょうがいのある方などへの情報提供に努めます。

② 町民バスの運行

◆町民バスの運行

町内を走行している循環バスや巡回バスには、高齢者や身体の不自由な方に配慮して、車イス用のリフトや出入口ドアでの補助ステップが備えられておりますが、今後も利用促進のための啓発に努めていきます。

第1章 生活重視のまちづくり 第2節 安心を大切にするまちづくり

4 消防・救急体制の充実

現状と課題

〇 追分町、早来町、厚真町、穂別町、鵡川町の胆振東部5町による消防組合が発足してから35年を経過しましたが、平成18年3月27日の追分町と早来町の合併、そして、鵡川町と穂別町の合併により、組合構成町が安平町・厚真町・むかわ町の3町となりました。

この合併に伴い本町の消防体制は、消防署安平支署(安平支署追分出張所を含む。) 及び団本部と5つの分団(遠浅分団、早来分団、安平分団、追分1分団、追分2分団) から構成される安平消防団に再編成され、管轄する範囲が拡大したことから、各地区 間での連携を更に強化する必要があります。

○ 合併に伴い構成町が3町となったことや、道東自動車道の開通などの地域事情も変化する中、近隣各町及び組合構成町との相互協力体制の整備、さらに女性消防団員の 導入などを進めてきました。

また、職員の資質向上を図る消防学校派遣(救急隊員資格課程)など、消防・救急体制の強化を図っていますが、高度な知識と技能を有する「救急救命士」の計画的な増員及び人員配置が望まれており、今後も人的体制の強化に努める必要があるとともに、消防団員の育成を図るための恒常的な研修や訓練が重要です。

○ 早来地区の消防庁舎については、広域化に対応した消防・救急体制や施設の機能向上が必要であることから、早急に整備・改築を行う必要があります。

この場合において整備する新庁舎は、消防署安平支署としての総合的庁舎となることから、現在の追分出張所の位置付けや救急体制、車両配備体制について、庁舎の整備・改築に併せて検討していく必要があります。

○ 消防施設については、近年の財政状況から緊急度に応じた優先順位を付けながら整備を進めてきましたが、消防車両については経年による計画的な更新が必要となってきます。

また、市街地における消防水利(消火栓等)の整備については一部未設置区域があることや既設消火栓の老朽化などから、それらの整備改修を計画的に進めていかなければなりません。

さらには、将来的な無線設備のデジタル化の対応に伴う機器の更新が必要となるなど、今後における財政的な負担が大きな課題となっています。

- 複雑多様化する消防・救急業務に対応できる人材育成、消防職員の専門教育のための研修・講習機会の重要性が増すとともに、高齢者や幼児、児童を対象とした防火教育、さらに、救急車が到着するまでの対応や処置が命を救うことにつながることから、町民に対する救急救命方法の普及活動が重要となっています。
- 消火活動の現場では、初期の火災通報と多くの人員が早期消火の決め手となるため、 自主防災組織については、その必要性を認識しております。しかしながら、組織を作っただけでは機能しないといったことも考えられるため、消防・町・地域において度 重なる協議が必要となります。

基本方針

- ■「消防・救急体制の確立」
 - 本町を総括する早来地区の消防庁舎の整備・改築を計画的に推進するほか、適切 な消防資器材の更新により充実を図り、消防団等との連携をより一層深めながら、 住民の生命・財産を確実に守ることのできる体制づくりを進めます。
 - 高度化する消防・救急業務に対応できるよう消防・救急救命士等の人材の育成と 確保に努めるとともに、救急救命処置の普及活動を推進していくことにより、消防・救 急体制の確立を進めます。

施策の体系

- ■「消防・救急体制の充実」
 - □消防救急体制の充実
 - ◆消防庁舎の整備、改築
 - ◆消防・救急救命士の育成と適正な人員配置
 - ◆消防団等の育成(女性の増員)
 - ◆救急救命活動の充実と自主防災組織の育成

主要施策

- (1) 消防救急体制の充実
 - ① 消防庁舎の整備、改築
 - ●消防庁舎の整備、改築

消防署安平支署の庁舎については、施設の機能向上に加え、消防職員・団員の 訓練場所等の確保が課題となっており、また、合併に伴い本町として管轄する地 域を総括する総合的庁舎の必要性があることからも、計画的な整備・改築を行い、 消防・救急体制の充実を図ります。 なお、整備・改築に伴う追分出張所機能などの見直しについては、消防救急機能の低下を招かぬように十分配慮しながら検討していきます。

◆消防施設の経年等による更新

消防車両などの消防施設については、計画的に整備更新を行っていきます。また、市街地における消防水利(消火栓・防火水槽)の未設置区域の解消に努めるとともに、旧式消火栓の計画的な取替を実施していきます。

② 消防・救急救命士の育成と適正な人員配置

◆消防職員の資質向上

高度化する消防・救急業務に対応できる職員の育成に努めます。特に、救急救命業務については、複雑多様化しており、現在の救急救命士の有資格者の休暇等取得や地域消防体制などの観点からも、人的体制の強化とともに職員の高齢化を視野に入れた有資格者の採用・育成及び配置を検討していきます。

③ 消防団等の育成(女性の増員)

◆消防団員の育成

消防団員の高齢化が進んでいることから、新たな若い団員の加入促進とともに、 防火意識の啓蒙活動などで効果を発揮している「女性消防団員」の増員に努めます。

④ 救急救命活動の充実と自主防災組織の育成

◆救急救命活動の充実

日頃からの訓練が重要となる「救急救命講習」については、町内で開催される 行事と合わせた講習会を実施するなど、多くの町民が救急救命の知識を身につけ る機会の提供に努めるとともに、救急救命方法の普及を積極的に展開していくた め、9月9日の「救急の日」に合わせ、救急救命方法を紹介する内容を広報紙へ 掲載するほか、パンフレットなどによる啓蒙活動を実施していきます。

◆防火意識の徹底

本町における火災の発生件数は少ない状況にあるが、火災から町民の生命・財産を守るためにも、防火教室や火災訓練の充実に努めるとともに、火災予防運動などにより防火意識の徹底を図ります。

◆地域に根付いた自主防災組織の育成【再掲】

本町においては、火災の発生件数は少ないものの、石狩低地東縁断層帯に位置 していることから、地震に伴う火災などに備えた自主防災組織の育成について、 自治会、町内会等や事業所等との連携により検討していきます。

第1章 生活重視のまちづくり 第2節 安心を大切にするまちづくり

5 防災・国民保護対策の推進

現状と課題

(防災体制の充実)

- 本町おいて想定される災害については、風水害、地震及び樽前山の噴火が考えられることから、平成12年2月に「樽前山火災防災会議協議会」が周辺の3市6町(苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、旧早来町、厚真町、旧追分町、旧鵡川町、旧穂別町)によって設立され定期的な情報交換を行っており、平成14年6月には、構成自治体並びに防災関係機関、各種団体、住民及び事業所が、火山噴火による災害発生時に行うべき対策をまとめた「樽前山火山防災計画」が策定されるなど、広域的な防災対策のための組織化が行われてきました。
- また、これら以外の広域的な災害対策としては、平成8年に締結した東胆振1市6 町による「災害時広域相互応援に関する協定」など、災害時における強化体制を進め ていることから、他町との合意による広域的な防災訓練などについても今後検討が必 要と思われます。
- 一方、自分達の地域を自ら守るために必要とされる「自主防災組織」の編成については、その必要性は認識しているものの、「住民からの自主的な声」が上がらない場合、組織を作っただけで機能しないといったことが考えられ、さらに、災害の発生件数が少ない本町についてはその傾向が強いことなど、自主防災組織の設置については、消防・町・地域における度重なる協議が必要となります。
- 災害時に必要とされる防災行政無線については、重要度は高いものの大きな災害が 少ない地域といったことや、整備にあたっての有利な補助制度が無かったことなどか ら事業が進んでこなかった状況となっています。
- 防災行政無線以外の設備については、今後策定する安平町地域防災計画に基づき整備していく必要がありますが、地域間の格差が生じないよう配慮していかなければならないなど、今後の予算状況の好転が見込めないことを考え合わせると、多くの課題が残されていると言えます。

(治山・治水対策の充実)

○ 追分地域の水源である2級河川安平川については東部山地を源流部としており、道 有林を中心とした水資源確保のための重要な地域となっていますが、これまで進めて きた国営農地開発事業による農地造成をはじめ、個人が畑へ転換するための林地開発 や土砂・砂利の採取などにより、山林の減少が進んできました。 ○ 早来地域の水源地であるトキサラマップ川周辺については、ゴルフ場予定地として 一部で伐採などの開発が行われましたが、植林など再生に向けた事業も終えたことか ら、今後は適切な管理が必要となっています。

また、支安平川及び瑞穂ダム周辺については、治山・治水の重要地区で森林が持つ機能を有効に活用していくことが必要であり、下流域には農地、市街地へと続くため、河川の氾濫や山地災害防止、水源かん養機能の高い森林の整備が求められています。

○ こうした背景から、保健保安林を有する鹿公園周辺の山林や中止となった安平ダム 建設予定地、トキサラマップ川周辺、瑞穂ダム周辺の山林を含めた治山・治水対策の 重要性を再認識させていくとともに、山地の災害防止機能や水源かん養機能を増進さ せる森林整備が必要となっています。

(河川整備)

- 安平川は、過去に暫定断面として改修されていますが、ゴルフ場開発などによる森林伐採の影響などにより、大雨時には氾濫の恐れがある水位を超え危険な状況になることがあるため、早急な改修が必要となっています。
- このため、北海道が主体となり学識経験者、関係住民で構成される「安平川水系河川整備計画検討委員会」を立ち上げ、治水、利水、環境の総合的な整備計画となる「安平川水系河川整備計画」の検討が進められています。
- 一方、千歳川放水路計画に位置付けられていた遠浅川については、通常時の湿害に加えて大雨時には氾濫するため、安平川とあわせた計画的な整備が必要となっています。

基本方針

- ■「防災体制の確立と防災意識の高揚」
 - 安平町地域防災計画や広域的な防災計画・協定に基づいた防災体制の確立と、地域自主防災組織の組織化を推進し防災意識の高揚を図ります。
 - 災害に強いまちづくりを目指し、防災基盤整備とあわせて計画的な自治会館の整備による避難場所の確保、自然災害の予測や避難経路を示したハザードマップの作成など地域の安全性の向上に努めます。
 - 治山・治水対策に必要な森林づくりを進めるため、必要な誘導策の検討と生活環境保全機能、水源かん養機能に配慮した事業の推進に努めます。
 - 豊かな自然環境に配慮した河川整備計画に基づく治水対策の推進に努めます。

施策の体系

- ■防災対策の推進
 - 口防災体制の充実
 - ◆地域防災計画の策定と推進
 - ◆武力攻撃事態等への対応
 - ◆防災行政無線等の整備
 - ◆防災訓練の実施
 - ◆ハザードマップの作成及び避難場所等の確保
 - ◆自主防災組織の育成
 - ◆防災意識の高揚
 - □治山・治水対策の充実
 - ◆治山施設の整備、保安林の整備
 - ◆河川改修事業の推進
 - ◆普通河川整備計画の策定

主要施策

- (1) 防災体制の充実
 - ① 地域防災計画の策定と推進
 - ◆地域防災計画の策定と推進

風水害、地震、火山噴火などの天災から住民の生命と身体、財産を守るため、 町内の各行政機関、指定公共機関など各関係機関が行うべき防災上の事務及び業 務を明記した安平町地域防災計画を策定し防災体制の整備を進めます。

② 武力攻撃事態等への対応

◆武力攻撃事態等への対応

平成16年9月に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく、武力攻撃やテロなどが発生した場合の住民の避難や救援などの対策や日頃備えておくべき物資や訓練などについては、安平町国民保護計画の住民周知とあわせて緊急時の伝達基盤の整備など総合的な安全対策の推進を図ります。

③ 防災行政無線等の整備

◆防災行政無線等の整備

風水害、地震、火山噴火などの天災や外国からの武力攻撃事態が発生した場合など不測の事態に対応し住民の安全を守るためには、緊急時の情報を迅速かつ的確に全世帯へ伝達することが必要であるため、防災行政無線等を整備し住民の安全確保に努めます。

④ 防災訓練の実施

◆防災訓練の実施

災害時における指揮系統や具体的な行動確認が必要なことから、全町民を対象 とした防災訓練を適時に実施していくとともに、福祉施設や教育施設などの個別 施設については、定期的な防災訓練や図上訓練などの実施について検討します。

⑤ ハザードマップの作成及び避難場所等の確保

◆ハザードマップの作成及び避難場所等の確保

近年の異常気象による集中豪雨などの災害に対し迅速かつ的確に避難ができるよう、危険箇所や避難経路、避難場所などを記載したハザードマップや家庭用防災マニュアルを作成するとともに、計画的な自治会館の整備による避難場所の確保など防災対策の推進に努めます。

⑥ 自主防災組織の育成

◆自主防災組織の育成

本町においては、風水害、地震などの災害発生件数は少ないものの、石狩低地 東縁断層帯に位置していることからも、いざという時のための自主防災組織の整 備が必要であり、自治会・町内会等や事業所等との連携強化はもとより、自主防 災地域の「モデル地域の指定」や防災機器類の貸与も含めた組織化を進めていき ます。

⑦ 防災意識の高揚

◆防災意識の高揚

各自が購入し災害時に携行が必要となる非常持ち出し品や備蓄品などに関する情報提供については、ハザードマップへの掲載や広報紙などにより定期的な意識啓発を行うとともに、防災訓練や災害時の対策、救急救命等講習会などの機会の提供に努めます。

(2) 治山・治水対策の充実

① 治山施設の整備、保安林の整備

◆治山施設の整備、保安林の整備

山地災害発生の危険性がある地域では、保安林の指定やその適切な管理に努め、 森林整備計画に基づく育林とともに、災害防止や水源かん養機能を重視した森林 整備を進めていきます。

② 河川改修事業の促進

◆河川改修事業の促進

水害を未然に防止するための河川整備については、各箇所における河川の状況や環境、住民の意見を踏まえた改修を心がけるとともに、「安平川水系河川整備計

画」の早急な策定と事業の実施及び促進について、河川管理者への要望を引き続き行います。

また、千歳川放水路計画に位置づけられていた遠浅川についても、関係機関への要望を継続して行うなど事業化へ向けた取り組みを推進します。

③ 普通河川整備計画の策定

◆普通河川整備計画の策定

町が管理する普通河川については、北海道が策定を進めている「安平川水系河 川整備計画」とあわせて、普通河川整備計画を策定し治水対策に努めます。

第1章 生活重視のまちづくり

- 第2節 安心を大切にするまちづくり
 - 6 防犯・交通安全対策の推進

現状と課題

(防犯対策の充実)

- 本町は、これまで行ってきた定住化施策や立地条件などから、都市との交流が盛んになる傾向にあり、地域コミュニティや近隣関係のつながりが薄れることによる犯罪の増加が危惧されるものの、幸い大きな事件は発生していない状況となっています。
- その一方で、近年の全国的な傾向として、少年犯罪の凶悪化、低年齢化が社会問題となっており、本町や近隣町においても、自動販売機や車を狙った盗難、さらに高齢者に対する悪徳商法や電話による詐欺などの被害も報告されており、これらの情報提供と対策を講じていかなければなりません。
- 犯罪の未然防止と「犯罪が起こりにくいまちづくり」のためには、町民の自主防犯 意識を高めていくことが重要になっております。現在は、防犯協会が学校、PTAや 更正保護女性会など地域団体と連携・協力してイベント時などにおける見回りや巡回 補導などを実施しています。
- また、町内においても年間に数件、不審者や不審車両の被害も報告されていることから、子どもたちに対する安全対策として「防犯ブザー」の配付とともに、通学路付近の家庭の協力による「緊急避難所(こども110番の家)」の設置や、地域住民や関係団体による「子どもの見守り活動」が行われるなど、犯罪の防止・抑止につながる様々な取り組みが行われています。
- 防犯対策として設置している「防犯灯」については、整備の状況に地域格差がある ことから、これらの解消に向けた計画的な整備が必要と思われます。

また、防犯灯の電球交換などについては、自治会等の対応となっていますが、「交換が遅い」といった町民から苦情もあることから、連絡を受けた後の「一連の修繕対応の流れ」の周知とともに、これら維持管理体制の全町的な見直しや防犯等の新設に伴う器具類の修繕経費の増加なども課題となっています。

(交通安全対策の充実)

〇 本町における交通安全運動については、交通安全関係団体が中心となった交通安全 啓発運動を行っており、これまで幾度も交通事故死ゼロ 1000 日を達成するなど、比 較的交通事故の少ない町と言えます。 ○ また、町内における交通規制と安全対策については、住宅地に隣接する道路の速度 規制や、一時停止の標識の設置、追分跨線橋のロードヒーティング延長、信号機の増 設など、地域住民の声を反映させながら要望活動によりこれまで着実に整備が進めら れてきました。

しかし、早来市街地国道のバイパス4車線化や高速インターチェンジの設置とともに、千歳市に向かう道道の交通量の増加など、交通事情が大きく変化していることから、大事故につながる「JR踏切でのトラブル対策」や「凍結路面対策」などを含めた、より具体的な交通安全対策の充実化が必要と思われます。

- 一方、交通安全思想の普及活動については、恒例となった老人クラブによる「交通 安全しめ縄」の配付事業や、国道 234 号における「セーフティコール街頭一斉啓発活動」の実施など、各交通安全関係団体、地域住民、関係機関などの参加を図りながら 啓蒙活動に努めてきました。
- 町内における近年の交通死亡事故の状況をみると、道路照明灯が無い暗い場所での 発生が多く、また、冬期間の交通事故件数も多いことから、子どもや高齢者の交通安 全教育の徹底を図るとともに、除排雪の充実、さらには道路照明灯や歩道などの計画 的な整備が必要と思われます。
- 交通安全啓発事業としては、これまで「交通安全標語の募集」や「交通安全人形」の設置、さらに、定期的に行っている関係団体による交通安全旗の設置・交換など、様々な取り組みが行われてきましたが、その事業や作業は「手段」であって「目的」ではないことから、交通安全運動の在り方やより効果的な対策、広域的な取り組み手法を含め、交通安全啓発事業全体の見直しを進めていく必要があります。

基本方針

- ■「防犯活動の充実と交通安全対策の推進」
 - 防犯協会と学校、PTA、地域住民、関係機関との連携強化により、地域における 防犯活動の強化と防犯意識の高揚に努め、犯罪のない「安全で平和な町」を目指し ていきます。
 - 安平町交通安全計画に基づく「交通安全教育」と「交通安全施設整備」などを中心とした交通安全運動を着実に実践していくとともに、各交通安全関係団体の若手登用による組織の活性化を推進するなど、これまで長年実施してきた様々な交通安全運動の刷新を図っていきます。

施策の体系

- ■「防犯・交通安全対策の推進」
 - □防犯対策の充実
 - ◆犯罪の未然防止の推進
 - ◆防犯灯の計画的な設置
 - ◆防犯体制の確立
 - □交通安全対策の充実
 - ◆安平町交通安全計画の着実な推進
 - ◆駅周辺の交通安全対策の推進
 - ◆交通安全教育の推進と交通安全対策の充実

主要施策

- (1) 防犯対策の充実
 - ① 防犯意識の啓発と犯罪の未然防止
 - ◆自主防犯意識の啓発

住民に対する防犯意識の啓発を図るため、広報紙や町のホームページに防犯対策に関する内容を定期的に掲載するとともに、防犯協会が発行する「地域安全ニュース」などによる広報活動への支援や防犯に関する講演会などを学校、関係機関や防犯協会との連携により開催し防犯意識の高揚を図っていきます。

◆犯罪の未然防止の推進(重点化施策)

PTAや学校などが中心となって実施してきた、子どもたちを犯罪から守る「子ども 110 番の家」の普及とともに、小中学生に対する「防犯ブザー」の配付事業を継続していきます。

◆防犯灯の計画的な設置

犯罪の抑止につながる防犯灯については、設置状況の地域格差解消を考慮した整備に努めていくとともに、防犯灯の電球交換や修繕対応などについては、自治会・町内会及び関係機関の協力により、素早い対応に努めていきます。

② 防犯体制の確立と青少年健全育成の推進

◆防犯体制の確立(重点化施策) 【再掲】

防犯協会と自治会、町内会、学校、PTAなどの関係機関との連携強化により 実施している「子どもサポート隊」などの地域運動の拡大を図りつつ、地域にお ける自主的な防犯活動と防犯意識の高揚に努め、犯罪のない「安全で平和な町」 を目指していきます。

◆暴力追放運動の推進

暴力追放運動の推進と、住民の暴力追放意識の高揚に努めるとともに、青少年の非行防止を図るため、学校、家庭、地域との連携による「環境浄化運動」を推進していきます。

◆青少年非行防止活動の推進

青少年犯罪においては、低年齢化の傾向があることから、今後も防犯協会が学校、PTAや更正保護女性会など地域団体と連携協力し行っているイベント時などにおける見回りや巡回補導などへ支援を行い青少年の非行防止に努めていきます。

また、地域の協力による有害図書の自動販売機の設置阻止、コンビニエンスストアなどへの販売自粛依頼や、地域コミュニティの推進と家庭における防犯意識の啓発により、地域での非行防止体制の充実化を推進していきます。

(2) 交通安全対策の充実

① 交通環境の整備促進と交通安全思想の普及

◆安平町交通安全計画の着実な推進(重点化施策)

交通社会を構成する三つの要素(人・交通機関・交通環境)について、適切かつ効果的な施策を総合的に検討し策定した「安平町交通安全計画」に基づき、安全運転知識の向上と意識の徹底化を図るとともに、地域活動を通じた交通安全教育及び、交通安全施設の整備を着実に推進していきます。

◆交通安全施設の整備

早来市街地を通る国道 234号のバイパス 4 車線化や追分市街地の道道拡幅事業の終了を受け、今後、国道 234号の拡幅 4 車線化未整備地区の交通実態に沿った整備要望とともに、交通危険箇所における「道道の両側歩道設置」などの実現に向け要望を行っていきます。

また、横断歩道や道路照明灯、信号機、カーブミラー設置などの各種交通安全 対策(要望)を講じていきます。

◆交通安全対策の推進(重点化施策)

住民や交通安全関係団体の協力による街頭指導などによる、交通安全運動を推 進します。

また、踏切事故については、「発生」即大事故につながることから、踏切支障時における「非常ボタン操作」などの緊急対応措置の周知、さらには町内を運転中に「ハッとした経験」のある危険箇所に関する町内交通情報の「蓄積と公開」など、効果的な交通安全対策を講じていきます。

◆駅周辺の交通安全対策の推進(重点化施策)【再掲】

追分駅前については、これまで行ってきた「公営住宅」や「福祉関連施設」の整備などにより、駅前周辺の交通量が急激に増大したことから、道道追分停車場線の拡幅事業と一体的な「交通安全対策」として計画した「駅前ロータリー化」を関係機関との連携により推進していきます。

◆交通安全思想の普及(重点化施策)

交通安全思想の普及を図るため実施した国道沿いにおける「一斉啓発活動」については、これからも内容を見直しながら継続していくとともに、地域・家庭・学校・職場などとの連携による交通安全運動の展開に加え、高齢者や幼児を対象とした「参加・体験・実践型」の交通安全運動に努めていきます。

② 交通安全教育の推進と交通安全対策の充実

◆交通安全教育の推進

運転手に対する安全運転教育の機会を提供していくとともに、着用率の低下が 懸念される「シートベルト・チャイルドシート」については、後部座席での着用 率の向上を含めた着用の街頭指導や啓発キャンペーンを推進していきます。

◆冬期間の交通安全対策(重点化施策)

冬期間における交通安全対策(除雪対策)については、スノーポールの設置や 道路パトロールの実施による除排雪の適正な実施に努めるとともに、交差点付近 や急カーブのスリップ事故を防止する啓発看板の設置や、スリップ防止用砂の配 置などを行うことにより、運転者や歩行者にやさしい交通安全対策を推進してい きます。

◆交通傷害保険の加入促進

「交通傷害保険」については、交通事故の補償は住民の総力でという趣旨により 普及してきたことから、今後も本保険の加入促進を図っていくとともに、交通被 害が多い保育園児・幼稚園児及び新入学児童に対しては公的加入を継続していき ます。

◆交通安全情報の提供

交通安全情報については、安全運動の啓蒙のため実施している「交通安全だより」の内容の充実化を図るとともに、事前に交通安全運動の「主旨・期間・重点」などの周知による意識啓発や、運転免許証の更新時講習の開催日時など、住民(運転者)が必要とする情報提供に努めていきます。

◆参加型交通安全運動の推進(重点化施策)

参加型の交通安全運動を展開するため、地域住民・行政・関係団体等が一体と

なった、そして、地域に密着したきめ細かい活動を推進することにより、交通事 故の起きない「安全で住みよい地域づくり」を目指していきます。

◆交通安全に関する団体の強化

交通安全を目的とした交通安全推進委員会などの町内団体に対しては、交通安全指導者の養成や資料提供などによる組織と指導者の強化を図り、町民挙げての交通安全運動の展開を目指していきます。

また、これまで本町の各交通安全関係団体については、男性に偏った構成と高齢化などが課題となっていることから、女性指導員や若手登用などによる組織の若返りによる活性強化と、運動内容の見直しを進めていきます。

◆救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命と被害を最小限にとどめるため、さらには、負傷 者の救命活動や重大事故に対応できる救助・救急体制づくりを推進していきます。

また、人間の生死に直面した際に落ち着いた対応ができるよう、「自動体外式除細動器」の使用を含めた「心肺蘇生」などの応急手当講習会などを消防との連携により実施していきます。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

- 第1節 元気あふれるまちづくり
 - 1 農林業の振興

現状と課題

(農業)

- 農業を取り巻く環境は、国際化の急速な進展や輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷に加えて市場原理の導入、さらには食の安全・安心の確保並びに環境保全に配慮した取り組みへの転換が急務となっているなど農業をめぐる環境が大きく変化しています。
- 〇 さらに、平成17年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、地域における担い手(認定農業者等)を明確化し、これらの者を対象として農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施するとされ、平成19年産から品目横断的経営安定対策(注)を導入することとしています。
- このような状況の中で、本町農業が元気のある産業として持続的に発展し続けるためには、経営感覚に優れた意欲や能力のある担い手や効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、これら農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが急務と考えています。
- しかしながら、少子高齢化が社会問題となる中で、農業者についても高齢化が進み、 担い手がいない農家の増加など将来の農業に不安を残す状況となることも予測される ことから、後継者と新規就農者の確保・育成対策が必要となっています。
- 一方、環境問題については、二酸化炭素の排出による地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題が顕著化し、国内においても廃棄物の処理や地下水の汚染などに関する問題が発生しており、環境問題に対する関心が高まる中、各地域における環境対策の取組みが重要となることから、農業においても家畜糞尿の適切な処理や化学肥料の抑制、農業用廃プラスチックの適切な処理など環境に負荷のかからない取組みが必要となっています。
- 本町においては、稲作から畑作、酪農、畜産など多様な農業が展開していますが、 農業経営の安定化と地域のブランド化を図るためには、更なる販路の拡大が必要であ り、大都市札幌圏や千歳市、苫小牧市など大消費地に近いという立地条件やインター ネットによる通信販売など新たな販路の開拓が課題となっています。
- (注) 品目横断的経営安定対策:米、麦、大豆、てん菜などは、生産されている農家を対象に、キロ当たり◇◇ 円を助成、価格が下がれば◇◇円を補てんといった支援が行われてきましたが、平成19年産からは、国内農業の足腰を強くするため、一定条件を揃えた「担い手」となった方だけに支援を行う仕組みに変わります。

- 消費者のニーズについては多様化し、特にBSEや鳥インフルエンザ、食品偽装問題を契機として、食の安全性に対する関心がこれまで以上に高まっていることから、食品がいつ・どこで・どのように生産、流通されたのかを把握できるトレーサビリティ・システムの整備など生産から流通、販売までの過程における安心・安全の確保対策を図る必要があります。
- また、食生活や食習慣も大きく変化しており、家族で食卓を囲む機会が減少したり、 欠食や偏食、調理食品の増加などにより、特に子どもたちの健康や情緒、生活習慣病 の増加が懸念されています。

(林業)

- 森林保護の必要性については、多くの人々が認識しているものの、適齢伐期にある 樹木を売却しても採算が合わず、また、森林を保有する場合においてもそのメリット を感じることができないことが大きな問題といえることから、森林所有者に対する造 林奨励と計画的な森林施業に対する奨励対策が望まれています。
- 道有林が所在する北東部一体は、安平川の源流部と安平ダム建設事業が位置づけられていた森林があり、水源地となっています。また、支安平川及び瑞穂ダム周辺については、治山・治水の重要地区で森林が持つ機能を有効に活用していくことが必要であり、下流域には農地、市街地へと続くため、河川の氾濫や山地災害防止、水源かん養機能の高い森林の整備が求められています。
- 日本最古の保健保安林を有する鹿公園には天然性広葉樹が多く生育し、自然環境に優れた住民の憩いの場や自然体験学習の場として活用されており、今後も保安林を中心に周辺一体での森づくりや自然体験学習の場としての森林整備が必要と考えています。
- 本町南部の早来新栄地区には、カラマツを主体とした人工林が多く、製材業などの 木材生産の拠点地区となっています。また、早来北進地区は水源地でもあることから、 安全な水道水の確保と供給を行うため、計画的な森林施業を推進していくことが必要 不可欠となっています。
- 土砂や砂利採取等の林地開発については、無秩序な乱開発の防止や砂利採取跡地等 への植林など森林再生の対策が必要となっています。

基本方針

- ■「循環型産業の構築と活力ある農林業の展開」
 - 農地の集約化・集団化を進め、効率の良い農業経営を促進するとともに、新規就

農者の受入れや農業後継者の育成を図り、持続可能な農業構造の確立を目指します。

- 札幌都市圏、千歳市、苫小牧市に近く交通利便性の良さなど恵まれた立地条件を 活かした販路の拡大を図るとともに、インターネット等を活用した通信販売による 販路の開拓を進め、特産品や名産品の創出と地産地消の推進など総合的な農業の振 興を図ります。
- 安全でおいしい農畜産物の生産地としてのブランド化を目指し、緑肥などの有機 資材・肥料の活用や農業系廃棄物等の適正な処理・有効利用などによる環境に優し いクリーンな農業を推進します。
- 地球温暖化の防止や水源かん養、生態系の保全など森林が持つ多面的な機能の維持に努めながら、計画的な森林施業を支援します。
- 重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に行うため、森林を「水土 保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、それぞれに応じた 望ましい森林の姿へ誘導するよう努めます。

施策の体系

- ■農林業の振興
 - □農業の振興
 - ◆土地改良事業の推進
 - ◆有機農業の振興対策への支援(土壌診断、土づくり対策の実施など)
 - ◆家畜糞尿の有機肥料化に関する調査・研究
 - ◆新規就農者等受入れ事業及び農業教育施設(ルーキーズカレッジ)の充実
 - ◆担い手育成支援事業の充実
 - ◆融資制度の創設
 - ◆「全日本ホルスタイン共進会」開催に向けた対策の検討
 - ◆乳用牛及び肉用牛の優良牛生産を目指した受精卵移植費用等の助成
 - ◆安平町公共牧野 (大滝清原牧場) 放牧家畜の輸送費の助成
 - ◆農作物や畜産物のブランド化(笑顔ブランド)の推進と販路の拡大
 - ◆有害鳥獣対策の推進
 - □林業の振興
 - ◆計画的な森林施業に対する支援
 - ◆水源かん養機能の促進
 - ◆循環利用林の整備

主要施策

(1)農業の振興

① 土地改良事業の推進

◆土地改良事業の推進

安平ダム建設事業の中止に伴い現在進められている「夕張シューパロダム」からの導水計画については、国に対する早期完成に向けた要望活動を行っていくとともに、これらに関連する土地改良事業の実施に係る農家負担の軽減対策を引き続き行います。また、「道営畑地かんがい推進モデルほ場設置事業」についても引き続き事業の促進に向けた要望活動を行います。

◆飲雑用水道施設の整備【再掲】

農村地域の飲雑用水道については、施設の老朽化が進み、追分地区では道営事業を活用した施設整備を検討します。また、早来地区では施設の老朽化に加え、水源である地下水汚染が徐々に進んでいることから、地域住民との協議を進め道営事業の活用を検討し、安全・安心な水の供給に努めます。

② 有機農業の振興対策への支援

◆有機農業の振興対策への支援(土壌診断、土づくり対策の実施など)

有機肥料の導入や緑肥導入による土づくり、合理的な輪作体系を基本に、土壌 診断結果に基づいた施肥設計と施肥管理、減農薬と化学肥料の低減に取り組み、 「安心・安全」な農作物の生産と農畜産物のブランド化など地域農業の確立を目指 します。

③ 環境に優しい循環型農業の構築

◆家畜糞尿の有機肥料化に関する調査・研究(重点化施策)

地域からでる家畜糞尿を堆肥化し、耕種農家での堆肥利用などを促進し<u>地産地消(注)</u>による循環型社会を目指すため、酪農・畜産・耕種農家をはじめ畜産資源利用組合と連携しながら適切な管理や処理による良質堆肥の生産、利活用体制の整備に向けた調査・研究を行います。

◆農業用廃プラスチックの適正処理に対する支援

ほうれん草、メロンなど農業から排出される廃プラスチックをリサイクル処理 するよう誘導し、環境汚染の原因となる廃プラスチックの不法投棄や野焼などの 不適切な処理を防ぎ、適切な回収・処理体制の構築により環境にやさしいクリー ンな農業の推進を図るため、農業用廃プラスチックの適正処理に対する支援を行 います。

⁽注) 地産地消:「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物などをその地域で消費する こと。

④ 人材確保・育成対策の充実

◆新規就農者等受入れ事業及び農業教育施設(ルーキーズカレッジ)の充実 就農促進対策として「生活支援」や「土地取得」などの支援対策について検討

するとともに、新規就農者や後継者の教育施設である<u>ルーキーズカレッジ(注)</u> を充実し、受け入れ体制の整備を行い地域農業の担い手の育成を図ります。

◆担い手育成支援事業の充実

効率的かつ安定的な経営体を目指す農業者を支援するため、認定農業者が借り 入れる農業経営基盤強化資金(制度資金)に対する利子の助成を行います。

⑤ 農業機械共同利用組織と支援制度の創設

◆農業機械共同利用組織と支援制度の創設

農業者の高齢化対策や労働条件の改善を図るため、農作業受委託の組織化に向けた体制整備と<u>コントラクター(注)</u>や機械共同利用組織に対する支援助成制度の創設を目指します。

⑥ 融資制度の創設

◆融資制度の創設

農業経営の安定と体質強化に資するため、農業振興資金制度を継続し、経営改善を図ろうとする農業者に対し無利子で融資します。

⑦ 「全日本ホルスタイン共進会」開催に向けた対策の検討

◆「全日本ホルスタイン共進会」開催に向けた対策の検討(重点化施策)

2010 年度には「全日本ホルスタイン共進会」が本町で開催され、全国から 15万人とも 20万人ともいわれるほどの関係者が訪れる予定であることから、酪農の先駆的な役割を担ってきた地域としてふさわしい、全国に誇れるような乳牛の育成対策と来場者に対する歓迎対策の検討を進めます。

⑧ 乳用牛及び肉用牛の優良牛生産を目指した受精卵移植費用等の助成

◆ホルスタイン牛群の改良

ホルスタイン種の改良を促進し、個体乳量の増産を図り酪農家の経営安定に資するため、人工授精及び受精卵移植に対する経費の一部を助成し優良雌牛の作出並びに生産性の向上を図ります。

⁽注) ルーキーズカレッジ: 新規就農者の受入体制整備の一環として、関係機関と連携し新規就農者や農業後継者等経験の浅い者を対象とした研修を行い農業振興を図っていく事業のこと。

⁽注) コントラクター:農業者の高齢化や担い手不足のもとで、労働時間の短縮や機械経費の削減等により、ゆとりある経営を実現するため、耕起や収穫等の農作業を請負う組織。

◆和牛生産改良

和牛の改良を促進し繁殖率の向上と仔牛生産の増強を図り和牛生産農家の経営 安定に資するため、受精卵移植に対する経費の一部を助成し優良雌牛の作出並び に市場販売において高位生産性の向上を目指します。

⑨ 安平町公共牧野放牧家畜の輸送費に対する助成

◆安平町公共牧野(大滝清原牧場)放牧家畜の輸送費に対する助成

本町が所有する公共牧野の利用促進と優良家畜の育成を促進するため、安平町 公共牧野(大滝清原牧場)への家畜運搬費の一部を助成します。

⑩ 軽種馬と観光対策

◆軽種馬と観光対策【再掲】

優駿のふるさとである本町には、世界に名を馳せる有名な軽種馬が多数繋養(けいよう)されており、これまでも有名な軽種馬を多数輩出している馬産地であり、軽種馬産業は本町にとって欠かすことのできない産業となっています。

また、緑一面の中で馬が草を食む姿は、「美しい景観」であり最大の観光資源でもあることから、軽種馬牧場の景観の維持・存続のための側面的な支援や観光振 興対策とあわせた対策を検討します。

Ⅲ 異業種との連携による新たな商品開発と販路の拡大

◆農作物や畜産物のブランド化(笑顔ブランド)の推進と販路の拡大(重点化施策)

産学官や異業種などの産業クラスターの形成を図り、地元で生産された農畜産物を地元企業との連携や農産物加工研究センターを活用し、農畜産物に付加価値を付けた新たな商品開発や商品化に対する支援助成制度を検討するとともに、特定作物の産地化などによる「<u>笑顔ブランド(注)</u>」の確立を目指します。あわせて、大都市札幌圏、千歳市、苫小牧市など大消費地に近いという立地条件を活かした販路の拡大、インターネットを活用した通信販売など新たな販路の確保に向けた取組みを推進します。

◆クラスターステーションの拠点指定と地域物産販売所の設置(重点化施策)

町内の公共施設や牧場、温泉、レストランなどを「クラスターステーション」 として指定し、町全体を観光地として機能する観光振興策の検討とあわせて、地 域の農畜産物等を販売する「地域物産販売所の設置」について検討します。

⁽注) 笑顔ブランド:安平町の新しいまちづくりとして「笑顔・ほほえみ(微笑)」をキーワードとした食品安全やコミュニティ運動などを展開していくもので、「微笑ブランド」とは、農作物や畜産物に付加価値を付けた新たな商品開発や商品化による安平町独自の商品のこと。

② グリーンダムの整備と瑞穂ダム周辺における親水空間の整備

◆グリーンダムの整備と瑞穂ダム周辺における親水空間の整備(重点化施策)

「グリーンダム」は、森林によって水を貯えるという町民共有の資源であり、森づくりや自然復元の場、交流や環境学習の場の形成を目指し、住民参加による植林やきのこ栽培やカヌーづくりなどの林産体験、癒しの森づくりなど「グリーンダム構想」に基づく整備計画を策定し計画的な整備に努めます。

また、「瑞穂ダム」は周辺の環境、景観など豊かな地域資源を更に活かすため、 地域住民と一体となり、水辺環境と調和のとれた景観を創造するため「花公園づ くり」を進め、将来の観光の拠点を目指します。

③ 地産地消の推進等

◆地産地消の推進等

地域住民と生産者の相互理解と地域資源の活用、地域経済の循環を図るため、「地元で生産されたものは地元で消費する」という基本理念に基づき地産地消を推進します。

また、欠食や偏食、調理食品の増加による子どもたちの健康や情緒、生活習慣病の増加などが危惧されるため、食べることの意味や大切さを伝える食育の取組みを推進します。

⑭ 有害鳥獣対策の推進

◆有害鳥獣対策の推進

ヒグマ、アライグマ、エゾシカなどによる人畜及び農作物の被害を安全かつ効果的に防止するため、自然環境に配慮をした新たな対策を検討するとともに、安平町有害鳥獣捕獲奨励金交付規則に基づく有害鳥獣対策に努めます。

(2) 林業の振興

① 計画的な森林施業に対する支援

◆計画的な森林施業に対する支援

造林事業を推進するため、植栽、下刈及び除間伐等の森林施業を森林組合に委託し計画的な森林施業を図るとともに、所有者負担の軽減対策を進めます。

② 水源かん養機能の促進

◆水源かん養機能の促進

水源かん養機能を向上するため、大規模な伐採は極力避け、地域の特性や条件に応じ森林の持つ保水機能を最大限活かせる森づくりを森林整備計画に基づき実施します。

③ 森林と人との共生

◆森林と人との共生

保健的機能や生活環境保全機能の増進を図るため、保健保安林の整備や野生生物の生育環境、生態系に配慮した森林の整備に努めます。

④ 循環利用林の整備

◆循環利用林の整備

施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を基本として、森林の健全性を確保しつつ、木材需要に応じた樹種、樹木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施など持続的かつ効率的な森林整備を推進します。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

- 第1節 元気あふれるまちづくり
 - 2 工業の振興

現状と課題

○ 地域産業の振興は、税収や雇用の創出、人口増加など本町のまちづくりに大きな影響を与えるものであることから、これまでも工業団地の造成や企業誘致活動などの産業振興施策を実施してきましたが、景気経済の低迷などから思うような成果が見出せない状況となっています。

国が進める構造改革などにより大都市圏を中心に景気経済が回復していますが、北海道内においては今だ景気経済の低迷が続き、国が進める経済政策では今後も更に地域格差の拡大が懸念されるところです。

○ 本町ではこれまで、工業団地を3箇所造成し企業誘致活動を進めております。「安平工業団地」「臨空工業団地」については2社が未操業となっているものの、全区画が分譲済みであるため、「北町工業団地」の分譲を進めていますが、平成13年以降企業進出がない状況となっています。

また、工場適地や空き工場についても、工業団地の未分譲・未操業区画とあわせ企業立地に向けた一層の取組みが必要となっています。

○ 本町に隣接する「苫小牧東部地域」については、「重厚長大型の工業開発地域」から 生産機能に加え、研究開発機能や居住生活機能を備えた「産学住遊の複合開発地域」 として転換が図られ、比較的順調に企業進出が進み大規模な自動車関連企業が操業を 開始するなど明るい兆しとなってきています。

このようなことから、同地域として「都市機能」及び「産業機能」、「公園緑地機能」 を担う遠浅地区南部については、関連企業の社員の定住に向けた基盤整備が必要になってくるものと考えます。

○ また、企業誘致や定住施策を進めるためには水資源の確保が大きな課題となること から、工業用水などの新たな水資源の確保対策を進める必要があります。

基本方針

- ■「地域の特徴を活かした企業誘致の推進と町内企業の育成支援」
 - 道都札幌まで 60 分、千歳市、苫小牧市に隣接した地理的優位性と、空港、港湾にも近く、町内及び近隣には高速道路のインターチェンジを有するなど、陸、海、空のアクセスにも優れた交通条件。また、進出企業に対する支援制度のPRとあわせ積極的な企業誘致に努めます。

- 誘致企業をはじめ既存企業や事業所の育成と安定的経営に向けた業務拡充等に対する支援策の検討、更には各種制度の情報提供を行い、安定した雇用の場の確保に 努めます。
- 豊かな農産物や森林資源など地域資源を活用した地場産業の育成や、観光産業と 絡めた新たな産業の創出や誘致を目指します。

施策の体系

- ■工業の振興
 - □企業誘致の推進
 - ◆既存工業団地等における企業誘致の推進
 - ◆航空宇宙産業等関連企業誘致対策の充実
 - ◆工業用水などの新たな水資源の確保
 - ◆道路等の産業基盤の整備
 - □地場企業の振興
 - ◆経営支援の充実
 - ◆地域資源の活用

主要施策

- (1) 企業誘致の推進
 - ① 既存工業団地等における企業誘致の推進
 - ◆既存工業団地等における企業誘致の推進(重点化施策)

空港・港湾、札幌都市圏に近い地理的条件や交通の利便性、自然環境に恵まれた住宅地など地域の特性と進出企業に対する優遇措置をPRし、北町工業団地と工場適地の立地環境を考慮し、周辺住民に十分配慮した企業選定を基本に、苫小牧東部地域の関連企業などの軽工業を中心とする誘致活動を重点的に進めます。

- ② 航空宇宙産業等関連企業の誘致
 - ◆航空宇宙産業等関連企業の誘致(重点化施策)

苫小牧東部地域へ誘致活動を進めている、自動車関連産業や航空関連産業の関連企業の誘致を検討します。また、民間企業との協力による<u>航空宇宙医学(注)</u>についても調査・検討を進めます。

(注) 航空宇宙医学:日本では高齢化社会を向かえ、高血圧、心臓病、糖尿病などの生活習慣病を持つ壮年から高齢者が増 えており、その原因の中には、運動不足やストレスなどがあり、これと似た状況が宇宙船に長期滞在する搭乗員に あてはまります。

宇宙船に長期滞在する搭乗員が、無重・閉鎖的な環境の中で、十分な運動ができずに、また、緊張の続く業務を遂行することにより、ストレス、骨・筋肉組織の萎縮、循環器・神経の障害などを発症することがあり、地上へ帰還し、地上重力環境の中で適切な治療を受けることにより、病状が改善され健康を回復していきます。

この宇宙飛行士が回復する治療方法・技術を研究して、生活習慣病や老化の防止など、病気を予防するようなことができないかという研究が進められており、これを航空宇宙医学と称しています。

③ 企業誘致対策の充実

◆企業労働者向け住宅環境の整備

立地企業の労働者の多くは町外から通勤しているため、今後はいかにして企業 労働者を定住させるかが大きな課題となることから、定住対策事業と一体となっ た企業労働者向けの住宅環境の整備などを検討します。

◆新たな工業団地の造成

国内及び道内の経済情勢や苫小牧東部地域の進出企業の動向、北海道横断自動車道の開通など現状や将来を見極め、住宅団地とあわせて新たな工業団地等の造成を検討します。

④ 工業用水など新たな水資源の確保

◆工業用水など新たな水資源の確保

企業誘致を円滑に進めるためには、道路や上・下水道などの<u>インフラ整備(注)</u>が必要となり、特に水資源が不足している場合には誘致企業も限定されることとなるため、新たな水資源の確保に向けた調査、検討を進めます。

⑤ 道路等産業基盤の整備

◆道路等産業基盤の整備

主要都市に隣接した地理的優位性と、空港、港湾にも近く、町内及び近隣には高速道路のインターチェンジを有するなど、陸、海、空のアクセスにも優れた交通条件を活かすためには、物流の基盤となる道路網の整備が必要であることから、町道整備計画に基づく道路整備と国道・道道の主要幹線道路の整備については引き続き要望活動を進め産業基盤の整備に努めます。

(2) 地場企業の振興

① 地場企業への支援

◆経営支援の充実

現在町内に進出している企業・事業所は、町の雇用や地域経済を支えており行政のみならず地域としても地場企業の継続的経営に向けた取組みが必要となっていることから、町と地域が一体となった支援体制の構築と、国などによる各種支援策の情報提供を行うとともに、新製品・新技術開発など新たな事業展開に向けた企業等のニーズに対応するため、助成や研修などの支援を行う3市1町(苫小牧市・千歳市・恵庭市・安平町)を圏域とする(財)道央産業技術振興機構と連携した取組みを推進します。

⁽注) インフラ整備:狭い意味では、道路・鉄道・上下水道・送電網・通信施設など「産業の基盤となる施設」 を指しますが、広い意味では学校・病院・公園・福祉施設など「生活の基盤となる施設」も指します。 いずれの場合も「社会で共有する性格」を持っている点が特徴です。

◆雇用情報の提供

町内各企業・事業の臨時的な雇用情報を迅速に住民に周知・提供できる仕組みづくりを検討し、企業・事業所の支援体制の整備を進めます。

② 地域資源の活用

◆地域資源の活用

産学官や農業・商業・工業などを有機的に結びつけた<u>産業クラスター(注)</u>の 形成を図り、地域資源を活用した新たな特産の開発や観光資源と絡めた地域産業 の創出を目指します。

⁽注) 産業クラスター: クラスター (cluster) は同じものの群れ、集団の意。特定の産業分野について、資材供給・生産・流通・販売などの関連企業や、金融・教育・研究などの支援機関が地理的に集中し、それらが競合しながら有機的に結びついている状態。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

- 第1節 元気あふれるまちづくり
 - 3 商業の振興

現状と課題

- 大都市を中心に景気回復による賑わいを取り戻してきていますが、北海道の経済状況は依然低迷が続いており、さらに本町においては、近隣都市における大型店の進出による「購買力の流失」や少子高齢化による商店の「後継者不足」など様々な課題が山積みとなっています。
- このため追分商店街においては、道道拡幅など商店街の近代化事業を契機とした商業活性化の取組みが進められてきました。

具体的には、平成11年3月に提出された「中心市街地活性化基本計画」に基づく商業の活性化を、平成12年5月に追分町商工会(追分町<u>TMO(注)</u>)が「TMO構想」として策定しており、その構想に基づきながら「商店街組織の体力低下」など商工会の抱える厳しい状況を改善するための事業が進められている状況にあります。

- また、TMO計画により建設した商業核施設「追分ふれあいセンター い・ぶ・き」 については、マチを再生させることができる施設として期待されており、農業団体な どとの連携による新たな活用の創造とともに、町民の利用する割合をさらに増加させ ていく必要があります。
- TMOの推進体制については、住民の代表をはじめ商工業者や関係団体の代表により構成されており、これまで関わってきた計画づくりで終わらせるのではなく、その計画を実現させるために必要となる「恒久的な活動」が必要となっています。
- 一方、早来町商工会についても、「購買力の流失」や「国道 234 号早来道路改築事業」による国道切替後の商店街の衰退が危惧され、「市街地整備構想」「まちづくり基本調査」を行い、平成16年には店舗等のシャッターに絵を描き歩く人の目を楽しませる「シャッターアート事業」による空き店舗対策や花のプランター設置による景観対策を行い町民の目を楽しませる取り組みなどを実施してきましたがより一層の集客対策などが必要であると考えます。
- 遠浅地区については、商店数の減少はないものの賑わいや買い物の利便性を考える と、新たな商店などの立地に向けた対策が必要であり、安平地区ついては、買い物の 不便性が特に顕著であることから、その対策が急務となっています。
- (注) TMO:中心市街地活性化法に基づき、市町村の商業関係者が組織する機関。市町村の基本計画に基づき、中小小売商業高度化事業構想を策定する。それを具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税措置などの支援措置を受けることができる。タウンマネージメント機関、まちづくり機関、認定構想推進事業者とも言う。

○ また、予てから整備が求められている「商工会館」については、建設から 33 年が経過し外壁が落下するなど老朽化が著しく、危険防止のため早急に整備が必要と考えています。さらに言えることは、早来・追分合併協議会が実施したアンケート結果で明らかになったように、商業の振興や買い物をするうえで不便性を感じている人が7割を超えており、休日の開店や宅配などの多様化する消費者ニーズに応じたきめ細やかな対応による利便性の向上に向け、商店が一体となった取組みとあわせ、農業や観光と連携をした新たな取組みなど、戦略性を備えた総合的な事業の展開も必要と考えています。

基本方針

- ■「にぎわいと笑顔があふれる商業の活性化」
 - 既存商店の魅力向上や新たな店舗の出店促進を図るなど、中心市街地の活性化と 商業の魅力の向上に努めます。
 - 歩きやすい歩行空間づくりや商業の核となる商業基盤の整備、空き店舗の有効活 用等による新たな人の流れの創出など商店街の賑わいと商業の活性化に努めます。

施策の体系

- ■「商業の活性化」
 - ◆中心市街地活性化対策(ポケットパーク等の整備)の充実
 - ◆商業基盤施設整備に対する支援
 - ◆新たな商業、サービス業施設の誘致
 - ◆空き店舗対策の充実
 - ◆「全日本ホルスタイン共進会」開催に向けた対策の検討
 - ◆商業活性化施設等を活用した各種イベントの開催支援

主要施策

- (1) 商業の活性化
 - ① 商業基盤の整備
 - ◆中心市街地活性化対策(ポケットパーク等の整備)の充実

小さくても身近で安らげる「小公園 (ポケットパーク)」を整備し、子どもから お年寄りまでが、そして歩行者や買い物客が利用しやすい環境整備を目指します。 また、しょうがいを持つ方や高齢者が買い物をしやすくなるように、歩行空間の バリアフリー化など高齢化に対応した商店街づくりを支援します。

◆早来駅前公園の整備【再掲】

予ねてから懸案となっていた、早来駅前公園の整備については、駅横に併設されている「物産館」の利用促進を含め、人と情報が交流する「まちの駅」として整備すると同時に、町が提唱する「クラスターステーション」として指定し、商

店街周辺に人が集まる仕組みづくりに努めます。

◆商業基盤施設整備に対する支援

老朽化した商工会館については、整備に向けた支援を行うとともに、消費者ニーズに応じたきめ細やかな対応や、回遊性を持たせた新たなイベントなど商店街が賑わいを取り戻すための商業の活性化に向けた支援をします。

② 新たな商業、サービス業施設の誘致

◆新たな商業、サービス業施設の誘致

起業者の掘り起こしや育成、新たな商業やサービス業施設の誘致活動と支援体制を確立し商店街の活性化に努めます。特に安平地区については、買い物の不便性が顕著であることから、町有地の有効活用による起業者や商業・サービス業施設の誘致などにより買い物の利便性の向上を目指します。

また、高齢者などを対象とした「商店と郵便局、行政」の連携による町内宅配サービスなど新たな事業の取組みを検討します。

③ 空き店舗対策などの商業活性化策の充実

◆空き店舗対策などの商業活性化策の充実(重点化施策)

空き店舗の有効活用を図り、商店の賑わい創出と老朽化した商店街の活性化と 景観形成、起業者の支援などを行うため、家賃や改修費などの一部を支援し、商 業の活性化の充実に努めます。

④ 「全日本ホルスタイン共進会」開催に向けた対策の検討

◆「全日本ホルスタイン共進会」開催に向けた対策の検討(重点化施策)

2010年度には「全日本ホルスタイン共進会」が本町で開催され、全国から 15万人とも 20万人ともいわれるほどの関係者が訪れる予定であることから、商工業と連携し製品販売や食の提供・PRなど来場者に対する歓迎対策の検討を進めます。

⑤ 商業活性化施設等を活用した各種イベントの開催支援

◆商業活性化施設等を活用した各種イベントの開催支援

「ふれあいセンターい・ぶ・き」などの商業施設や空き店舗なども活用したイベント事業の定期開催ができるよう、町としても側面的に支援協力するとともに、 観光関係者や農業関係者と一体となった戦略的なイベントの開催について支援を 行います。

⑥ 融資制度に対する支援

◆融資制度に対する支援

商工業者の世代交代や後継者、新規就業者の支援対策については、中小企業融

資に対する利子補給や融資制度を継続し支援を行います。

⑦ 共同事業に対する支援

◆共同事業に対する支援

商店・商工会・地域住民・企業などの協力による戦略的なイベントの開催、<u>マーケッティング事業(注)</u>などのソフト事業に対する支援を行うとともに、景観対策の一つとして商店街を中心としたイルミネーションの設置、花の植栽やプランターの設置などによるフラワーロードの形成、高齢者対策や休憩場所の確保として空きスペースにベンチを設置するなど消費者の目を向けさせる取組みに対して支援を行います。

⑧ ブランド化(笑顔ブランド)の推進と販路の拡大

◆ブランド化(笑顔ブランド)の推進と販路の拡大

産学官や異業種などの産業クラスターの形成を図り、地域資源を活用した新たな商品の開発や商品化に対する協力・連携を行い「笑顔ブランド」の確立を目指します。あわせて、大都市札幌圏、千歳市、苫小牧市など大消費地に近いという立地条件を活かした販路の開拓や、インターネットを活用した通信販売など新たな販路の確保に向けた取組みを推進します。

⁽注) マーケッティング事業:消費者のニーズを的確につかんで商品計画を立て、最も有利な販売経路を選ぶと ともに販売促進努力により、需要の増加と新たな市場開発を図る活動。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

- 第1節 元気あふれるまちづくり
 - 4 観光の振興

現状と課題

- 道内における観光は、豊かな自然や温泉、食を楽しむなど観光資源に恵まれており、近年は東アジアをはじめとする外国からの旅行者も数多く来道しています。しかしながら一方では、自然環境への配慮や、高齢者、しょうがい者、外国人など誰もが安心して快適に旅行できる受入環境の整備や他の産業との連携など様々な課題を抱えています。
- 一方、観光ニーズについては多様化し、従来の団体型のパッケージツアー(注)が減少しつつあり、団体旅行から小グループ、個人旅行の少人数の形態が増え、旅行手段も貸し切りバスからレンターカーを使った「観光旅行の個人行動化」が増加しており、これらに対応した観光ルートの設定や情報発信が必要となっています。
- 本町の観光については、鹿公園やときわ公園、スキー場、軽種馬牧場などの観光資源はあるものの、観光産業として確立されているものはなく、イベント型・通過型といった状況となっていることから、今後は、ロケ地の誘致や滞在型観光などを観光協会などとの連携により新たな観光事業を創出していくことが必要と思われます。
- 観光バスが定期的に訪れる、「赤いひまわり」の群生地については、民間団体の協力 により観光地として位置けしていますが、群生地の維持と観光客の対応などを含め、 これらをいかにして町の観光産業に結びつけていくかが課題となっています。
- また、各地で取り組まれている、<u>グリーンツーリズム(注)</u>やファームイン(注)などの体験観光については、農業者や地域住民を巻き込み、そして、地域の観光資源の活用と民間活力の導入による「地域の総力」で取り組んでいく必要があります。
- 「メロンまつり」「かしわまつり」については、その目的を含め、イベント自体を見直す時期にきており、観光の振興や商業の活性化につながる方策を常に考え、イベントのマンネリ化を防いでいかなければなりません。

⁽注) パッケージツアー:旅行社が企画して行う運賃・宿泊費等一切込みの団体観光旅行。パックツアーと同じ 意味。

⁽注) グリーンツーリズム:農業体験施設などを利用して、緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動。

⁽注)ファームイン:農家による民宿。宿泊客に農作業の体験サービスなどを提供する農家民宿。

○ 今後の観光については、地域を「ゆっくり」「じっくり」見て楽しんでもらう新たな滞在型の観光の検討とあわせて、新千歳空港を利用する観光客が待ち時間などを利用して立ち寄れる短時間の観光など、新たな観光の開発など目指すべき観光の形態、目的がしっかり確立した事業展開・手法の検討が必要と考えます。

基本方針

- ■「地域資源を活用した新たな魅力ある観光の創出」
 - 牧場やゴルフ場などの既存の観光資源に訪れる観光客が町内で回遊・滞在するし くみの構築を目指し魅力ある観光の創出を目指します。
 - 地域の特産品を活用した名物の研究・開発など新たな観光資源の発掘に努めます。 また、観光客に対するもてなしの心の育成を図り、交流促進による地域の賑わい と活性化、リピーター(注)の拡大を目指します。
 - 町内及び周辺市町村も含めた観光ルートの設定を図り、案内板の統一など観光客が周遊しやすい環境づくりを進めます。

施策の体系

- ■観光の振興
 - □新たな観光的な魅力の創出
 - ◆「鶴の湯温泉」の整備検討及び観光施設と連携した「ぬくもりの湯」の有効活用
 - ◆クラスターステーションの拠点指定と観光資源の発掘・整備
 - ◆花をテーマとした観光の振興
 - ◆各種イベント開催支援
 - ◆新たな名物の創出
 - ◆「全日本ホルスタイン共進会」開催に向けた対策の検討
 - □観光ネットワークの形成
 - ◆町内観光ルート及び広域観光ルートの形成
 - ◆東胆振地域ダム湖ネットワークの形成(注)
- (注) リピーター: リピーターとは、一度訪れた施設や店舗、公園などに何度も足を運ぶ人のことを指す和製英語。
- (注) 東胆振地域ダム湖ネットワークの形成:新千歳空港、苫小牧港に隣接する地理的優位性や、交通の利便性を活かした、都市と農村の交流や地域内交流など「交流」をテーマとして旧東胆振5町広域交流推進協議会(現 東胆振3町広域交流推進協議会)でマスタープランを策定したが、その中で4町(旧早来町、旧追分町、厚真町、旧穂別町)共通の資源であるダム湖(追分はグリーンダム)などを結ぶ周遊ルートを設定し、豊かな自然など地域資源を活かした多様な交流人口の増加を目指そうとする取組み。

主要施策

- (1) 新たな観光的な魅力の創出
 - ① 「鶴の湯温泉」の整備検討及び「ぬくもりの湯」の有効活用(重点化施策)
 - ◆「鶴の湯温泉」の整備検討

町内の温泉施設である「鶴の湯温泉」については、由緒ある貴重な施設ですが、 著しく老朽化が進んでいるため、利用客のニーズに沿った施設の整備が求められ ており、民間活力の導入も視野に入れながら再整備の検討を進めます。

◆観光施設と連携した「ぬくもりの湯」の有効活用

「ぬくもりの湯」については、スキー場やキャンプ場などの公共施設やパークゴルフ場などの民間施設、クラスターステーションに指定された観光施設などとタイアップした共通利用券の発行により、「ぬくもりの湯」の有効活用を目指します。

- ② クラスターステーションの拠点指定と観光資源の発掘・整備
 - ◆クラスターステーションの拠点指定と観光資源の発掘・整備(重点化施策)

町内の公共施設や牧場、温泉、レストランなどを「クラスターステーション」として指定し、町全体を観光地として機能する観光振興策の検討を進め、あわせて沿道の景観と環境保全整備により景観創出に結び付けていく北海道の取組み(シーニックバイウエイ)を視野に入れた新たな観光資源の発掘・整備による観光地の賑わいの創出を目指します。

③ 花をテーマとした観光振興

◆花をテーマとした観光振興

花を観光資源とする新たな視点に立ち、「赤いひまわり」「すずらん」「水芭蕉」などをテーマとした新たな観光ルートの設定と地域住民と一体となった花の植栽など花をテーマとした観光振興を検討します。

◆グリーンダムの整備と瑞穂ダム周辺における親水空間の整備(重点化施策)【再掲】

「グリーンダム」は、森林によって水を貯えるという町民共有の資源であり、森づくりや自然復元の場、交流や環境学習の場の形成を目指し、住民参加による植林やきのこ栽培やカヌーづくりなどの林産体験、癒しの森づくりなど「グリーンダム構想」に基づく整備計画を策定し計画的な整備に努めます。

また、「瑞穂ダム」については、ダム湖を利用したカヌー体験の検討や水辺環境 と調和のとれた景観を創造するため「花公園づくり」を進めるなど「グリーンダム」 と機能分担した、将来の観光拠点の整備を目指します。

④ 各種イベント開催支援

◆各種イベント開催支援

大規模な既存イベントの見直しや新たなイベントの立ち上げについて検討を進めるとともに、「ふれあいセンターい・ぶ・き」などの既存施設や空き店舗などを活用したイベントの定期開催ができるよう、町としても側面的に支援協力するとともに、商工関係者や農業関係者と一体となった戦略的なイベントの開催について支援を行います。

⑤ 特産品を活かした新たな名物や商品の開発

◆特産品を活かした新たな名物や商品の開発(重点化施策)

本町の新たな名物や地域資源を活用した商品開発のため、異業種との交流による情報収集や研究体制の整備に努めるとともに、地域の特産品を使った料理コンテストの開催などにより新たな名物や商品の開発に努めます。

⑥ 「全日本ホルスタイン共進会」開催に向けた対策の検討

◆「全日本ホルスタイン共進会」開催に向けた対策の検討(重点化施策)

2010年度には「全日本ホルスタイン共進会」が本町で開催され、全国から 15万人とも 20万人ともいわれるほどの関係者が訪れる予定であることから、本町の観光PRや特産品の販売など来場者に対する歓迎対策の検討を進めます。

⑦ 軽種馬と連携した観光振興

◆軽種馬と連携した観光振興【再掲】

優駿のふるさとである本町には、世界に名を馳せる有名な軽種馬が多数繋養(けいよう)されており、これまでも有名な軽種馬を見学するために、多数の観光客が訪れていますが、町内を回遊させる仕組みづくりができていないため、回遊性を持たせる仕組みづくりを検討するとともに、牧場で馬が草を食む姿は、「美しい景観」であり最大の観光資源でもあることから、景観をキーワードにした観光振興についても検討を進めます。

⑧ 観光資源の開発とおもてなしの心(ホスピタリティ)

◆新たな観光事業の創出

観光協会などとの連携によるフィルムコミッション(ロケ地)の誘致や、宿泊 施設を活用した滞在型観光・短期滞在型イベントなど新たな観光事業の企画を検 討します。

また、新千歳空港から近距離にある利便性が通過型の観光の一因となっている ことから、このことを逆手に取った短時間観光の事業展開についても検討を進め ます。

◆体験農業施設やパークゴルフ場を活かした観光振興

団塊の世代や都市住民をターゲットに、地域の農業が体験できる農業施設の整備や既存ゴルフ場やパークゴルフ場を活かした短期滞在型の観光振興を図ります。

◆観光案内板の整備【再掲】

各種公共施設のほかクラスターステーションで指定された施設など、外国人を 含めた地域住民や観光客にわかりやすく、そして景観に配慮した観光案内板や標 識類の整備を検討します。

◆地域住民と一体となった観光の振興

観光の振興を図るうえで重要なことは、その場所が観光地であるということを地域住民が認識することが重要であり、あわせて観光客をもてなす心(ホスピタリティ)が大切であることから住民への啓発、観光ボランティアの育成、自治会・町内会単位での景観整備など地域住民と一体となった取組を推進します。

◆地域資源を活用した新たな観光資源の発掘・整備

旅行業者や町外者などの第三者や移住してきた住民から見た新たな地域資源・ 観光資源の発掘や森林浴などの健康と観光を結びつけた新たな観光の開発を進め ます。

(2) 観光ネットワークの形成

- ① 町内観光ルート及び広域観光ルートの形成
 - ◆町内観光ルート及び広域観光ルートの形成(重点化施策)

地域住民や観光客にとって楽しめる観光ルートの形成に努めるとともに、東胆振地域または行政界を越えた新たな広域観光ルートの形成に向けた取組みを推進します。

② 東胆振地域ダム湖ネットワークの形成

◆東胆振地域ダム湖ネットワークの形成(重点化施策)【再掲】

地理的優位性や交通の利便性を活かし、地域内外の「交流」をテーマに、安平町、むかわ町、厚真町の3町の共通の資源であるダム湖を結ぶ周遊ルートを設定し交流人口の拡大を目指します。

③ 旅行代理店の活用と連携

◆旅行代理店の活用と連携

団体型のパッケージツアーが減少している状況を逆手に取り、旅行パッケージ への参入企画や旅行代理店の人的資源を活用した観光ルートの設定など新たな観 光資源や観光ルートの開発を進めます。

また、個人旅行者に対応した観光ルートの設定や情報の発信を検討します。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

- 第1節 元気あふれるまちづくり
 - 5 新たな地域産業の創出

現状と課題

- 雇用労働に関する政策については、これまで国や道が担う仕事として整理されてきましたが、雇用対策法では、「地方公共団体は地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めること」と明記されるなど、町として様々な雇用対策・企業誘致・起業支援などが求められています。
- また、労働者の雇用環境は厳しさを増しており、生活の安定や労働環境の向上が求められているものの、特に中小企業と大企業の格差は広がる一方であることから、中小企業の労働者の生活安定に向けた対策が必要となっています。
- さらに、季節労働者については、北海道における冬季の事情を考慮することなく、 短期特例一時金の給付が削減されたため早急な対策が課題となっています。
- 高齢化の進展や女性の社会進出により「福祉」「育児」などの分野における新たな雇用の需要が拡大していることから、これらに対応した職業能力や技術の向上のための施策による新たな雇用機会の創出とともに、雇用に関する情報提供の体制の充実化を進めていく必要があります。
- 本町においてはシルバー人材センターを中心とした高齢者の雇用がある程度確保されている状況にありますが、今後とも、年金支給年齢の延長に伴う雇用や、男女共同参画社会を実現していくためにも、高齢者や女性が安心して働くことができる環境整備が必要となっています。
- 一方、新卒者や若年労働者は、働く場を求めて町外へ流失している状況が続いていることから、企業誘致や新たな産業の創出などの積極的な取組みによる雇用の場の確保や、本町から通勤できる「安くて快適な住宅」の提供などの対策による生活環境の整備が必要となっています。
- 地域の産業である農業、工業、商業、観光などそれぞれが潤いと活力ある発展をするためには、異業種間の連携を強化し、農畜産物などの地域資源を活用した新たな特産品の開発や牧場などの資源を活用した観光産業など新たな産業の発掘が必要です。
- また、個人、企業などが新事業を起こす際の総合的な相談窓口の設置が必要と考えており、実現可能な事業については安心して事業を進めることができる体制の整備が必要となっています。

基本方針

- ■「地域資源活用による新たな地域産業の創出」
 - 労働者が豊かさを実感できる地域づくりを進めるため、労働環境や生活環境の向上に努め、企業誘致や起業支援策と連携した、新たな雇用機会の創出に努めていきます。
 - 地域に根ざした産業の育成を図るため、産業間の交流や意見交換の場づくりなど 産業交流事業を積極的に行います。
 - 地域の人材や資源を活用した新たな起業者の支援や既存企業の新分野への進出支援など産学官と連携した取組みを推進します。

施策の体系

- ■「新たな地域産業の創出」
 - □雇用の創出
 - ◆クラスターステーションの拠点指定と観光空間の創出
 - ◆航空宇宙関連産業の誘致検討
 - □異業種間交流の促進
 - ◆異業種間交流や情報の収集・提供を行う産業交流事業の推進
 - ◆異業種間交流の促進による新たな名物や商品の開発
 - □起業支援対策の充実
 - ◆総合的な相談窓口の設置
 - ◆情報提供事業の推進
 - ◆地域に根ざした新たな起業の支援体制の確立

主要施策

- (1) 雇用の創出
 - ① クラスターステーションの拠点指定と地域物産販売所の創設
 - ◆クラスターステーションの拠点指定と地域物産販売所の創設(重点化施策) 町内の公共施設や牧場、温泉、レストランなどを「クラスターステーション」 として指定し、町全体を観光地として機能する観光振興策の検討を進め、地域の 農畜産物等を販売する「地域物産販売所の設置」による新たな雇用の場の確保に 努めます。
 - ② 航空宇宙関連産業の誘致検討
 - ◆航空宇宙関連産業の誘致検討(重点化施策)

苫小牧東部地域へ誘致活動を進めている、航空宇宙関連産業や自動車関連産業の誘致を検討し、あわせて民間企業との協力による航空宇宙医学についても調査・研究を進め企業誘致とあわせた雇用の場の創出を目指します。

③ 雇用情報の提供

◆雇用情報の提供

町内各企業・事業所からの臨時的な雇用情報も含め、迅速な情報提供を継続し、 企業及び事業所・労働者への支援体制の充実を図ります。

④ 労働者の生活安定対策

◆労働者の生活安定対策

町内に居住する労働者に対し、生活資金や教育資金などの貸付事業を継続し、 勤労意欲の向上と生活の安定化を図るなど労働者の支援を行います。

また、季節労働者の特例一時金の削減対策については、国が新たに創設する通年雇用の促進に向けた支援策の積極的な取組みを推進します。

(2) 異業種間交流の促進

- ① 異業種間交流や情報の収集・提供を行う産業交流事業の推進
 - ◆異業種間交流や情報の収集・提供を行う産業交流事業の推進(重点化施策)

農業・商業・工業・観光など各産業の異業種間交流の場となる産業交流事業を 展開し、情報収集・提供による新たな産業の創出や中小企業の掘り起こしなどに 努めます。

② 異業種間交流の促進による新たな名物や商品の開発

◆異業種間交流の促進による新たな名物や商品の開発 (重点化施策)

産業交流事業など異業種間交流事業を促進し、得られた情報をベースに、地域の特産物である農畜産物などの加工や食材としての利用の検討を進めるとともに、新たな名物や新たな商品開発を進めます。

(3) 起業支援対策の充実

- ① 総合的な相談窓口の設置
 - ◆総合的な相談窓口の設置

地域資源を活用した新たな名産品や特産品の開発、個人や企業などが新事業を 起こす際の総合的な相談窓口の設置とあわせ、庁舎内の連携による受入れ体制の 確立を目指します。

② 情報提供事業の推進

◆情報提供事業の推進

各地域での起業化情報や起業化に向けた基礎的知識習得の研修会情報や、経営の実務や最新情報を提供する研修会などの情報収集に努め、起業希望者に対する情報提供に努めます。

③ 地域に根ざした新たな起業の支援体制の確立

◆地域に根ざした新たな起業の支援体制の確立 (重点化施策)

地域内の個人・企業などが新たに事業を起こすための調査・研究に対し、助成 や研修などの支援を行う(財)道央産業技術振興機構と連携した取組みを推進し、 総合的な支援体制の充実を図ります。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

- 第1節 元気あふれるまちづくり
 - 6 地域エネルギー対策

現状と課題

- 私たちの暮らしが快適になるにつれて、エネルギー需要が増えている中で、日本は エネルギーのほとんどを外国からの輸入に頼っており、国内のエネルギーの安定供給 が我が国にとって重要な課題となっております。
- 一方、北海道は自然エネルギーの豊かな地域であることから、近年、関心が高まっている、環境への影響が少ない太陽光や天然ガス、各種<u>バイオマス資源(注)</u>などを利用した自然エネルギーへの転換が可能な地域であると言えます。
- 本町においては、公用車にハイブリットカーを導入するなど「省エネルギー対策」 に取り組んできましたが、全町的な「エネルギー対策」については具体的な施策を講 じてきませんでした。しかしながら昨今の時代背景の流れを受け、町内若しくは本町 の周辺を含めたエネルギー資源の開拓とともに、バイオマス資源などのように、規模 の大小はあるものの地域で取り組むことが可能なものについては、地域経済の活性化 や雇用の創出にもつながることから、本町におけるエネルギー利用の様々な可能性を 調査・検討していく必要があります。
- 天然ガスについては、地球温暖化など深刻な環境問題に対応した、クリーンなエネルギーとして注目を集めています。本町においては、国内最大級を誇る「勇払ガス田」のパイプラインが通っており、また、「サハリン天然ガス」のパイプラインの敷設予定地域であることから、天然ガスの利用実現に向けた研究が必要と思われます。
- 一方、家庭におけるエネルギー対策は、太陽光や風力など既に実用化されていることから、一般家庭における利用の促進と普及に向けた取組みを行っていく必要があります。

基本方針

- ■「将来を見据えたエネルギー利活用の研究」
 - 「勇払の天然ガス」や「サハリンからの天然ガス」の利活用による、自然環境に配 慮したエネルギーの確保に向けた調査・研究に努めます。
 - 一般家庭や公共施設・一般企業による木質バイオマス・太陽光・雪などの自然エネルギーの活用を目指し、コスト調査や制度活用の研究に取り組みます。
- (注) バイオマス資源: 再生可能な生物由来の有機性資源で、化石燃料を除いた新たなエネルギー資源。間伐材 や家畜糞尿などの農林水産物から廃棄物などが上げられる。

施策の体系

- ■「地域エネルギー対策」
 - □地域エネルギーの活用
 - ◆木質バイオマスエネルギーの活用の検討
 - ◆雨水、雪等の活用の検討
 - ◆天然ガスの利活用方策の検討
 - ◆自然エネルギーの利用方策の検討
 - ◆町内における自然エネルギー利用の促進
 - ◆家庭などからでる食用廃油の利活用
 - ◆省エネルギー対策の推進

主要施策

- (1) 地域エネルギーの活用
 - ① 木質バイオマスエネルギーの活用の検討
 - ◆木質バイオマスエネルギーの活用の検討(重点化施策)

大きな投資を必要とせず短期的に有望とされている間伐材や樹皮、製材工場からでるおが粉などを燃焼させた熱の利用や、廃材を砕いて固めたペレットの製造や普及など木質バイオマスエネルギー(注)の有効活用について調査・検討を行います。

- ② 雨水、雪等の活用の検討
 - ◆雨水、雪等の活用の検討(重点化施策)

これまであまり有効活用が進んでいなかった雨水や雪については、建物を冷却したり打ち水などにより冷房の使用を抑制する新たなエネルギーとしての有効活用が期待できることから、公共施設における導入の検討や、夏場の農畜産物を保管する氷室などへの有効活用など既存エネルギーに替る新たなエネルギーとしての利活用について調査・検討を行います。

- ③ 天然ガスの利活用方策の検討
 - ◆天然ガスの利活用方策の検討(重点化施策)

地球温暖化の防止など環境に負荷の少ない「勇払天然ガス」や「サハリン天然ガス」の利活用についての研究を進め、地域エネルギーと環境に配慮をしたエネルギーの確保に向けた利活用方策について調査・検討を進めます。

また同時に、引き続きサハリン天然ガスの情報収集に努め、その動向や地域に 与える影響などを分析して本パイプラインの事業促進要望を実施します。

(注) バイオマスエネルギー:バイオマスから得られるエネルギーのことを指す。その種類は多岐にわたり、間 伐材や稲わら、トウモロコシ、家畜糞尿、下水汚泥などがあり、これらから得られた地球環境にやさ しいエネルギーを指す。

④ 自然エネルギーの利用方策の検討

◆自然エネルギーの利用方策の検討(重点化施策)

世界規模で進められている温暖化対策や限りある資源の有効活用、環境にやさしい地域の取組みとして、太陽光、太陽熱、風力などその他の自然エネルギーの利活用方策についても検討を進め、石油や電気エネルギーの高騰時代にも対応できる、将来を見据えた地域づくりを目指します。

⑤ 町内における自然エネルギー利用の促進

◆町内における自然エネルギー利用の促進

自然エネルギーを普及させるためにも、公共施設や街路灯への太陽光パネルなどの設置や、企業などにおける先進的な取組み事例を参考にした自然エネルギーの活用を推進していくとともに、家庭における太陽光発電や太陽熱利用などを利用したエネルギー利用の普及啓発に努めます。

⑥ 家庭などからでる食用廃油の利活用

◆家庭などからでる食用廃油の利活用

公用車の導入については、ハイブリットカーの導入を検討するとともに、化石 燃料に依存しない取組の一つとして、家庭などから出る食用廃油をリサイクルし、 公用車やバスなどへの利用の可能性を調査・検討し、省エネルギー対策、二酸化 炭素の抑制を目指します。

⑦ 省エネルギー対策

◆省エネルギー対策

限りあるエネルギー資源を可能な限り将来に引継ぐため、地域での省エネルギー指導・教育や自然エネルギー導入奨励の検討を進めるとともに、公共施設や企業、家庭における節電行動などの取組みを推進していきます。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

第2節 良質な住宅の確保

1 安価で良質な住宅確保

現状と課題

- 町が分譲する住宅地については、アイリスタウン、ラ・ラ・タウンおいわけ、若草 団地の3箇所があり、定住化施策を展開しながら分譲を進めていますが、近年の経済 状況から民間による宅地販売件数を含め、ここ数年販売件数が伸び悩んでいる状況と なっています。
- また、近隣と比較して地理的条件などでの優位性があるものの、需要の伸びが低いことから、短期的には現在の分譲地の完売を目指していきます。今後は、苫小牧東部開発地域の企業立地が比較的順調に進んでおり、関連企業や社員の定住も期待でき、新たな宅地造成が中長期的に必要となってくることが予測されることから、造成予定地の検討が必要と思われます。
- 公営住宅の整備は、建替えや新規整備、既存公営住宅の活用等の方針を示した「早来町公営住宅ストック総合活用計画」や「追分町公共賃貸住宅再生マスタープラン」に基づき、老朽化した公営住宅の取り壊しが進められるとともに、大町東団地公営住宅、追分南公営住宅の建設を行っているところです。
- 今後、これまで建設してきた公営住宅については、老朽化に伴う維持管理経費の増加や修繕工事などが増加することが予測されることから、計画的な整備が一層必要となります。また、公営住宅の適切な維持管理を行うためには、入居者の協力が必要であることから、公営住宅周辺の環境整備を行う入居者による自治会組織の構築など協力体制の整備が必要となっています。
- 町の最重点施策として実施してきた「定住化施策」により、急激な人口減となっていないものの微減で推移しているため、今後は、宅地の分譲とあわせて所得制限などにより公営住宅に入居できない人への対応など幅広いニーズに応じた新たな定住化施策の展開が必要となっています。

基本方針

- ■「安価で良質な住宅の提供」
 - 戸建て住宅については、住宅需要の動向を踏まえながら上下水道や道路、公園等の基盤整備を先行的に整備しつつ、多様な住宅ニーズに対応できる宅地の供給を進めます。
 - 定住人口の拡大や世代間における交流が可能となるように、子育て世代の若い方

から高齢者まで、いずれの世代も暮らしやすいニーズに応じた計画的な整備に努めます。

施策の体系

- ■「安価で良質な住宅確保」
 - □魅力ある宅地の供給
 - ◆優良住宅地の継続供給
 - ◆計画的な都市基盤整備の推進
 - ◆企業立地や住宅需要に基づいた新たな宅地造成の検討
 - ◆情報提供の推進
 - □公営住宅等の整備、改修
 - ◆公営住宅等の計画的な建替え事業の推進
 - ◆既存公営住宅等の計画的改修の推進
 - ◆公営住宅入居者による自治会の組織化
 - ◆民間賃貸住宅の建設推進

主要施策

- (1) 魅力ある宅地の供給
 - ① 優良住宅地の継続供給
 - ◆優良住宅地の継続供給

地域における雇用の創出と定住人口の拡大を図るため、分譲中のアイリスタウン、ラ・ラ・タウンおいわけ、若草団地の積極的な販売を継続し、定住化施策とあわせた展開により一層の分譲を進めます。

- ② 計画的な都市基盤整備の推進
 - ◆計画的な都市基盤整備の推進

地理的優位性を活かし利便性の向上を図るため、生活の基盤となる町内幹線道路や橋梁、生活道路の整備・改良を計画的に推進します。

また、快適でうるおいある生活環境の形成を図るため、簡易水道による未給水 地区の解消に努めるとともに、下水道事業の早期供用開始を目指します。

- ③ 企業立地や住宅需要に基づいた新たな宅地造成の検討
 - ◆企業立地や住宅需要に基づいた新たな宅地造成の検討

苫小牧東部地域の企業立地動向や住宅需要の動向を的確に把握し、都市計画及び土地利用計画に基づいた新たな宅地造成予定地の検討を進めるとともに、あわせて優良田園住宅など都市住民が求める生活スタイルにあった宅地の提供についても検討を進めます。

また、PFI (民間資金などを活用し公共施設等の建設などを行う手法)などの民間活力を導入した住空間の整備についても検討を進めます。

④ 情報提供の推進

◆情報提供の推進

本町における住宅建設が可能な住宅地リストの整備に努めるとともに、公共の 未利用地リストや民間分譲情報の提供など定住化施策と一体となった取組みに努 めていきます。

(2) 公営住宅等の整備、改修

- ① 公営住宅等の計画的な建替え事業の推進
 - ◆公営住宅等の計画的な建替え事業の推進

公営住宅の整備は、「公営住宅ストック総合活用計画」や「公共賃貸住宅再生マスタープラン」に基づき進められてきましたが、今後必要とされる公営住宅の戸数や高齢者向けの住宅などについては、「安平町住宅総合計画(仮称)」を作成し推進していきます。

② 既存公営住宅等の計画的改修の推進

◆既存公営住宅等の計画的改修の推進

既存公営住宅については老朽化が進み維持管理経費や修繕工事などが今後増加することが予測されることから、「安平町住宅総合計画(仮称)」により、建物を取り壊すのか修繕を行うのか具体的な方向性を示し計画的な事業の推進に努めます。

また入居不能の老朽化した公営住宅についても、計画的な取り壊しを進めていきます。

③ 公営住宅入居者による自治会の組織化

◆公営住宅入居者による自治会の組織化

公営住宅の管理については、戸建住宅と同様の考え方に基づき、周辺環境の整備など入居者による自治会組織の設立による自主的な維持管理システムの構築を目指します。

(3) 民間賃貸住宅の建設誘導対策

① 民間賃貸住宅の建設誘導対策

◆民間賃貸住宅の建設誘導対策

定住及び宅地分譲を進めるにあたっては、地域へ住んで地域の環境を理解した うえで住宅を建設するというニーズがあることから、空き地情報の提供や町有地 の活用などによるアパートなどの民間賃貸住宅の建設誘導対策について調査・検 討します。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり 第2節 良質な住宅確保

2日 文具 6日 日 1

2 定住促進のための情報提供体制の確立

現状と課題

- 町の最重点施策として実施してきた「定住化施策」については、宅地分譲や住宅建設奨励助成事業、転入奨励助成事業などの実施により、他町と比較しても急激な人口減となっていないものの微減で推移しており、団塊の世代などを視野に入れ幅広いニーズに対応した独自の新たな定住化施策の展開が必要となっています。
- 今後は、既存の工業団地や苫小牧東部地域の立地企業、関連企業などを中心に集中的にPRを行ったり、団塊の世代、都市住民を視野に入れた取組みなどターゲットを 絞った集中的な取組みが必要と考えています。
- 移住・定住希望者に対しては、現に移住し定住している町民の方々から意見を聞き、 地域の良い点悪い点などを分析し、改善に向けた取組みが必要であり、移住してきた 町民の方と移住希望者との交流の場の提供などが今後必要と考えています。
- 移住・定住に関する相談・依頼に適切に応じられるよう、空き家情報や土地情報、 雇用情報、子育て支援情報など移住・定住に関する情報の収集と提供が速やかに行え るような情報の整理と対応する人材の育成が必要となっています。

基本方針

- ■「定住促進のための情報提供体制の確立」
 - 町内における不動産情報の一元的な収集・提供体制を確立し、町内における住み 替え希望者や町外からの転入希望者に対する情報提供と、移住希望者に対する体験 施設の整備に努めます。
 - 各種広告媒体を活用した宅地や定住施策のPRを積極的に行い、<u>U・Iターン(注)</u> 希望者も含めた定住人口の増加に努めます。

I ターンとは、生まれ育った故郷以外の地域に就職することを言います。主に都心で育った人が地方の企業に就職・定住する場合に使うことが多い。

⁽注) U・I ターン: U ターンとは、地方で生まれ育った人が都心で一度就職・定住した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻ってくること。

施策の体系

- ■「定住促進のための情報提供体制の確立」
 - □不動産に関する情報収集、提供体制の確立
 - ◆不動産情報ネットワークの構築
 - ◆各種広告媒体を使った住宅団地等のPR活動
 - ◆移住・定住体験事業の創設
 - ◆移住・定住アドバイザー(仮称)の創設

主要施策

- (1) 不動産に関する情報収集、提供体制の確立
 - ① 情報収集・提供体制の確立
 - ◆不動産情報ネットワークの構築

住民、自治会、町内会等から空き家情報や民間が分譲している土地情報などの不動産情報の収集に努め、これらデータを住民、自治会、企業や移住・定住希望者に提供し、地域の住宅等の資産が有効に活用されるよう情報のネットワーク化と受入れ体制づくりを進めます。

◆各種広告媒体を使った住宅団地等のPR活動

定住人口を増加させるためには、移住・定住希望者のニーズにあった環境の整備や施策の実施が重要となり、地域の現状や魅力を広く町内外へ周知することが必要であるため、これまで実施してきた各種広告媒体を使ったPR活動を実施するとともに、ターゲットを絞った新たな取り組みについて検討を進めます。

また、現在行っている転入奨励事業などの定住促進施策については、その時々の時代にあった制度となるよう適時に内容の見直しを行い、あわせて各種広告媒体を使ったPR活動を推進します。

② 異業種及び民間と連携をした定住促進

◆異業種との連携による定住促進

軽種馬の産地としてのPRや企業誘致活動の促進による雇用の創出など他の産業と連携をした人口増加・定住対策を推進します。

◆民間との相互協力による定住促進

若者定住促進住宅の建設や団塊の世代の受入れに向け、北海道が提唱している「北の大地への移住促進事業」と連携し、公共及び民間の相互協力により定住化を進めていきます。

- ③ 移住・定住体験事業の創設
 - ◆移住・定住体験事業の創設

見知らぬ地域へ移住を決断する移住・定住希望者の不安払拭と地域の良さを自ら体験してもらうためには、移住・定住の体験施設が必要であることから、既存公営住宅や空き家などを有効活用したロングステイの場の提供を行います。

④ 移住・定住アドバイザー(仮称)の創設

◆移住・定住アドバイザー(仮称)の創設

定住人口を増加するためには、地域住民の協力も必要であることから、移住・ 定住している町民の方々を「移住・定住アドバイザー (仮称)」として登録し、現 に移住をされてきた町民の方のノウハウを活かし、移住希望者へのアドバイスと 交流を進め、移住・定住希望者の不安の払拭と移住に向けた後押しをしていただ くなど、町民と町が一体となった移住・定住促進に向けた取組みを推進します。

第3章 豊かなこころを育む学びのまちづくり 第1節 一人ひとりの個性や可能性を伸ばすまちづくり

1 個人を尊重する成熟したまちづくり

現状と課題

- 男女平等参画を推進するため、1999年6月に男女共同参画社会基本法が施行され、翌年12月には「男女共同参画基本計画」が策定されるなど、国における法整備の進展とともに、各自治体においても地域の実情に合わせた男女平等条例の策定や行動計画の策定、見直しが進んでいます。本町においては、条例をはじめ、具体的な取り組みがなされていない状況にありますが、合併効果による体制の充実化により総務課に担当窓口を設置しました。
- これから行政が進めていく施策や計画、各種制度に男女の意見をバランス良く反映させていくためには、公的な意思決定部門への男女平等参画が前提条件となりますが、本町においては、議会や各種委員会、行政職員に至るまで女性の占める割合が少ないことなどが課題となっています。
- また、近年の女性を取り巻く環境が急速に変化するなか、働く女性が増加したものの旧態依然の考え方における男女の役割意識が未だに残っており、それが女性の社会進出や活動の阻害要因となっていることから、今後、住民参加と協働によるまちづくりを進めていくためにも、「男女共同(平等)参画社会」の実現が必要となっています。
- 一方では、これら男女共同(平等)参画に関する条例や計画の策定については、「計画の策定自体が目的」とならないようにすることが重要であることから、何のために策定するのかを明らかにするとともに、計画策定から実施段階における仕組みづくりと、実行性のある計画づくりが求められています。
- 雇用の分野における男女の差別的な取り扱いについては、改正男女雇用機会均等法、 改正労働基準法が1999年4月から施行され不平等な取り扱いは禁止され、また、本 年4月には男性に対する差別の禁止や間接差別を含めた法改正が行われるなど一定の 整備はされましたが、引き続き雇用における男女平等の確保や、仕事と生活を両立で きるための環境整備と支援策の拡充が必要と思われます。

基本方針

- ■「個人を尊重する成熟したまちづくり」
 - 人権に関する意識と男女共同参画社会の意義の啓蒙に努めるとともに、行政が策定する各種計画、政策決定、施設建設など、あらゆる場面において男女共同(平等)参画を推進し、それぞれの持つ個性や能力を活かしながら暮らせるまちづくりを目指していきます。

○ 男女共同(平等)参画社会の実現を図るため、多種多様な職業の選択ができ、そして介護や育児、社会参加活動などと「仕事の両立」が可能となる総合的な支援策を推進するとともに、その行動指針となる「実行性のある男女平等行動指針(仮称)」を女性の参画により策定していきます。

施策の体系

- ■「個人を尊重する成熟したまちづくり」
 - □人権の尊重
 - ◆人権に関する意識啓発の充実
 - ◆各世代における人権教育の充実
 - ◆人権相談・体制の充実
 - □男女共同参画社会の実現
 - ◆個人として尊重される社会の実現
 - ◆公的意思決定部門への女性参画
 - ◆女性が働きやすい環境の充実
 - ◆実行性ある計画の策定

主要施策

- (1) 人権の尊重
 - ① 人権に関する意識啓発の充実
 - ◆人権に関する意識啓発の充実

誰もが人間として等しく自然に生きることができる「ノーマライゼーション」 の理念が定着する社会をつくりあげていくため、「人権」に関する意識啓発の充実 化を進めていきます。

◆各世代における人権教育の充実

子どもや高齢者層など、各世代における人権教育の充実化に努め、それぞれの持つ個性や能力を活かしながら学び、明るく住みよいまちづくりを目指していきます。また、子どもの人権を守る意味からも、子どもの権利に関する町民意識の醸成とともに、社会的な問題となっている「いじめ」「児童虐待」「夫婦間等近親者間で起こる暴力(ドメスティック・バイオレンス)」などの対策の充実化に努めていきます。

◆人権相談・体制の充実

人権擁護委員及び関係機関との連携を深め、身近な人権問題に関して気軽に相談ができる機会の提供に努めていくとともに、多様な人権問題を解決していくため、さらなる体制の充実化を目指していきます。

(2) 男女共同参画社会の実現

① 男女共同参画に関する意識啓発の充実

◆個人として尊重される社会の実現

性別役割分業意識については、社会制度や慣行と深く関わっているとともに、 こうした制度や慣行がいまだ根強く残っていることから、女性が婚姻や生活様式 によって、生活や経済的自立が左右されることのない、「個人として尊重される社 会」に近づけるための意識改革や啓発活動を推進していきます。

また、学校や家庭、職場、健康教育の場を通した「人権としての性」の尊重に 対する理解促進に努めていきます。

◆男女共同参画に向けた行政の推進

行政を担っている役場職員に対する「人権教育」「男女平等」などの各種研修機会の充実を図るとともに、女性職員の採用と管理職層への積極的な登用、さらには、女性の声を行政に反映させるための「女性サミット」や、女性団体の組織化などを推進していきます。

◆男女平等教育の推進

学校教育活動全体における男女平等教育を推進するため、教職員に対する男女 平等教育と男女平等政策の研修機会を充実していくとともに、これら学校におけ る意識啓発の取り組みなどを推進していきます。

◆公的意思決定部門への女性参画【再掲】

本町における公的審議会、専門委員会、各種行政委員会への女性委員が参加しやすい環境づくりを進めていきます。また、地域のあらゆる団体・事業体(企業・町内会など)、行政委員会(教育委員会・農業委員会など)に対しても、女性の登用と男女平等の参画についての啓発を強化していきます。

② 女性が働きやすい環境の充実

◆女性が働きやすい環境の整備

乳児保育、休日保育、預り保育などの充実、さらには子育て支援体制の整備により、女性が働きやすい環境の整備を促進していくとともに、育児(介護)休暇代替要員の確保対策や、多くの女性が担っている高齢者介護の負担軽減策を検討していきます。

◆雇用機会平等の促進

雇用における実質的な男女平等の確保を図るため、男性と女性が仕事と生活(家庭)を両立できるための環境整備を要望していくとともに、働く女性のための各種支援策の充実化に努めていきます。

③ 女性の社会参加促進施策の推進

◆実行性ある計画の策定(重点化施策)

男女共同(平等)参画社会の実現のため、あらゆる分野の計画策定、政策決定、施設建設時などにおいて、女性の参画を促進していくとともに、その実現のため必要となる地域の特性を活かした「実行性のある男女平等行動指針」の策定を進めていきます。

◆男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現を図るため、行政、地域、各種団体、民間事業者等が連携し、女性の社会参画支援のための取り組みを総合的に推進していきます。

また、性別を理由とした格差解消と公平性の確保、さらには、男女の対等なパートナーシップの確立に向けた制度慣行の見直しを進め、女性の社会参加を促進していきます。

◆女性の健康支援対策等の推進

生涯にわたる女性の健康特性を考慮した「健康支援と自己決定権の尊重」を推進するため、思春期の健康の問題、不妊、中絶、更年期の健康管理などに対する相談・指導体制の充実に努めていきます。

また、家庭内暴力や性暴力被害などの緊急時における女性の保護、支援体制の 整備を検討していきます。

第3章 豊かなこころを育む学びのまちづくり

- 第1節 一人ひとりの個性や可能性を伸ばすまちづくり
 - 2 就学前教育・学校教育の充実

現状と課題

(就学前教育)

- 就学前の時期は人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、個々の発達特性 に応じた指導方法を工夫実践しながら、自然や地域、親とのふれあい体験の機会を設 けることや、幼稚園・保育園における学習内容が小学校教育へと引き継がれる必要が あります。
- 近年進められてきた国の政策転換による「幼・保一元化」の取り組みについては、 導入検討しなければならない課題としてあげられるものの、本町においては、「へき地 保育所」を含む町立保育園 5 カ所に加え、私立の保育所 1 カ所の計 6 カ所であるのに 対し、町立幼稚園は 1 カ所と、幼・保の施設数等の不均衡もあることから、幼・保一 元化(認定こども園)に向けてのハードルは決して低いものではありません。
- 一方、幼稚園と保育所との連携については、これまで同様推進していかなければなりませんが、住民のニーズとしては、幼稚園の保育時間の延長や就園年齢の引き下げ、さらには、町立保育園の保育料の格差解消と保育形態の統一を求められていることから、各保育所の施設整備の関係や費用負担の見直しを含めた検討が必要となっています。

さらに、託児所を含めた預り保育については、核家族化が進む現在の子育ての過程において不可欠な要素となってきており、幼稚園、保育園、児童館などを含めた一体的な子育て支援に向け、町の基本的な姿勢を明らかにしながら、個別・具体的な取り組みを講じていく必要があると思われます。

(学校教育)

○ 平成14年4月に導入された学校週5日制とともに学習指導要領などにより、教育現場においては様々な問題が明らかになっていますが、「ゆとり」が「学力低下」につながらない様「基礎・基本の学力」を確実に身につける指導が求められています。

また、いじめ問題が社会問題となっている状況を踏まえ、「心の教育の充実」「教職員の資質の向上」及び学校、家庭と地域の連携による生涯学習社会の実現を目指した教育、さらに、自ら学び考える力と個性を活かす教育、そして基礎・基本的事項を確実に習得できる教育の推進がそれぞれ必要となっています。

○ 本町における児童生徒数については全体的には減少傾向にあり、また、学級数にお

いてもこれらの状況を反映し、減少している状況にあることから、学校全体における 教職員数の減少による様々な問題や、教職員住宅の計画的な改築や取り壊しなども必 要となっています。

- その一方では、これら児童生徒数の減少に対し、制度面や財政面での問題はありますが、子どもの個性に応じた、そして、きめ細かな学習指導や生活指導を実践することに主眼をおいた町独自の「少人数学級」の導入など、今後、こうした教育の充実化を進めることにより他町との差別化を図り、町が進める定住化にもつなげていく必要があります。
- 本町における国際理解教育については、小・中学校に外国人英語指導助手の配置による英会話教育が進められています。また、情報教育についてもインターネット環境の整備とともに、財政的な課題はあるものの、児童生徒1人1台のパソコン環境整備に向けた取り組み、また、普通教室のLAN整備が計画的に行われています。
- 特色ある学校づくりについては、「総合的な学習の時間」(小学校3年~中学生)を中心に、地域の創意工夫を活かし、課題解決能力、創造性、学習意欲、関心の高揚を目指した教育や、地域住民やPTAの協力を頂いた授業などを進めております。

また、しょうがいの重度・重複化、多様化に配慮した教育課程の編成や指導方法の改善、さらには、児童生徒の自立、就労に備え自ら学び判断し、行動できる資質・能力を育成するとともに、発達課題を考慮した指導内容の充実を図ることが重要となっています。

○ 学校施設の整備については、小・中学校施設の老朽化に伴う計画的な修繕を進めて きておりますが、給食センターの統合に向けた整備については、建設場所や財政的な 問題も含めた検討が必要となっています。

また、学校施設の活用については、これまでスポーツ団体が学校体育館の開放事業 を利用してきましたが、地域住民が気軽に学校施設を使えるような関係の構築と仕組 みづくりが課題となっています。

(高等学校)

- 北海道追分高等学校は、昭和24年に地域の強い願いが反映されて開校し、「自立」「誠実」「実践」の校訓の下、6千人余りの人材を送り出し、人間としての総合力育成を重視した少数精鋭の公立普通学校として、地域とともに歩んできました。
- 近年における生徒数については、地元中学校からの進学者の減少もあり、平成7年度から普通科2学級となっています。そうしたことから生徒が少しでも入学したくなる、魅力ある学校づくりを進めるため「情報化」や「英会話」、「ボランティア」を3

本柱とした教育指導を実施するとともに、地元中学校をはじめ近隣の中学校に対して、 教育関係者が出向き追分高校の特色などを説明してきました。

○ しかし、道教委は、高校の適正配置の考え方として、3学級以下の高校は原則「再編整備」の対象としており、さらに、2学級以下の高校については、市町村への移管を検討するとともに、近隣の適正規模の高校をセンター校とする「地域キャンパス校」の導入を検討しています。こうしたことから、追分高等学校のような1学年2間口の小規模校にとって、これからも存続問題を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。

基本方針

- ■「就学前教育・学校教育の充実による個性や可能性を育むまちづくり」
 - 幼稚園就園年齢の見直しや延長保育が可能となる「認定こども園」の申請とともに、 町立保育園間の保育料の格差解消と保育形態の統一化を進めていきます。
 - 豊かな人間性や社会性、国際社会に向け学校における基礎基本学力の定着と「生きる力」の育成を図り、ボランティア活動や自然体験活動などを通じて、善悪の判断、思いやりの心を大切にする「心の教育」を学校・家庭・地域とともに進めていきます。
 - 児童数の減少に対応した少人数学級(25人)の導入や、チームティーチングなどの指導形態の工夫とともに、特別支援教育補助員や言語聴覚士等の配置によるきめ細かな指導に努め、地域の環境や人的な教育資源を活かした「学社融合事業」の推進による地域に開かれた学校づくりを目指します。

また、町内唯一の高校である追分高校の存続のため、町・学校・追分高校を支える会などが一体となった地域運動を展開していきます。

○ 給食センターの統合に向けた整備内容の検討とともに、学校教育施設の計画的な整備改修を進めていきます。また、農業体験等の学習に基づく教育や給食での地場 産品使用による食に関する教育を推進していきます。

施策の体系

- ■「就学前教育・学校教育の充実」
 - □就学前教育の充実
 - ◆幼・保一元化に向けた課題の整理検討(※認定こども園)
 - ◆預り保育の検討
 - ◆乳幼児教育の充実
 - □学校教育における教育内容の充実
 - ◆ゆとり教育と心の教育の推進

- ◆教育相談体制の充実
- ◆教職員の資質向上と指導体制の充実(※少人数学級)
- ◆特別支援教育の充実と食に関する教育の推進
- ◆地域の人材を活用した学校づくり
- ◆幼・小・中・高校の連携会議の実施
- ◆高校存続・発展に向けた取り組みの強化
- □教育施設等の整備、改修
 - ◆給食センターの整備
 - ◆義務教育施設の整備、改修
 - ◆教職員住宅の計画的な整備
 - ◆スクールバスの民間委託と運行基準の見直し

主要施策

(1) 就学前教育の充実

① 幼稚園・保育園の連携とサービスの充実

◆幼・保一元化に向けた課題の整理検討(重点化施策)

少子化と核家族化の進展と、女性の社会進出を背景にした保育所の充実のみならず、幼稚園に対する要望も多種多様になってきたことから、幼稚園の延長保育が可能となる「認定こども園」の申請に向けた検討を進めていくとともに、町立保育園間の保育料格差の見直しや、季節保育の通年保育実施及び保育体制の再編などについても、費用負担などの具体的な検討をしながら、保護者の望む幼稚園・保育園経営を進めていきます。

◆預り保育の検討

核家族化が進んでいることから預り保育や託児所を望む声が多い状況でありますが、新たな施設の建設や人的な配置をすることは財政状況からも難しい現状であることから、幼稚園や保育園、児童館などを活用した預り保育の実施に向けた検討を進めていきます。

② 乳幼児教育の充実

◆ブックスタート事業の実施【再掲】

ぬくもりセンターや保健センターで行われる0歳児(3ケ月、6ケ月など)健 診等の機会に、肌のぬくもりを感じながら親子が絵本を通じてことばと心を通わ す「ブックスタート事業」を継続していくとともに、教育と福祉の連携により、 愛情豊かな親子関係を築くことを目的とした、ボランティアによる読み聞かせな どを実施していきます。

◆家庭教育講座の開設【再掲】

家庭の教育力の低下が叫ばれている一方で、家庭教育に関心を示す保護者が少ない状況にあることから、講演会形式の学習会のみならず、討論形式や地域の人材にお話を聞くような形式を含め見直しを進めていくとともに、「子育て講座」として妊娠期・児童就学時・思春期など、テーマ性を持った講座を開設していきます。

(2) 学校教育における教育内容の充実

① 真のゆとり教育を目指して

◆ゆとり教育と心の教育の推進

週5日制については、子供たちがこれからの社会を生き抜くために必要な資質 や能力を身につけることが重要なことから、地域や学校並びに家庭での体験活動 の意義を確認し、自主的で計画的な学習活動の指導に努めます。

また、ボランティア活動や社会教育事業への積極的な参加を促すとともに、まちづくりに関する各種団体が主催する体験活動などを通じ、善悪の判断や思いやりの心、平和を愛する心を大切にする「心の教育」を学校・家庭・地域が一体となって推進します。

◆教育相談体制の充実

問題行動に対する生徒指導については、関係機関との連携にようる実効ある取り組みを展開するとともに、教育相談体制の充実を図るため、中学校に「心の教室相談員」を、また、小学校には必要に応じて「いじめカウンセラー」を配置し、生徒の悩みや不安の解消に努めていきます。

◆国際理解教育・情報教育の推進

外国人指導助手による英会話教育とともに、国際理解教育を推進するため「海外の中学校との国際交流」の検討を進めます。

なお、情報教育を推進するにあたっては情報機器の整備が必要なことから、国が示す基準を満たす1人1台パソコン環境の整備や、校内LAN・インターネット環境の高速化に努めていきます。

② 学ぶ喜びと理解できる授業の構築

◆教職員の資質向上と指導体制の充実(重点化施策)

児童生徒への指導力や理解力を高めるための研修機会の創出に努めるとともに、 きめ細かな学習指導や生活指導を実践するため、小学校低学年(1年生)を対象 とした「少人数学級(1学級25名)」の実現に向け、制度・財源など様々な課題 解決に向けた取り組みを進めていきます。 また、個々の習熟度に応じた少人数指導に必要な人員確保については、複数の 教員がチームをつくり児童・生徒の指導にあたる「教員加配(チームティーチン グ)」の制度を積極的に活用していきます。

◆特別支援教育の充実(重点化施策)

特別な指導を要する児童(発達障害の疑いのある児童)に対する教育については、「特別支援教育補助員」や「言語聴覚士」等を配置するなど、児童の状態に応じたきめ細かな指導に努めるとともに、就学指導委員会の意見を尊重し、児童生徒の自立を可能な限り支援していきます。

③ 特色ある学校づくりの推進

◆地域の人材を活用した学校づくり

教育課程の大綱と運用の弾力化を図るため、「柔軟な時間割の編成」と「総合的な学習時間の充実化」を通した、課題解決能力、創造性を育む教育を進めるとともに、地域の人材を活用した農業体験授業や職場体験授業など、これからの時代の要請に応えることができる特色ある学校づくりに努めます。

◆食に関する教育の推進

町づくりや郷土を愛する心を育む教育を進めるため、町内の農業関係者の協力による農業体験学習や、給食での地場産品使用に基づく「食に関する教育」を推進するとともに、これらの体験学習等を通しながら「人と関わる力の育成」に努めます。

④ 信頼される学校づくりの推進

◆学社融合による特色ある学校づくり(重点化施策)【再掲】

地域の人材活用や創意工夫を活かした特色あるカリキュラムの作成を進めるため、学校の情報を積極的に保護者や地域住民等に提供するとともに、公開授業や学校行事の公開を進め信頼される学校づくりに努めます。

また、低学年児童の放課後対策については、放課後の空き教室を活用する「放課後子ども教室推進事業(仮称)」を、学校・社会教育・福祉・地域住民の連携により実施していきます。

◆学校施設と通学路などの安全確保

学校施設や通学路における様々な事件が全国的に問題となっていますが、本町においてこれまで関係団体等の協力により実施してきた「子どもサポート隊」や、「緊急避難所(こども110番の家)」などの防犯対策を広く町内各地域に普及していくとともに、通学路や通学時間帯に合わせた「歩こう運動」を防犯運動として

提唱していくなど、防犯協会をはじめとする関係団体や地域住民との協力体制の強化を推進していきます。

⑤ 追分高等学校に対する支援

◆追分高等学校教育振興会に対する支援(重点化施策)

国際化時代に対応した人材育成を進めるため、外国人英語指導助手を派遣し、 生徒の実践的な聞く力、話す力などの指導を支援するとともに、授業料免除者に 対する「学費等の助成」及び「通学費の一部助成」など、追分高等学校教育振興 会に対し支援をしていきます。

◆ボランティア教育の推進

地域とともに実施してきた様々な高校ボランティア活動については、「地域との交流」や「コミュニケーション能力」の育成からも重要であることから、町との連携により推進していきます。

◆幼・小・中・高校の連携会議の実施(重点化施策)

町内における教育行政の連携を図るため、幼稚園・小中学校と追分高等学校の連携会議を設置しておりますが、さらに、中学校や教育委員会、地域企業や住民との連携による体験授業(高校体験入学・職場体験等)や総合的な学習の機会の創出を目指していきます。

また、生徒一人ひとりの個性を伸ばす教育となる中高一貫教育の趣旨に沿った「中高連携事業」などを地域内関係者とともに検討していきます。

◆高校存続・発展に向けた取り組みの強化

追分高等学校のような1学年2間口の小規模校の存続については、今まで以上 に厳しいものがありますが、「日本の教育荒廃に終止符を打ち、子どもたちに明る い未来を与えるために、町の小規模校から範を示していく」という信念を持ち、 町・議会・学校・関係機関・団体(追分高校を支える会)などとの連携を図り、 粘り強く存続運動を展開していきます。

(3) 教育施設等の整備、改修

① 教育施設の充実化

◆給食センターの整備(重点化施策)

学校における地産地消の拠点となる給食センターの統合に向けた準備と、保育 園に対する給食提供や各種給食サービスを含めた施設整備内容の検討に着手する とともに、これまでと同様に、成長・発達過程にある児童生徒に安全で栄養バラ ンスのとれた給食を提供します。 また、食育の一貫として地場産物の食材のおいしさを教えるとともに、一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけるための「食」に関する指導に努めていきます。

◆義務教育施設の整備、改修

学校施設等の整備については、合併後、緊急性などからアスベスト除去工事を中心に実施してきましたが、今後については、中・長期的な展望に立った計画的な施設の改修整備に努めていきます。

◆学校施設などの計画的な管理運営

幼・小・中学校施設等については老朽化が進んでいることから、財源を含めた 中期的整備計画に基づく修繕に努めていきます。

また、学校施設をPTAのみならず地域住民が気軽に利用でき、そして児童生徒との普段からの交流が行われる「地域コミュニティ活動の拠点」として位置付けるため、新たな学校開放事業の仕組みづくりについて検討していきます。

②教職員等の住宅整備

◆教職員住宅の計画的な整備

小・中学校教職員住宅については一部老朽化が進んでいることから、財源を含めた中期的整備計画に基づく整備・改修に努めていくとともに、設置が義務化された火災警報器についても計画的に整備していきます。

③スクールバスの民間委託と運行基準の見直し

◆スクールバスの民間委託

現在運行しているスクールバスについては民間委託化を推進していくとともに、 児童生徒の登下校、並びに学校行事等に支障のないバス運行に努めていきます。

◆スクールバス運行基準の見直し

追分農村地区を運行しているスクールバスについては、町民の利便性の向上とバスの有効活用を図るため、町民が乗車することができるよう運行基準の見直しを行うとともに、スクールバス使用者の意見等が聴取できる、全町組織としてのスクールバス運行協議会(仮称)を設置していきます。

第3章 豊かなこころを育む学びのまちづくり 第2節 生きがいのあるまちづくり

1 生涯学習の充実

現状と課題

(生涯学習の基盤整備と活動推進)

- 町民が、心豊かで潤いある生活を送るためには、「一人ひとりが生きがいとゆとりを持ち、生涯にわたって学び続けることができ、その学習成果を生かすことのできる」 生涯学習社会の実現が必要であり、「生涯学習計画」の策定が急務となっています。
- 生涯学習活動の体制については、施設面では公民館を拠点として進められており、 幼児から高齢者まで、各年代ごとに目標を掲げて学習機会を設けるとともに、一部町 民の参画を得ながら生涯学習講座等の各種講座の充実に努めてきました。
- 今後の課題としては、合併により未整理となっている様々な事業の整理統合や小学校の放課後対策、子どもの登下校の安全運動の拡充、さらには、人材活用のための人材バンク整備や合併に伴う団体の育成が挙げられます。また、既存の個別事業を再編し、町全体で生涯学習を振興する気運を高めるための新たな取り組みの創設が求められます。

町民に対する情報提供については、生涯学習だより「きらり」を定期的に発行していますが、最新情報を含めた日常的な情報提供については十分とはいえません。

(各世代における教育の推進)

○ 幼少年期においては、親の過保護や過干渉もあり、自主性や主体性に欠ける「指示待ち」の傾向があることから、子どもリーダー・ジュニアリーダーなどの養成が必要となっています。

また、地域での人間関係や地域活動の交流も希薄化し、地域の中で培われてきた社会規範や道徳的な教えなど、地域の教育力の低下を防ぐ取り組みとともに、子育てをする親のための支援づくりや学習機会の提供、さらには、平和について考える力を養っていくことなどが課題となっています。

- 青年期においては、積極的に社会参加を行うとともに、自発的な意志に基づいて団体やグループ活動に参加し、多くの人と交流する中で自主性や実践力を磨き、学んでいくことが必要なことから、青年のニーズにあった学習機会の提供が必要です。
- 女性教育については、「男女共同(平等)参画社会」の実現を図る意味からも、女性 の地位向上と公的な意志決定部門への参画を含めた一層の社会参加が必要であり、女 性相互の意見交流や地域活動を担う組織に対する育成と支援が必要と思われます。

- 成人期は、社会生産人口の中心であることから他年齢期に比べ多忙で、地域行事への参加者の固定化等が見られることから、今後、まちづくりへの関心や意欲の向上につながる取り組みや、自己啓発につながる学習活動の充実が求められます。
- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、日常生活で身につけるべき躾けや感性・ 情操の涵養などを身につけさせる場であるため、子どもの発達段階に応じたテーマを 掲げて学習を進めているところです。今後は、現代において家庭環境が多岐に渡って いることを認識しながら、家庭教育支援体制の充実を目指した取り組みが求められま す。
- 高齢者には生きがいを求める学習機会の場として高齢者学級(公民大学・ふれあい 塾)を開校していますが、高齢者ならではの生活の知恵や各自の学習成果を地域に還 元し、ボランティア活動などの社会的意義を持つ活動につなげる取り組みが必要です。

(芸術文化活動)

- 地域に根ざした文化活動や質の高い芸術文化に触れることが、豊かな町づくり、人づくりに結びつくものでありますが、本町の文化活動のレベルは高く、様々な団体が幅広く活動しているため、今後ともこれらの活動を地域文化として継承していきます。
- 〇 一方で、本町の芸術文化活動は団体会員の高齢化や固定化といった課題が見られる ことから、各団体の自主活動の支援や町民への情報提供、指導者の育成、芸術文化鑑 賞会の創出など、文化協会等との連携強化が必要です。

(文化財の保護)

- 〇 鉄道や農業を核として発展してきた本町にとって、「鉄道の歴史」は固有で尊い文化として現在も息づいており、「蒸気機関車D 51 320 号機」や多くの資料を鉄道資料館に展示、保存する形で後世に引き継いでいます。
- その一方で、静態保存している機関車の保守・整備やその他の資料の整理などを担っている「SL保存協力会」会員の高齢化により、SLの知識を持った後継者の育成と確保が課題となっています。また、郷土資料や文化財の保存、並びに教育現場での積極的な活用に向けて方策の考案と施設の整備が必要と思われます。

(国際交流)

○ 国際交流活動については、国際感覚を身につけ、我が国の伝統文化を尊重しつつ、 互いの文化や心の交流を深める目的で「中学生海外派遣事業」を行っています。参加 生徒の学習効果は高く、研修成果を還元する場も整いつつある点は評価できますが、 参加メンバーと町内の国際交流団体との関連性という部分に課題が見受けられます。

(スポーツの振興)

- 生活様式の変化による自由時間の増大により、自らの健康や生きがいへの意識や関心も高くなり、多種多様なスポーツや健康ウォーキングなどを楽しむようになってきていますが、まだ一部の人達の活動であり、普段の生活の中で定着しているとは言えない状況にあります。
- 全国的に若者の運動離れが進むなか、子どもの基礎体力の低下が顕著となっています。本町においては、スポーツ少年団活動が盛んに行われ優秀な成績を収めており、また、高齢者においても、軽スポーツ活動が盛んとなっていますが、年間を通して気軽に健康づくりや体力づくりができる機会と、指導体制の強化が必要となっています。
- 本町独自の軽スポーツに「<u>アイスゲット、カービング(注)</u>」がありますが、テニスと卓球を組み合わせた「テニポン」や、フロアーカーリングなども含め、町民が気軽に楽しむことができる様々なスポーツの普及に努めています。また、冬期間のスポーツについては、せいこドーム及び屋外スケートリンクや安平山スキー場における「スポーツ教室」などの開催などにより、冬期間における運動不足解消を図っています。
- 今後は、「健康づくり」と「体力づくり」の活動ができる「町民体育館」の建設を望む声があり、財政問題を含めた議論を深めていく必要があります。また、その一方では、町民体育館の建設には時間を要することから、当面は学校施設(体育館)の活用により振興していく必要があります。

(学社融合)

- 学社融合については、学校教育と社会教育が連携・融合することにより、地域社会と学校両者の教育力の向上を図るとともに、互いの教育資源を共有することによって町全体の教育力の向上を図る目的で取り組んでいますが、学校、地域、行政が一体となって取り組みを進めることができる組織体制づくりが課題となっています。
- また、高齢者との交流や自然体験学習、平和学習などはもとより、地域行事と学校 授業、社会教育事業と学校授業など、両者の互恵のもとに融合性の高い取り組みを行っていく必要があります。

⁽注) アイスゲット、カービング: アイスゲットとは、スケートリンクにおいて長靴を履き、小さなボールをゴールに入れあうアイスホッケーに似た競技。カービングとは、カーリングのような的をめがけてフリスビーを飛ばし点数を競う競技。

(生涯学習施設の整備・改修)

- 生涯学習施設の拠点となる公民館については、合併後に速やかに、早来公民館(町 民センター)の改修を高齢者やしょうがい者に配慮し実施しましたが、安平・遠浅の 公民館及び追分公民館についても、老朽化が進むことから計画的な整備が必要となり ます。
- 住民に情報を提供する図書館の建設については、財政面から長期的な課題となっています。一方、早来公民館・追分公民館に設置している「図書室」については、合わせて 45,000 冊を超える蔵書となっていますが、町内公民館図書室相互の蔵書管理が一元化されていないことや、追分図書室への専門司書の配置が課題となっています。
- せいこドーム (アイスアリーナ・温水プール)、屋外スケートリンク、町民プール、野球場、多目的スポーツセンター、スキー場など多くの体育施設については、安全面や衛生面を考慮した計画的な改修・補修を実施しておりますが、スポーツ施設の利用期間の見直しを含めた有効活用及び経年による大掛かりな修繕経費などが課題となっています。
- また、こうした財政的な課題を少しでも緩和する試みのひとつとして、一部の体育施設において「自主管理方式」を導入しておりますが、スポーツ合宿所の利用促進や公民館施設の減免規定の見直しなどによる収入の増加を図るとともに、施設管理経費の節減や計画的な改修など効率的な運営が必要となっています。

基本方針

- ■「生涯学習の充実による生きがいのあるまちづくり」
- 安平町総合計画と連動した「生涯学習計画」の策定とともに、「体験」「参加」「継承」「育つ」「主体性」をキーワードに据えた施策の展開により、住民自らが進んで学習し、その成果をまちづくりに還元する「生涯学習の町・あびら」を目指します。
- 公民館を文化活動の拠点とした「芸術・文化」活動を推進していくとともに、文化・ 歴史伝承の担い手となる継承者の育成に努めます。また、町民の知恵や技術と経験、 潜在的な能力を発揮して教育活動の核となる「町民マスター制度」を創設し、多様化 する町民ニーズに対応した生涯学習活動と学社融合事業を推進します。
- 明るく豊かで活力に満ちたまちづくりや、町民の身心の健全な発達に寄与するスポーツの日常化を促進するとともに、子どもたちのスポーツ意欲の向上とスポーツ活動を支援することを目的とした制度の創設を目指します。

施策の体系

- ■「生涯学習の充実」
 - □生涯学習活動の振興
 - ◆生涯学習計画の策定
 - ◆生涯学習フェスティバルの実施
 - ◆生涯学習相談体制と情報提供の充実
 - ◆各世代における教育の推進(幼少年・青年・女性・成人・家庭・高齢者)
 - ◆芸術文化の継承
 - ◆町民マスター制度(仮称)・有償ボランティア制度の創設
 - ◆スポーツをする機会の提供
 - ◆子ども文化・スポーツ賞の創設
 - ◆スポーツ指導体制の強化
 - ◆学社融合の体制づくり

□生涯学習施設の整備・改修

- ◆図書施設の機能強化
- ◆鉄道資料館・郷土資料館の整備検討
- ◆スポーツ施設の整備
- ◆スポーツ施設の有効活用

主要施策

- (1) 生涯学習活動の振興
 - ① 生涯学習の基盤整備と活動推進
 - ◆生涯学習計画の策定 (重点化施策)

生涯学習社会の構築に向けた「安平町生涯学習計画」を安平町総合計画と連動した形で策定することにより、住民自らが進んで学習し、その成果をまちづくりに生かす道筋を明らかにしていきます。

◆各種生涯学習講座の充実

心の豊かさや社会的視野を広げるため、体験度合いの高いプログラムを統括した「子どもチャレンジ塾」を児童向けに開設するとともに、放課後の学校を活用した「放課後子ども教室推進事業(仮称)」の実施を進めていきます。また、生涯学習ボランティアスタッフ等の参画を得た事業企画や、町民の方々の学ぶ意欲を支援する学習会支援事業を開催していきます。

◆生涯学習フェスティバルの実施

生涯を通じて学習するという気運を高めるため、合併以前から両地域で行われてきた事業を再構築し、公民館やスポーツセンターなどの社会教育施設において趣味的分野の講座や体育事業、講演会を内容とした「生涯学習フェスティバル」を開催します。

◆子どもサポート隊の推進

全国的に子どもが被害者になる事件・事故が多発していることから、安平町においても、行政と団体による協力体制を構築し、地域住民や協力団体の自主的な取組みとして「子どもサポート隊」の運動を広め、定着させることにより、不審者等による事件・事故を未然に防ぎ、子どもの安全確保を図っていきます。

また、これらの運動と歩調を合わせ、本町の子どもたちが実践している「あい さつ運動」や、高齢者に対する「声かけ運動」を全町に浸透させていきます。

◆生涯学習相談体制と情報提供の充実(重点化施策)

「物質的な豊かさ」より「心の豊かさ」が求められる時代にあって、生涯学習活動事業の充実と参加意欲を高めるため、自然環境・地域活動・自己研鑽などの学習をコーディネートする体制を強化するとともに、各種子ども会事業などの指導にあたる「ジュニア・リーダー組織」の立ち上げを検討していきます。

また、生涯学習だより「きらり」を中心とした情報提供とともに、町のホームページを活用した最新情報の提供に努めていきます。

② 各世代における教育の推進(幼少年・青年・女性・成人・家庭・高齢者)

◆幼少年教育

未来を担う子どもたちが「たくましく生きる力」と「思いやりの心」を育てるため、諸行事・環境美化などの身近な活動を、学校・家庭・地域社会、さらに「安平町子ども会育成連絡協議会」との連携により実施していきます。

また、幼少年を対象とした「児童観劇会」や、「リーダー養成講座」の開催とともに、戦争の悲惨さを肌で感じ、平和について考える力を培う「広島平和記念式 典派遣事業」を継続していきます。

◆青年教育

若者の力を結集し、郷土に誇りと情熱を持ちながら活動に参加し、自らを鍛え 存在感を誇示し行動できる青年を育てるため、青年のニーズにあった学習の機会 を提供するとともに、地域づくりに繋がる積極的な活動を支援していきます。

◆女性教育

男女共同参画社会の実現を目指していく上で重要となる「安平町婦人団体連絡協議会」については、未組織地域の解消を図るとともに、町内の女性団体間の有機的連携と、女性相互の意見交流による声をまちづくりに反映させるため、「女性の集い」や「女性リーダー研修」などの派遣による資質の向上に努めていきます。

◆成人教育

自己啓発につながる学習活動や地域づくりの一員としての役割を果たしたいと考えている人の社会参加への意欲を育てるため、社会教育事業や公民館事業に、企画段階から参画できるプログラムを構築するとともに、地域住民のニーズに沿った事業の実現により、参加する喜びと学習意欲の向上を図っていきます。

◆家庭教育【再掲】

親の責任において子どもを教育する姿勢や考え方など、家庭教育力の回復が望まれていることから、子育でに関する悩みを相談したり、気軽に仲間と話し情報交換が行えるサークルづくりを支援するとともに、各種テーマに沿った「子育で講座」を開設していきます。

また、託児など子育てを支援するリーダーの養成や、「ブックスタート」「読み聞かせ」などのボランティア活動を積極的に支援し、子育て支援の体制整備を町内全域に広げていきます。

◆高齢者教育

高齢者の生きがいを高め、健康で豊かな人生を創造するために「安平町高齢者大学」を開校し、健康づくりや創作活動のほか、高齢者は長年培ってきた知識や技術を次世代に伝える役割を担っていることから、子どもたちや地域住民との交流を通して、自らの知識と技術を還元したり伝承できる機会を設けていきます。

③ 芸術文化活動

◆芸術文化の継承

各公民館を文化活動の拠点とした「芸術・文化」活動を推進していくとともに、文化・歴史伝承の担い手となる継承者の育成に努めます。同時に、地域に根付いている文化を児童生徒に広げる取り組み等を検討し、活動を団体内のみではなく地域全体に広げる試みを考案します。

また、子どもたちの意欲の向上を図るため「子ども文化・スポーツ賞」を創設 します。

◆芸術文化鑑賞機会の充実

日常生活の糧とするため、有意義な「文化講演会」を開催するとともに、日頃接することの少ない芸術文化に触れる機会として「芸術文化鑑賞会」を開催します。また、町内団体・サークルの活動の成果を発表する場を確保していきます。

◆町民マスター制度(仮称)・有償ボランティア制度の創設(重点化施策)

町民の知恵や技術と経験、潜在的な能力を相互に活用しながら学習機会を創出する「<u>町民マスター制度(仮称)(注)</u>」について、ニーズの把握と事業効果を考慮しながら望ましい形を検討し、実施に向けて取り組みます。また、「有償ボランティア制度」を創設し、多様化する町民ニーズに対応した生涯学習活動を推進します。

④ 文化財の保護

◆文化財の保護と指定

安平町にとって重要な財産である文化財を保全・活用するため調査をし、文化 財保護委員の意見を基に、保護と指定に取り組みます。

また、鉄道資料館や郷土資料館等の郷土資料や指定文化財を積極的に公開、活用するために民間施設の協力を得ながら、移動展示等の効果的な方法を検討していきます。

◆SL保存協力会の後継者支援

鉄道資料館に静態保存している蒸気機関車の保護や整備、来館者に対する説明などを行ってきた「SL保存協力会」については、そのほとんどが国鉄OBやJR職員、または、何らかの形で蒸気機関車の運転や整備に携わった経験者であり、こうした経験を持つ貴重な人材・知恵・技術などを後世に引き継ぐことは、町として実施していかなければならないこととの認識に立ち、SL保存協力会に対する支援を強化していきます。

⑤ 国際交流

◆国際交流の推進【再掲】

国際理解や交流を目的とした各種研修への参加を奨励するとともに、外国の生活文化に触れる機会をつくり、広く見識を高めることを目的とした「中学生海外派遣事業」については、より高い事業効果に向けた研修内容の検討に努めていきます。

◆国際交流・地域間交流を担う組織の再編

合併以前から独自の活動を展開してきた「国際交流センター」と「地域間交流協会」については、組織の統合とともに事業内容の再構築に向けた助言及び支援を行っていきます。

⁽注) 町民マスター制度(仮称):優れた技術や経験を持つ方を「町民マスター」として登録し、ボランティアで活躍してもらう制度。

⑥ スポーツの振興

◆幼少年期の体力づくり

幼少年期における体力づくりについては、子どもの体力低下がみられることから、親子で参加できる「体力づくり教室」や「水泳教室」、「スケート教室」、さらに「子どもチャレンジ塾」として外遊びや軽スポーツなどの体験を通して、運動に取り組む動機付けと基礎体力の向上を目指した事業を実施するとともに、自然と親しみながら体力づくりができる事業の開催に努めていきます。

◆青年(成年)期・高齢期の体力づくり

青年(成年)期においては、自己体力の認識と、生活習慣の改善などに対する 意識改革を進めるとともに、運動不足を解消するため、職場や地区別の球技大会 など、それぞれの健康水準に適した事業展開を進めていきます。

さらに、高齢者層や運動から遠ざかった人などにとっても、無理なく効果的に 運動ができる「歩く」を中心とした事業を行政の横断的な連携のもと推進すると ともに、ペタンクをはじめとする軽スポーツの普及や「水中運動教室(水中ウォ ーキング)」など、住民が自主的に行うことができる体力づくり活動を支援してい きます。

◆スポーツをする機会の提供

町民の健康を維持し、快適な生活空間を提供していくため、町が奨励する軽スポーツの推進とともに、体育協会を構成する各団体種目のスポーツ教室やスポーツ大会などを通した運動機会の提供に努めていきます。

また、自然に親しみながら健康及び体力の増進を図ることができる「町民登山会」や「あびらパワフルデー」、「プールフェスティバル」など、様々なスポーツに接する機会を提供していきます。

◆子ども文化・スポーツ賞の創設(重点化施策)

子どもたちのスポーツ意欲の向上と、スポーツ環境の充実を図るため「子ども 文化・スポーツ賞」の創設とともに、受賞者に対する日常のスポーツ活動を支援 する「子どもスポーツ支援制度」を併せて検討していきます。

◆スポーツ団体の育成支援

各種スポーツ団体については、町内のスポーツ愛好者の裾野が広がるよう育成 支援に努めるとともに、スポーツ少年団における活動が今後とも活発に行われる よう充実強化に努めます。 また、子どもから高齢者まで誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる新しいシステムとして期待される「<u>総合型地域スポーツクラブ(注)</u>」の設立に向けた研究を進めていきます。

◆スポーツ指導体制の強化

スポーツの指導体制については、町民マスター制度の活用を図り、地域での指導者不足の解消を目指すとともに、部活動などにおける「外部コーチ制度」の活用を図っていきます。

⑦ 学校教育と社会教育の融合

◆学社融合の体制づくり (重点化施策)

学社融合を進めるためには、学校教育(学校)と社会教育、地域社会の持つ機能を相互に生かす体制づくりが必要であることから、授業内容をともに企画、考案し、連絡調整機能をそなえた「学社融合推進連絡会議」を設立し、効果的な学社融合事業の推進を図っていきます。

◆学社融合事業の推進【再掲】

学社融合事業の実施にあたっては、まちづくり団体や高齢者など、地域の教育力の活用、及び地域でのあらゆる学習活動との融合が必要であることから、学校教育と社会教育の一体化の醸成を図るとともに、両者の間で授業の考案やカリキュラムの新たな構築を進め、安平町独自の学社融合事業手法の蓄積を図っていきます。

(2) 生涯学習施設の整備・改修

① 社会教育施設の整備・改修

◆公民館施設等の整備

公民館などの社会教育施設については、住民の学習の機会を提供する重要な活動の場であり、新たな施設の整備は難しいことから、既存施設の利便性を高めるとともに、既存施設の改修などにより対応していきます。また、公民館施設の使用料に違いがあることからその解消に向けた作業を進めていきます。

◆図書施設の機能強化(重点化施策)

公民館図書室については、追分公民館図書室の図書データの電子化や相互の蔵書管理一元化が進んでいないことから、図書のデータベース化と専門司書の複数配置などにより住民サービスの向上を目指していきます。

(注)総合型地域スポーツクラブ:「総合型」とは、3つの多様性を包括していることを指し、一つは種目の多様性、一つは世代や年齢の多様性、そして、もう一つは技術レベルの多様性です。総合型スポーツクラブは、こうした多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブのこと。

◆鉄道資料館・郷土資料館の整備検討

安平町の歴史を伝える鉄道資料館や郷土資料館については、老朽化が進んでいるものの、大切に管理していることから、現有施設の有効活用を優先に考えつつ、 将来に向けた施設整備の準備を進めていきます。

② 社会体育施設の整備・改修

◆スポーツ施設の整備

町内におけるスポーツ施設については、今後とも経費節減に努めていくととも に、計画的な改修を行うなど効率的な運営に努めます。

一方、合併以前から懸案となってきた「町民体育館」の整備については、将来 的な整備に向け、建設コスト・維持管理経費・建設位置・手法・機能などの検討 を進めていきます。

◆スポーツ施設の有効活用 (重点化施策)

せいこドームの「アイスアリーナ」と「温水プール」の利用期間の延長を含めた有効活用については、維持管理経費と使用頻度のバランスを考慮し、健康づくり事業・介護予防事業との連携を含めた施設の利用を増やす対策を講じながら検討していきます。

また、合宿や各種スポーツ大会の誘致活動を積極的に行い、「スポーツ合宿所」などスポーツ施設の利用促進を図り、併せて地域の活性化につなげていきます。

第4章 住民と行政との協働によるまちづくり

- 第1節 信頼されるまちづくり
 - 1 コミュニティの活性化

現状と課題

(コミュニティの活性化)

- これからは、ゆとりと豊かさが実感でき、そして自己実現が図られると同時に、地域における自主活動(コミュニティ活動)と地域環境が調和した社会の実現が求められていますが、本町においては合併して間もないことから、各地域組織等(地域コミュニティ)の課題や、連携事業などを話し合う場が重要となっており、今後、旧町地域間の交流促進とともに、これまでのような行政主導型による地域活動の内容と領域の見直し、さらには、住民やNPO、企業などがまちづくりに積極的に関わりを持った地域づくりが必要となっています。
- 地域における自主活動 (コミュニティ活動) については、これまで自治会、町内会 等単位での活動が多く見られましたが、若い住民の参加者が少ないこと、また、役員 を含め高齢者が多く世代交代が必要となっていることから、活動の内容と人材育成な どが課題となっています。

また、近年における地域組織等が行う事業(コミュニティ事業)などについては、 町独自の「ほほえみづくり事業」や各種補助制度等を活用しながら地域における自主 活動 (コミュニティ活動) の充実化を進めてきましたが、今後は地域活動の拠点となっ ている自治会館などの維持管理や、公園・道路の清掃、緑化活動に加え、リサイクル 運動や地域で子どもを育てる機運の醸成など、ありとあらゆる分野における地域の主 体的な取り組みが必要となっています。

○ 一方、これからの個性ある地域づくりを進めていくためには、地域に大きく関わる施策に対し、その事業評価を含め「住民にどう関わってもらうのか」また、団塊世代の退職により、これら世代の活力をどのように活かしていくかが課題となっていることから、住民と行政が共に地域活動などを進めていく上での「基本的なルールづくり」を進めていく必要があります。

(交流活動の充実)

○ 本町における国際交流活動については、「国際交流センター」や「地域間交流協会」が 中心となり、海外の事情を知るための事業や海外派遣交流事業などが、生涯学習関連 事業として進められてきました。

特に、外国人による「外国の料理教室」など、食をテーマに外国文化に触れる交流活動を実施するなど、「英会話教室」以外の間接的なものを含め積極的に行われてお

- り、国際理解の面における事業効果が徐々に表れています。
- これまでも色々と取り組んできた「姉妹都市交流」などについては、必要性などを 含めた議論により、その方向性を定めていく必要がありますが、合併して間もない本 町においては、当面、健康づくりや体力づくりなどをテーマにした「町内の地域間交 流」や、行政のみならず民間を含めた「近隣市町との交流」を促進していくことが重 要と思われます。
- その一方で、交流事業については、地域の「知名度の向上」や「人材育成」に寄与するとともに、観光振興などの地域産業への波及効果があることから、交流分野の方向性としては、イベント交流、文化交流、技術交流などを積極的に推進していく必要があります。
- 町内における統一看板や標識類の設置については、町のイメージアップにもつながるものであり、また、国際化に向けた英文等併記については、ほとんど進んでいないことから、外国からの観光客に対応した看板類の設置を検討する必要があります。

基本方針

- ■「地域組織等の自主的な活動(コミュニティ)の活性化によるまちづくり」
 - 地域づくりの拠点となる自治会館の計画的な整備を進めるとともに、会館の維持 管理、地域の公園や道路の清掃美化活動などについては、地域の自主的な活動が必 要なことから、それら取り組みの支援と人材育成を推進していきます。
 - 自立した地域づくりを進めるためには、地域に根ざした雇用の創出が重要であること から、高齢者を含めた様々な人材資源の活用による「<u>コミュニティ・ビジネス (注)</u>」を 研究していきます。
 - 町内における健康づくりや体力づくりなどをテーマにした地域単位の「町民の集い」を支援するとともに、安平町がもつ地域資源を活用した「近隣市町」との交流活動を促進していきます。

⁽注) コミュニティ・ビジネス: コミュニティ・ビジネスとは、地域が抱える課題をビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の課題を解決し、新たな雇用を作り出して、地域を活性化する事業のこと。

施策の体系

- ■「地域組織等の自主的な活動(コミュニティ)の活性化によるまちづくり」
 - □地域組織等の自主的な活動 (コミュニティ) の活性化
 - ◆自治会、町内会等組織の育成
 - ◆住民の自主的な活動の促進
 - ◆まちづくり基金の造成
 - ◆地域協働指針(仮称)の策定
 - ◆住民との協働のまちづくり
 - ◆コミュニティ・ビジネスの研究

□交流活動の充実

- ◆町内地域間交流の推進
- ◆世代間交流の推進
- ◆近隣地域との交流促進

主要施策

- (1) コミュニティの活性化
 - ① 自治会、町内会等組織の育成と活動の促進
 - ◆自治会、町内会等組織の育成

地域の自主活動(コミュニティ活動)の促進と各地域自治会、町内会等の課題解決や連携事業を進展させるため、「自治会長等会議」の機能充実化を図るとともに、新しい地域づくりを担う人材育成に努めていきます。また、必要に応じ地域自治会等の統合・再編を行っていきます。

◆住民の自主的な活動の促進(重点化施策)

地域づくりの拠点となる自治会館については計画的な整備を進めるとともに、 道路美化活動として実施している「ビューティーサポートR 234」事業を広く地 域に普及させていきます。また、会館の維持管理、地域の公園の清掃美化活動の 他、遊具の点検や小中学生の登下校時における見守り運動「子どもサポート隊」 など、地域住民の自主的な活動を促進していきます。

◆まちづくり基金の造成(重点化施策)

合併を契機として、まちの基盤づくりに様々な経費が必要となることから、合併特例債を活用した「ふれあい基金」の創設により、安平町の未来に向けた均衡ある発展と住民の一体感の醸成を目指したまちづくりに努めていきます。

- ② 住民との協働による地域づくり
 - ◆地域協働指針(仮称)の策定(重点化施策)

行政との協働による地域づくりを進めていくためには、福祉・環境・教育など

の分野における各段階(調査、計画立案、実施、評価)において、地域住民と行政との協働作業の内容を定めた行動指針が必要となることから、地域における公共施設の維持管理や清掃美化活動など、あらゆる地域活動を含めた「地域協働指針(仮称)」の策定を検討していきます。

◆住民との協働のまちづくり

町民参加と町民との協働のまちづくりを進めるため、地区単位でまちづくりを 考える「地区まちづくり会議(仮称)」の設置検討を行い、町民の町政参加を促進 していくとともに、「町民マスター制度」を役場職員も対象とした制度として活用 し、まちづくりを積極的に進めていきます。

③地域コミュニティの再生

◆地域コミュニティの再生

地縁や職種による付き合いに限定されがちな地域社会を再生するため、多種多様な職業や世代を越えた地域組織等の連携組織網(コミュニティ・ネットワーク)づくりを進めていくとともに、地域における「リーダーの育成」を図り、住民・商店・農家などの新しい地域組織等(コミュニティ)の形成に向けた取り組みを支援していきます。

また、合併により生じる様々な問題や大きな夢(目標)に対しどんな場面でも「ほほえみ」を持ちながら町民一人ひとりが主体性を持ち、住民と行政が創意工夫の中で協働によりまちづくりを推進する「ほほえみづくり事業」を継続していきます。

◆コミュニティ・ビジネスの研究

自立した地域づくりを進めるためには、地域に根ざした雇用の創出が重要であることから、高齢者を含めた様々な人材資源の活用によるNPO(非営利団体組織)の立ち上げに対する側面支援やコミュニティ分野における有償ボランティア制度の創設とともに、コミュニティをベースとした「コミュニティ・ビジネス」などの育成に向け調査・研究していきます。

(2) 交流活動の充実

① 町内交流の推進

◆町内地域間交流の推進

安平町内の各地域単位(追分・安平・早来・遠浅地区)で行われてきた運動会などについては、軽スポーツなどを中心に参加者の健康増進と交流を目的として行われてきましたが、合併を契機に中止となった地区もあることから、これら事業の再構築に向けた働きかけとともに、合併後のイベントの見直しに際しては、全町的な交流事業の要素を含め検討していきます。

◆世代間交流の推進

町内における世代間交流については、地域の特技を持った高齢者や成人が講師 となり、子どもと地域住民が共に活動することを通し、希薄になった異世代間の 交流を拡充していきます。

② 近隣地域との交流促進

◆近隣地域との交流促進(重点化施策)

交流はまちづくり推進の方法のひとつであることから、町内外における異業種、 異世代交流やイベントを通した交流、さらに、文化振興や人材育成、産業振興と 結びついた交流を進めていきます。

特に、近隣市である夕張市においては、財政問題を契機に国際映画祭や成人式など、市民が主体となって様々なことに取り組んでいることから、これら近隣地域と相互発展できる交流事業等を検討していきます。

◆地域間交流・国際交流の推進【再掲】

東胆振3町広域交流推進協議会などで取り組まれてきた地域間交流事業や、教育委員会が窓口となった国際交流事業などの活動の充実を図るなど、多種多様な 交流機会の拡充に努めます。

また、地域の国際化に対応した施策のひとつとして、国内外観光客や在住外国 人などを対象とした、わかりやすい統一看板の整備を進めるとともに、パンフレットや町内標識類の英語等併記や、学校における国際化教育、町民に対する英会 話教室など、国際化を視野に入れた生涯学習機会の充実化に努めていきます。

- 第4章 住民と行政との協働によるまちづくり
 - 第1節 信頼されるまちづくり
 - 2 住民参加によるまちづくり体制の確立

現状と課題

(情報の共有化)

○ 信頼されるまちづくりを進めるにあたり、その前提となる行政側からの情報伝達手段のひとつとして、月1回の「広報あびら」及び「広報笑顔(スマイル)」を発行していますが、特に広報紙については、合併により編集作業についても全て職員自らがパソコンで処理を行う<u>DTPシステム(注)</u>に移行させるなど、発行体制の充実化に努めながら、紙面の全面的なリニューアル化により読みやすい広報紙を目指してきました。

また、広報紙の配付方法については、速やかに住民に伝える情報紙として新聞折り込みの方法もありますが、新聞を購読していない住民への対応と経費が問題となることから、住民の協力による月2回の定期配付を基本としつつ、実情に応じた発行日の見直しを行ってきました。

○ 一方、広報紙面の内容については、まちづくりの新しい動きを事前に紹介する「政策広報紙」への転換を図ってきましたが、今後さらに、まちづくりの観点と、住民の意見を取り入れた「住民参加型広報紙」への転換が求められていることから、広報紙などに対する「住民の声」を聞く仕組みづくりが必要となっています。

また、広報紙の作成に係る経費については、DTPシステムを最大限活用しながら、 広報業務の簡素化と迅速化、歳入の増加策を含めた検討を進めていくと同時に、情報 を住民に伝える機会が多い役場職員の「広報技術」「情報発信能力」の向上を図ってい く必要があります。

○ 町の概要と魅力を紹介した町勢要覧については、合併後ということで町外者への幅 広いPR媒体として重要かつ急を要する案件であることから、広報紙作成のために導 入したDTPシステムを用いた「ミニ要覧」の作成を先行させながら、同時に本格的 な「町勢要覧」づくりを進めてきました。

⁽注) DTPシステム: DTPとは「Desktop Publishing」の略で、コンピューターによる編集・印刷システムのこと。ここ数年、自治体の広報セクションでもDTPを導入するところがかなり増えてきている。

(意見表明機会の拡充)

- 住民の声を広く吸い上げるために、町政懇談会や自治会長等会議をはじめ、住民提案箱の設置、出前講座などをそれぞれ実施してきましたが、地域における町政懇談会では参加者が少ないといった課題もあることから、開催時期や時間・会場の見直しとともに、広報紙の充実による「わかりやすい情報」の提供による情報の共有化を図っていく必要があります。また、子どもたちの純粋な想いをまちづくりに反映させる機会についても検討していく必要があります。
- 一方、条例等に基づく各種審議会や委員会などの委員については、女性の登用とと もに、公募を実施する必要がありますが、町政懇談会の参加者同様、応募者が少ない ことから現状を改善するための具体的な方策が課題となっています。

(住民参画の制度化の推進)

○ 地方自治を進める上での基本的なことをまとめた「<u>自治基本条例(注)</u>」については、 条例を作ることが目的ではなく、独自性のあるものを住民とともに時間をかけて作り 上げることが求められており、「住民参加」から「住民との協働」への転換を図るため の条例策定と、その行動指針となる「行動計画」が重要となります。

また、こうした計画の策定にあたっては、住民からの意見や行政の考え方・対応などをそれぞれ公表する中で進めていくことが必要と思われます。

基本方針

- ■「住民参加によるまちづくり体制の確立を目指します」
 - 職員すべてが広報マンという意識を持ち、職員の広報技術の向上を図るとともに、 広報編集用として導入した「DTPシステム」の有効活用により、「政策広報紙」や 「町勢要覧」などの発行コストの低減とタイムリーな情報発信に努めていきます。
 - 広聴活動については、「わかりやすく」そして、まちづくりの話題となる情報提供が前提となることから、これら広報活動と一体となった各種広聴活動の充実化に努めていくとともに、基本政策の策定に対する「パブリックコメント」の導入を目指していきます。
 - 地方分権時代に即応した「住民自治の確立」と「行政と住民の役割分担」を明確 にした「住民を基本とした行政システム」への転換を図るため、安平町独自の「自 治基本条例(仮称)」の制定及びその行動計画の策定を目指していきます。

⁽注) 自治基本条例: 自治基本条例とは、その地域における自治の基本原則や行政の基本ルールなどが定められるもので、自治体の最高法規として位置づけられます。各条例の最高位に位置することから、「自治体の憲法」と表現されることがある。

施策の体系

- ■「住民参加によるまちづくり」
 - 口情報の共有化
 - ◆住民参加型広報紙の策定
 - ◆政策広報紙への転換と経費節減
 - ◆インターネットを活用した情報提供
 - ◆町勢要覧等の見直し
 - ◆住民の意見反映による行政の推進(住民提案制度・出前講座の充実)
 - □意見表明機会の拡充
 - ◆各種審議会委員の公募化の促進
 - ◆パブリックコメントの導入
 - □住民参画の制度化の推進
 - ◆自治基本条例(仮称)の制定
 - ◆新たなまちづくりに対応できる仕組みづくり
 - ◆開かれた行政運営

主要施策

- (1) 情報の共有化
 - ① 広報を通じたまちづくり情報の提供
 - ◆住民参加型広報紙の策定(重点化施策)

住民への情報提供の中心となる「広報あびら」については、町民が求める情報の提供を図るため「住民参加型」の広報紙面づくりを目指すとともに、その手法として新たに住民の声を広報紙や広報活動に反映させる(広報モニター制度)を創設します。

◆政策広報紙への転換と経費節減

広報紙づくりについては、単に結果をお知らせする広報から脱却し、まちづくりの課題や新たな情報提供などを中心とした「政策広報紙」への転換を進めると同時に、「わかりやすい予算書」の作成・配付など、DTPシステムの活用による、広報業務の簡素化と情報提供の迅速化に努めていきます。

また、町議会などから提言を頂いている広報紙の「有料広告掲載」の検討を含めた、広報発行経費の節減に努めていきます。

◆インターネットを活用した情報提供

町のホームページ上の広報紙 "Web広報「あびら」" については、「いつでも・どこからでも」 安平町のまちづくりを見ることが出来るよう継続していくとともに、広報紙以外の情報紙についても必要に応じ、町のホームページを活用した情報提供に努めていきます。

◆役場職員の広報技術の向上

町で提供する各種情報については、その内容の充実を図るためにも、「職員すべてが広報マン」という意識の醸成を図りつつ、広報担当を中心としたDTPシステムの活用による技術研修や講習会等の機会の充実化に努めていきます。

◆町勢要覧等の見直し

町勢要覧については、安平町の町づくりを町外に広く紹介するためにも重要であり、その内容については、合併による目まぐるしい変化が当面予想されることから、早い段階において内容の見直し作業を行うとともに、その間を補完する「ミニ要覧」については、短期的な周期による発行が必要となることから、DTPシステムの活用によるコスト低減に努めていきます。

② 住民の意見反映による行政の推進

◆町政懇談会等の充実(重点化施策)

これまでにも増して「広聴活動」の重要性は高まっていることから、住民の考えを町政に反映させていくため実施している「町政懇談会」などについては、開催時期や会場、内容を含め、より効果的な開催方式に向けた見直しを進めていきます。

また、町民と町長との情報交流の機会を提供するため「町長室の開放」や「町長ホームページの開設」などによる情報提供と対話を進めていきます。

◆住民提案制度の充実

まちづくりに対する「意見」や「提言」を頂くために設置している「住民提案箱(ていあんくん)」については、寄せられた提案に対する丁寧な対応と広報紙による情報公開を進めていきます。さらに、町ホームページで開設している「ていあんくんメール」で町内外から寄せられる問合せや苦情などについては、対応によっては町の信頼を損なうことにつながることから、統一した対応策を検討していきます。

◆出前講座の充実

住民や各種団体などからの要請に応える形で実施してきた「出前講座」については、実施件数は少ないものの、住民のみならず行政にとっても貴重な情報共有の機会であることから、今後とも、まちづくりに関係する様々な「出前講座メニュー」の設定や実施方法の柔軟な対応による開催に努めていきます。

(2) 意見表明機会の拡充

① 町民と行政のパートナーシップの推進

◆各種審議会委員の公募化の促進【再掲】

町が条例や規則などに基づき委嘱する各種審議会や委員会の委員については、 公募委員の応募に係る手法や公募割合などを含めた検討を進め、必要に応じて実 施していきます。

また、これまでの行政組織における公職者については、男性への偏りが大きく、これからの行政運営には、人に優しいまちづくりや細部に渡る配慮が重要であり、これらの解決には女性の「感性」や「生活実態からの知恵」が必要であることから、行政組織や計画づくりにおける女性公職者の確保を目指していきます。

◆パブリックコメントの導入(重点化施策)

町の基本政策の策定にあたり、町民と行政との協働を推進する取り組みのひと つとして「パブリックコメント」を導入し、住民から意見や情報、知識の提供を 受け、そして、その対応結果を含めた町の考え方を町ホームページなどにより公 表していきます。

しかし、パブリックコメント制度の導入にあたっては、この制度が自治体に取り入れられるようになってから、まだ比較的歴史が浅く、運用上の課題が十分に検証されていないこと、さらに、安平町においては合併により新たな分野の条例整備なども早急に取り組まなければならないことから、今後策定する「自治基本条例 (仮称)」の制定を視野に入れながら段階的な制度導入を目指していきます。

(3) 住民参画の制度化の推進

① 住民の参画に向けた制度化の推進

◆自治基本条例(仮称)の制定(重点化施策)

地方分権時代に即応した「住民自治の確立」と「行政と住民の役割分担」を明確にした「住民を基本とした行政システム」への転換を図るため、安平町独自の「自治基本条例(仮称)」の制定及びその行動計画の策定を目指していきます。

◆新たなまちづくりに対応できる仕組みづくり

従来の要綱により対応してきた「法政策的なルール」については、地方分権により法の執行は自治体独自の法解釈に基づく「独自の政策の実施」が可能となったものの、その対応が不十分なことから、法務に係る縦割り行政の総合化や、各課で自主的な政策を展開する場合の法務の側面支援、さらには、所管のない新たな行政課題に対応できる「政策法務委員会(仮称)」の設置を検討していきます。

◆開かれた行政運営

合併事業として導入した議会中継システムについては、開かれた議会を推進していく上で重要な役割を果たしていますが、情報公開の時代にあって、行政内部の重要な会議を公開する必要性の議論とともに、各種会議等の会議録などを各課で作成し町のホームページ上で随時公開できる仕組みづくりを検討していきます。

第4章 住民と行政との協働によるまちづくり 第2節 効率的・効果的な行財政のしくみづくり

1 行財政改革の推進

現状と課題

(行政基盤の整備)

- 本町における情報基盤整備については、合併以前より進めてきた情報端末の整備をはじめ、旧町がそれぞれ取り組んできましたが、特に追分地区においては、平成12年以降「地域イントラネット」や「光ファイバーネットワーク」の整備により、庁舎をはじめ各公共施設間のネットワーク化を進めてきたことから、合併後においては、早来地区のネットワーク整備とともに、安平町全体を結ぶ情報基盤整備が必要となっています。
- これまで合併に伴い「庁内情報電算システム」の統合やインターネット回線を利用した「<u>IP電話(注)</u>」の活用による経費節減に努めてきましたが、行政組織内の情報化を進める上で必須となる「情報端末」については、耐用年数により定期的な更新が必要となることから、今後においても、情報機器の更新に使用する基金を積立てるなど、財政的な問題が生じないような対応が必要と思われます。
- また、合併により様々な庁舎機能を「早来庁舎」「追分庁舎」をはじめ各施設に分散 したことから、情報ネットワークの未整備の施設を含め、これまで以上に「庁舎内の 情報ネットワークの安定化」を図っていく必要があります。また、行政内部で行われ る「決裁行為」については、離れた庁舎間の移動を含め、その効率化を進めていくこ とが課題となっています。
- 行政事務の情報基盤については、合併時に統合した「総合行政通信網(LGWAN)」などがありますが、これらの適切な使用はもとより、これら情報システムを脅かす新種の「コンピュータウイルス(注)対策」とともに、それらシステムが扱う、極めて重要な個人情報や行政情報を守る意味からも、全庁的なネットワークに対する「情報セキュリティ対策」の重要性は益々高くなっています。
- (注) | P電話: | P (インターネット-プロトコル)を用いた音声通話やその機能の総称。端末(通常の電話機・パソコンなど)や通信経路(インターネット・専用回線など)について、さまざまな形態がある。
- (注) コンピュータウイルス: コンピュータプログラムのひとつ。他のコンピュータのプログラムの中に潜り込んで、データを破壊したり消去したりする。ネット-ワークや記憶媒体を通じて他のコンピュータに伝染することからこう呼ばれている。

- 合併後の情報施策のひとつとして、役場庁舎など主要な公共施設に設置している情報端末(マルチメディアボードなど)を活用した「議会中継」を行ってきましたが、これら情報端末「未設置施設」の解消とともに、行政分野(選挙・防災)や教育分野(学校・図書)における情報化を進めていく必要があります。
- また、北海道電子自治体協同運営協議会が推進する「<u>HARP構想(注)</u>」や、総合 行政ネットワーク運営協議会が進める「総合行政通信網(LGWAN)」などの実施に より、行政事務の効率化や業務における重複投資の抑制とともに、住民生活に密着し た行政情報の提供、申請、届出等の手続きに係る電子化などを推進していくことが求 められています。
- 一方、まちづくりを進めていく上で必要な資料として、課税に係る航空写真や、現 況地番の合成図などがありますが、合併及び国道バイパス工事完成などの要因により 新たな整備が必要となっています。

(行政運営の効率化)

- 行政改革については、平成5年度より旧町においてそれぞれ進められ、その進捗状況については町内知識経験者や民間経営者などからなる「行政改革推進委員会」等において審議しながら、その時代にあった成果を着実に上げる努力をしてきました。
- また、合併後においても、いち早く国が平成17年3月に示した「集中改革プラン」に対応する形で、平成18年12月には「安平町行政改革大綱(案)」及び、その目標を具現化していくための「安平町行政改革実施計画(案)」を町民による「安平町行政改革推進委員会」や職員による「安平町行政改革推進協議会」の助言や意見を得ながら策定してきました。
- これら行革大綱や実施計画などを推進していくにあたっては、常に行政改革に取り 組むといった「合併前の両町の基本精神」を継承しつつ、現場主義を心がけ、そして、 職員が「常に町民の視点に立った」行政サービスの改革を町民との「協働」により進 めていく必要があります。
- (注) HARP構想:北海道では、今後の電子自治体システムの構築に向け、住民や企業にとって利便性が高く、高品質なシステムを効率よく構築できるようにするため、電子自治体共通基盤『北海道電子自治体プラットフォーム(略称HARP: Harmonized Applications Relational Platform)』の構築に着手。この取り組みは、最新のインターネット技術などを取り入れるとともにシステム連携のルールを統一することによって多様なシステムの連携を容易に行えるようにするものであり、電子自治体の実現に必要となる各種システムの共通機能を備えたプラットフォーム(共通基盤)を、道と市町村が共同で構築し利用することにより、将来にわたって効率的・効果的に電子自治体化を推進しようとする北海道独自の共同アウトソーシングモデル。

- 「情報公開」と「情報の共有化」については、行政が説明責任を果たす意味からも重要であり、今後さらに行政改革を進めていく上でも、よりわかりやすい行政情報の公開や広報広聴活動の充実化が必要と思われます。
- 一方、役場の組織体制については、合併して間もないこともあり、様々な行政課題、 多様な住民ニーズなどがあることから、常に組織・機構の見直しを行っていくととも に、事務所スペースを含めた庁舎機能の整理統合が課題となっています。
- 行政サービスを提供する職員においては、地方分権時代に即応した専門性を持つことが求められていることから、職員研修制度の充実化とともに、人事評価システムや 資格取得制度の確立など、職員自らの能力開発意欲を持たせる総合的な人材育成が必要となっています。

また、町民のニーズが高度化・多様化する中で、町民が真に望む行政運営を見極め町民サービスをより高めていくことを目的とした、事務事業などの「成果」や「住民の満足度」を客観的に検証する「行政評価制度」の構築が求められています。

(行政運営の効率化:財政)

○ 地方財政は、三位一体改革により多くの地方自治体の財源の根幹をなす地方税収及 び地方交付税交付額が大きく変わりました。税源移譲により本来増えるべき税収も安 平町は、特殊事情により減収となりその分が交付税により措置されるという、他の自 治体には見られない逆転現象となり、その地方交付税も新型交付税の導入等により財 源調整機能は確保するといわれつつも減収傾向にあります。

さらに、地方債や債務負担等の借入金残高が依然高水準にあることや、社会保障関連経費の自然増等により厳しい財政状況となっております。

○ このような状況の下で、町が住民の要望に応えてその機能を適切に果たしていくためには、町財政の健全化に努めなければなりません。そのため行財政改革に取り組むと同時に積極的な施策展開のための財源の確保や自主財源の確保を図っていくことが重要な課題となり、「安平町総合計画」の実現に向け計画的な財政運営が必要となります。

(民間活力の導入)

○ 合併により役場の職員数の適正化を図り、財政規模を縮小せざるを得ない状況の中、 行政運営の効率化や住民サービスを維持していくためには、将来にわたって行財政改 革を進めていく必要がありますが、こうした急激な状況の変化に対応していくために は、民間の資金や民間事業者の能力を活用していくことが必要と思われます。

基本方針

- ■「変革の時代に対応した行財政改革の推進」
 - インターネット等の情報通信技術を活用した、即時性のある効果的な行政情報の 提供と業務効率化・経費削減を視野に入れた上で、その時代に即した情報通信基盤 整備を「安平町地域情報化計画」に基づき推進していきます。
 - 新しい分権社会システムに対応した新しいまちを形成するため、行政自らが担う 役割の重点化とともに、限られた財源の中で最大限の行政運営ができる「行政改革」 の推進と「行政評価」を導入することで、住民から信頼される行財政運営を目指し ていきます。
 - 「安平町中期財政計画」に基づいた健全な財政運営に努めるとともに、町の予算・ 決算等の財政状況をわかりやすく提供するなど、「財政情報の共有化」を図ることに より、町民が将来に向け安心できるまちづくりを推進していきます。

施策の体系

- ■「行財政改革の推進」
 - □行政(情報)基盤の整備
 - ◆安平町地域情報化計画の推進
 - ◆行政端末の更新とセキュリティ対策の充実
 - ◆土地評価の統合及び現況地番合成図の作成
 - 口行政運営の効率化
 - ◆現場主義の徹底等による行政改革の推進
 - ◆住民自治の確立
 - ◆情報公開と情報共有
 - ◆組織機構の見直し
 - ◆電子決裁の導入検討
 - ◆行政評価システムの段階的導入
 - ◆事務事業評価の実施
 - ◆中期財政計画に基づく適正な財政運営
 - ◆新たな自主財源の確保
 - ◆財政状況の説明責任
 - □民間活力の導入
 - ◆指定管理者制度の活用
 - ◆PFI等の活用の検討

主要施策

(1) 行政基盤の整備

① 電子自治体化を目指した行政基盤の整備

◆安平町地域情報化計画の推進(重点化施策)

インターネット等の情報通信技術を活用した即時性のある効果的な行政情報の 提供と業務の効率化・経費削減、住民サービスの向上を目的とした各分野(行政・ 教育)における情報通信基盤整備を計画的に推進していくため「安平町地域情報 化計画」に基づいた情報化を推進していきます。

◆電子自治体化の推進

地方公共団体相互間及び中央省庁相互間をネットワーク化した<u>霞ヶ関WAN(注)</u>との相互接続、さらには、国が進める電子申請システムの動きに対応した事務のオンライン化・効率化・迅速化を図るため、「総合行政ネットワークシステム(LGWAN)」や「HARP構想」による「電子自治体」の推進に向け努力していきます。

◆行政端末の更新とセキュリティ対策の充実

行政の様々な事務を行うため必要不可欠となった「情報端末機器」及び付随するソフトについては、定期的な更新が必要ですが、莫大な経費を要することから、これら情報端末機器の更新に対応できる基金の積立を行い、計画的かつ効率的な運用を徹底するとともに、新種のコンピュータウイルスやシステムに不正に侵入しデータを破壊・改ざんするサイバーテロ(注)などによる「個人情報」や「行政情報」などを守るため、情報セキュリティ対策の向上に努めていきます。

◆土地評価の統合及び現況地番合成図の作成

合併により旧町の土地評価の統一作業を進めていく必要があることから、航空 写真の撮影を含めた「市街地土地評価の統合業務」を進めていきます。また、一 部関連する国道バイパス工事完成などの要因により新たに必要となる「現況地番 合成図」については、過去の成果(航空写真等)を活用することにより、作成コ ストの節減に努めていきます。

⁽注) 霞ヶ関WAN: 霞ヶ関WANは、電子メールや電子文書交換システムなどによる府省間のコミュニケーションの迅速化・高度化や、法令、白書等のデーターベースによる情報共有の推進を図るための総合的なネットワークで、1997年1月から運用開始し、現在28の行政機関が接続しています。また、LGWAN(総合行政ネットワーク)は、日本全国の各地方自治体を結ぶネットワークで、霞ヶ関WANとLGWANは2002年度より相互接続している。

⁽注) サイバーテロ:「サイバーテロ」とは、コンピュータネットワークを通じてシステムに不正に侵入し、データを破壊・改ざんしたり、ウイルスによる攻撃を行うことによって、コンピュータやネットワークを機能不全に陥れるテロ行為を意味する。

(2) 行政運営の効率化

① 行政改革の推進

◆現場主義の徹底等による行政改革の推進(重点化施策)

合併年を行政改革元年と位置づけ、最小の経費で最大の効果をあげられるよう、「常に行政改革」、「町民本位」、「ゼロベースからのスタート」、「現場主義」などを基本姿勢とした、町民が真に求める行政サービスの提供に向けた改革を「安平町行政改革大綱」に基づき推進していきます。

◆住民自治の確立

これからの分権社会では、住民と行政がオープンに対話し、相互の協力により 地域づくりをしていく「協働のまちづくり」を基本とし、そのため必要となる改 革プログラムやこれらの協働作業を担保する条例の制定などを目指していきます。

◆情報公開と情報共有

安平町情報公開条例の制定により、住民の知る権利が保障され、今までにも増して「行政の説明責任」が問われることから、積極的でわかりやすい行政情報の公開を進めるとともに、広報広聴活動の充実化により情報の共有化を図っていきます。

◆組織機構の見直し (重点化施策)

公共サービスの提供や公共施設等の利便性の向上、さらには、窓口業務の受付時間延長など、公務員制度改革などを含めた様々な行政課題に柔軟に対応していく必要があることから、職員の多様な勤務形態を可能とする「フレックスタイム制(注)」を推進していきます。

また、一箇所の窓口で様々な手続きやサービスが可能となるワンストップサービスの提供を行える組織体制の確立と、組織の機動力などを向上させるため、スタッフ制・グループ制の導入を検討し、可能な部署から段階的に実施していきます。

◆職員の能力開発と資質の向上

行政運営を進めるうえで職員の恒常的な能力開発に係る研修等の充実は必要不可欠であり、適正な人事評価制度の確立とともに、組織・機構改革に合わせた総合的な人材育成に努めていきます。

⁽注) フレックスタイム制: 始業時間と終業時間を定め、定刻に始業・終業を行うスタイルから、出勤時間や退 庁時間の自由度を広めた制度。

また、これからの分権社会に即応した専門知識をもった職員を育成するため、 自己研鑽への配慮や専門分野の資格取得に係る制度化を目指していきます。

② 電算システム統合による情報化の推進

◆庁舎内電算システム等の活用

役場庁舎内や町内公共施設(事務室)間の情報化を図るため整備した「総合行政ネットワークシステム」の活用により、一般行政事務の効率化を進めていくとともに、本システムの未接続施設の解消やIP電話の利用施設拡大、町例規のデータベース化など、経費削減と効率的につながる情報化を推進していきます。

◆電子決裁等の導入検討(重点化施策)

行政内部の意志確認行為として行われる「各種決裁行為」については、合併により各事務室間の書類移動に時間を要することから、ペーパーレス時代を見据えつつ、合併時に統合した文書管理システムと連動した「電子決裁システム」の導入に向けた調査を行っていくとともに、各種地図情報と行政情報の一元化を図る「地理情報システム(GIS)(注)」の整備についての検討を進めていきます。

③ 行政評価制度の導入

◆行政評価システムの段階的導入

合併後においても安定した行財政基盤の確立を目指すためには、職員個々の意識と安平町が目指す自治体像など、時間をかけて整理・検討しなければならない課題が種々あることから、行政評価システムの段階的な導入を目指していきます。

◆事務事業評価の実施

行政評価の第1段階としては、まず、比較的評価しやすい「事務事業」に絞ったシステムを導入し、制度として根付かせることを目標としていきます。

また、実施にあたっては、評価の過程で経営感覚を取り入れながら、自己点検に基づく改善策の明記とともに、その評価結果の公表については、わかりやすい表記に心がけていきます。

◆本格的な行政評価に向けて

安平町における行政評価については、財政課、企画課、情報課とも十分に連携を図りながら、全庁的に活用しうるものを目指し、第1段階として導入する「事務事業評価」自体を評価対象としていくとともに、「施策評価(第2段階)」、「政策評価(第3段階)」についても随時検討を進め、平成21年度の本格な行政評価制度の導入を目指していきます。

(注) 地理情報システム(GIS):地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。(Geographic Information System)

④ 計画的な財政運営の推進

◆中期財政計画に基づく適正な財政運営(重点化施策)

国が進める三位一体改革や地方財政の状況を視野にいれた「安平町中期財政計画(財政改革プログラム)」を策定するとともに、財政計画に大きな影響を与える制度改正があった場合など、必要に応じて財政計画を見直しながら、総合計画の実現に向けた適正な財政運営を目指していきます。

また、今後増大する公共施設や橋梁等の維持補修経費などについては、各市町村においても大きな課題となっていますが、これらに対応できる町独自の「公共施設管理基金」などの活用と、受益者負担の見直しによる安定した財政運営に努めていきます。

◆新たな自主財源の確保

町財政の悪化を少しでも緩和させるため、「自治基本条例(仮称)」に位置づけた「まちづくり寄附条例(仮称)」の創設とともに、市民公募債の発行研究や消費税の転嫁を含めた歳入の見直し、借金の繰上償還等の実施による自主財源確保に努めていきます。

◆財政状況の説明責任【再掲】

町の財政状況については、これまでも広報紙等により周知してきましたが、よりわかりやすく町の財政状況や財政運営の問題点などの情報を提供する「わかりやすい予算書」の作成・配付などを通しながら、行政の説明責任を果たしていきます。

(3) 民間活力の導入

① 指定管理者制度の活用

◆指定管理者制度の活用

行政運営の効率化と経費削減を図るため、公共施設の自主運営、自主管理方式 を推進していくとともに、民間機能を活用することが適当な事務事業については、 行政責任の確保、住民サービスの維持向上、個人情報保護などに留意しつつ、「指 定管理者制度」の活用を進めていきます。

② PFI等の活用の検討

◆PFI等の活用の検討

行政コストのさらなる削減を進めていくため、公共施設の管理運営に民間事業者等の能力を活用する「PFI (民間資金などを活用し公共施設等の建設などを行う手法)」の導入や、各種事業を外部専門会社へ委託をする<u>アウトソーシング</u>(注)などを検討していきます。

(注) **アウトソーシン**グ:業務を外注すること。特に、情報通信システムの設計・運用・保守を企業外の専門業者に全面的に委託すること。資源の有効活用、費用の削減を目指して行われる。

第4章 住民と行政との協働によるまちづくり 第2節 効率的・効果的な行財政のしくみづくり

2 広域行政の推進

現状と課題

- 地方分権社会の進展と広域連携の必要性が増している中、これまで旧町時代より進めてきた広域行政組織については、「東胆振広域市町村圏振興協議会(以下:広域圏)」、「千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備協議会(以下:地方拠点)、「東胆振3町広域交流推進協議会(以下:東胆振3町)」、「苫小牧圏広域都市計画協議会」など、これら各協議会を中心としながら様々な広域的な取り組みを行ってきましたが、時代の変化とともに市町村合併の進展などから、広域行政の枠組みや事業内容の見直しが必要となっています。
- また、これら協議会に加え、ごみ処理、し尿処理、消防などの事務事業については、 一部事務組合などの共同処理により事務事業の効率化を進めてきましたが、今後は、 複雑化・専門化している行政課題に対応する「マンパワー(人的資源)」の確保、さら には、上下水道事業や広域的な観光イベント、交通安全、防災などについても、必要 に応じ既存の枠組みとは切り離した広域的な連携を進めていくことが必要と思われま す。
- 一方、地方分権の受け皿と財政コストの削減などを目的とした「市町村合併」が進んだ結果、平成19年3月31日には全国で1,804市町村になる予定となっていますが、今後においても、地方分権の受け皿として既に合併した市町村を含め、基礎自治体規模の拡大に向けた国からの圧力が強まってくることが予想されます。
- 本道においてこれまで議論されてきた「支庁制度改革」や「道州制」については、 近年の交通通信環境の整備や、日常生活圏の拡大等でその環境が大きく変化している こと、さらに、道州制特区の推進により、今後、国からの権限と財源の移譲や規制緩 和を「北海道がモデル」となりながら積み重ねていく動向となっていることから、現 在の北海道のあり方や支庁制度を含めた大幅な変革が間近に迫っていると言えます。
- 近隣を含めた広域的行政については、地方分権による「権限移譲」が今後さらに進むとともに、移譲される事務と権限の内容によっては、広域連合制度や他市町村間の合併などの問題が絡み合うことから、地方分権制度の全体的な姿と進むべき広域的なまちづくりの方向性が見えにくい状況となっています。

基本方針

■「広域連携による広域行政の推進」

- これからの広域行政については、これまで実施してきた広域連携事業に加え、地方分権による様々な課題や権限移譲の対応策など、より現実的な行政課題に対応できる体制整備に向け近隣市町との連携をより強化していきます。
- 地域連携の取り組みについては、近隣市町との「自治体交流」に限定しない、地域全体の発展に向けた「地域間交流」につなげていけるよう「人々の心の交流を重視」した広域連携を推進していきます。

施策の体系

- ■「広域連携による広域行政の推進」
 - □広域的な連携体制の維持、強化
 - ◆広域行政の推進
 - ◆東胆振地域ダム湖ネットワークの形成
 - ◆行政課題の解決に向けた広域連携の推進
 - □人的交流を重視した広域行政の推進
 - ◆地域間交流を目指した広域行政の推進
 - ◆人的交流の促進

主要施策

- (1) 広域連携による広域行政の推進
 - ① 広域的な連携体制の維持、強化
 - ◆広域行政の推進

これまで構成町の一つとして進めてきた「広域圏」「地方拠点」「東胆振3町」などの各協議会組織において策定した、広域計画に基づく事業の推進に努めるとともに、計画の変更にあたっては、各町のハード事業中心だった内容から、広域的にそして共同実施できるソフト事業への転換を図っていきます。

◆東胆振地域ダム湖ネットワークの形成【再掲】

豊かな自然環境を活かした多様な交流人口の増加を図るため、東胆振3町で作成したマスタープランに基づき、3町(安平町・厚真町・むかわ町)共通の資源であるダム湖(安平町はグリーンダム及び瑞穂ダム)を結ぶ周遊ルートの整備に向けた取り組みを進めていきます。

◆行政課題の解決に向けた広域連携の推進

本町が関わってきた、ごみ処理をはじめとする様々な広域事業(一部事務組合事業)については、今後も事業の効率性の追求と効果的な執行に努めていくとともに、地方分権により新たに考えられる移譲事務等の広域的な対応・連携を模索し、その実現に向けた働きかけを行っていきます。

また、複雑化する行政課題に対応していくためには、広域連合制度の活用などによる「事務の共同処理」や「広域連携」を進めていく手法も有効であることから、「北海道後期高齢者医療広域連合」への加盟による高齢者医療対策の充実を図るとともに、「地域再生と自立」を目指す広域連携システムの研究を進めていきます。

② 人的交流を重視した広域行政の推進

◆地域間交流を目指した広域行政の推進

これまで市町村合併の議論などにより停滞してきた地域連携の取り組みについては、本町を取り巻く「地域のつながり」は合併後においても不変であることから、近隣市町との「自治体間交流」に限定しない、地域全体の発展に向けた「地域間交流」につなげていけるよう、人々の心の交流による「人材育成を重視」した広域行政を推進していきます。

◆人的交流の促進

小規模自治体においては、「財政基盤」の確立と「マンパワー(人的資源)」の確保が課題となっていますが、これらの解決方法のひとつとして、支庁界にこだわらない地域連携による行財政コストの削減と効率化とともに、広域的な職員交流と研修体制の確立を目指していきます。

特に、職員の資質の向上などを目的として実施してきた人事交流については、 広域圏による苫小牧市役所職員との人事交流や、道職員との相互派遣交流などを 継続していくとともに、これまで実施してこなかった「幼稚園教諭」や「保育士」、 「保健師」などの専門分野職員を含めた積極的な人事派遣交流を目指していきます。

安平町総合計画

- ◆発行日 平成 19年3月
- ◆発 行 北海道安平町

〒 059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地

TEL 0145-22-2511 (代表)

F A X 0145-22-2026

e-mail kikaku@town.abira.lg.jp

◆編 集 企画課企画調整係